

(2) 同上

奥泉村可納丑御年貢金之事

一、永拾貳貫七百六拾八文 高辻

内

貳百九拾四文 申川成

八百貳拾四文 當丑の茶枯

壹貫百六拾五文 同日損

殘拾貫四百八拾五文 有高

此總參拾參貫七百九文

但永壹貫文に鑑參貫貳百拾五文

中略

貞享二年丑十二月十三日

(紀元二三四五年)

長谷藤兵衛

庄屋百姓中

(長谷氏藏)

四、諸役免許

貞享年間時の奉行より蘆久保村へ御達し書寫

一 安倍郡蘆久保村ヨリ御煎茶三貫五百匁入レ五箱宛近年指上申候高百五十石ノ内ニテ毎年人足千人餘五合扶持被下御茶仕立申候間御煎茶上リ申候内ハ諸役免許被仰付可然奉存候事

貞享二年丑四月

(紀元二三四五年)

古郡文右衛門

御勘定所

右ノ付紙ニ

蘆久保村

蘆久保村役掛リノ儀近年御煎茶御用一日一人ニ五合扶持ノ積ニテ村高ニ不應大分ノ人足ヲ遣被申由其方詮議ノ上ニ相窺事ニ候間御煎茶上リ候年ハ唯今迄相勤候役掛リ赦免可被申付候尤自餘ノ例ニハ成間敷候以上

丑年五月二十三日

右ノ通り大岡備前守殿彦坂伯耆守殿中山隱岐守殿佐野六右衛門殿國領半兵衛殿御印判我等請取置候爲其如是ニ候 以上

丑年六月二日

古郡文右衛門印

足久保村中

(安倍郡茶業組合資料)

五、船積訴訟狀

延寶五年巳年櫻井藤兵衛様小池源兵衛様間瀬吉太夫様御巡見被爲遊候節相良渡廻船の譯會議の上にて船年貢被爲仰付當年迄十九年御年貢上納仕來候は勿論廻船御年貢被仰付砌船荷物番積の儀御訴訟可申上處其節は少々出申候得共船積に高下無御座候故其分に打過申候處十二三箇年以來茶荷物大分出申候得共船積の仕方段々行落に罷成候に付此分にては船共及困窮末々船を持續候儀難成可有御座候と奉存荷物の義自今以後無高下番積に被致給候様にと廻船の者共九年前に問屋へ申候處問屋仲間にて申候は尤右の段々承候此上は我々仲間と相談の上荷物の儀順より積申候様に可致候間先々今度番積の儀延引致候様にと被申候故任其意罷在候處其段も相違仕候故猶以て難儀仕候其尋に於ては乍恐口上を以て可申上候御事 後略

元祿八年亥十月

(紀元二三三五年)

遠州相良港

名主 治郎左衛門
 同 六郎兵衛
 廻船年寄 甚左衛門
 同所船持共 加兵衛 外二十二名

近山六左衛門殿

(榛原郡茶業史)

六、御用茶用器具代

覺

一代銀二十二匁五分

コシキ三口新規

但シ一口ニ付七匁五分ヅ、

一代銀三匁三分

桶カケガへ十一個

但シ一個ニ付三分ヅ、

一代銀十匁二分

蒸シ籠新規十七個

但シ一個ニ付六分ヅ、内振籠一個

合銀三十六匁

右ハ當卯年御茶御用ニ付當村御茶小屋ニテ遣申候分如是ニ御座候

寶永八年卯四月

(紀元二三三七年)

足久保村

名主 新五郎
 組頭 彌兵衛
 組頭 久兵衛
 組頭 兵衛

佐藤治左衛門殿

(安倍郡茶業組合茶業史料)

七、借用證書

借用申金子の事

合金貳分未中は 江戸小判也

右者當午御年貢金に指詰り申故借用申處實正に御座候爲此質物我當地之内屋舖一まき入置候此金子之儀者來る未の五月中以新茶を本利共急度相濟可申候若し金子滯申儀も候は、質物證人え相渡し證人方より金子に而急度相濟可申候爲其證人手形仍如件

正徳四年十二月
(紀元二二七五年)

葛籠村預ケ主

平 十 郎 印

證人 善 兵 衛 印

新 五 郎 印

(榛原郡茶業史)

八、年貢割付

子年可納御年貢割付之事

一高百八十七石一斗八升四合

駿河國志太郡桂嶋村

内

難起返引高

三十二石二斗四升六合

郷藏敷堤敷濤代道代畝違川成山崩小屋敷引

内三斗四升九合

畑方

速く可起返分

四石三斗

前々鹽村荒引

十三石八斗七升八合

去亥山崩川缺引

六十一石九斗四升八合

當子惡作檢見引

引小以百十二石三斗七升二合

殘七十四石八斗一升二合

田畑取附

此取米三十五石二斗二升一合

四ツ七分八毛

一高十五石六斗八升六合

同所新田

内

難起返引高

三石一斗二升三合

川代堤敷永荒引

一錢 七百七拾文

茶年貢定納

一米 二石二斗六升六合

二升村目米

一米 一斗二升二合

御傳馬宿入用米

納合 米 四十二石三升九合
金 貳分

外 錢 七百七拾文

米 一石一斗九升
永 拾九文四分

口米
口永

右者當子御成箇相極候條村中大小之百姓入作之者迄立會依怙無最履致割合十一月中急度可皆濟者也

享保十七年十月

(紀元二三八三年)

望月 太右衛門 印

大熊 治郎右衛門 印

八木 半右衛門 印

小嶋 覺左衛門 印

富永 六郎右衛門 印

佐久 與一右衛門 印

今井 彌太郎 印

病氣ニ付無加印

横谷 與左衛門

九、畑賣渡手形

賣渡申茶畑手形ノ事

一金三分借用申處實正ニ御座候年季ノ義ハ酉ノ暮ヨリ午ノ暮迄十年季ニ賣渡シ申候右金三分只今儘ニ請取
申候處相違無御座候爲念仍而如件

明和二年酉極月
(紀元二四二四年)

(志太郡茶業組合資料)

右村 名主
組頭
惣百姓

國吉 田村

借主 善兵衛

中原 村

佐右 衛門殿

(安倍郡茶業組合資料)

十、生元茶問屋公事 (安倍郡茶業組合資料)

(1) 生元 訴訟

文政年間駿遠兩國生元ト駿府及江戸茶問屋トノ茶公事證據書寫

乍恐以書附御訴訟申上候

靜岡縣茶業史

羽倉外記御代官所

足久保村
松野村
郷島村
喜兵衛
倭澤村
中澤村
巖野村
平野村
中平村
有東木村
入鳴村
落合村
寺尾村
横澤村
森腰村
柿島村
長妻田村
口仙俣村
口坂木村
中野村
是ヨリ葉科
飯間村
小瀬戸村

押領出入

油山村
津渡野村
野田平村
油嶋村
相淵村
横山村
村岡村
渡村
梅ヶ島村
桂山村
志太嶋村
腰越村
大澤村
長隈村
池ヶ谷村
油野村
奥仙俣村
上田村
八箇村
美澤村
新間村
水見色村

駿府茶町一丁目
相手組頭 万右衛門
同 家持 万四郎
駿府宮ヶ崎町
相手組頭 茂七
駿府馬場町
相手組頭 又右衛門
駿府上桶屋町
相手組頭 次郎右衛門
同 同 太七
駿府土太夫町
相手丁頭 五郎右衛門
同 組頭 伊左衛門
同 同 四郎兵衛
同 家持 平右衛門
駿府茶町三丁目
同 同 與右衛門
相手組頭 源七
同 家持 伊兵衛
駿府茶町五丁目
相手組頭 源兵衛

九郎右衛門
奈良間村
口掛市郎左衛門
富澤村

丹羽金十郎様御地行所

晝居渡村
赤澤村

羽倉外記御代官所

相俣村
黒俣村
寺島村
鍵穴村
小嶋村
松尾村
日向村
湯嶋村
八草村
道光村
崩野尾村
檜尾村
大間村
同御代官所

同御代官所

同御代官所

駿府下石町三丁目

相手組頭 次右衛門

駿河安倍郡柗澤村

與左衛門

駿河安倍郡落合村

百幸右衛門

駿河安倍郡相俣村

百六兵衛

駿河安倍郡黒俣村

百助兵衛

駿河安倍郡黒俣村

百長次郎

駿河安倍郡富澤村

百久太夫

駿河志太郡伊久美村

百姓代平四郎

百姓平

百姓藤四郎

同州志太郡
 鶴袖村
 伊久美村
 身成村
 笹間渡村
 地名村
 下泉村
 一十川原村
 田野口村
 堀之内村
 青島村
 田代村
 峰川村
 藤川村
 桑野山村
 大ヶ地村
 梅ヶ地村
 同御代官所
 遠州榛原郡
 水川村
 藤川村
 崎平村
 竹垣庄藏御代官附

駿河志太郡身成村
 組頭五郎右衛門
 駿河志太郡笹間村
 名主松兵衛
 駿河志太郡下泉村
 名主四郎右衛門
 駿河志太郡堀之内村
 名主孫四郎
 駿河志太郡青島村
 百姓助左衛門
 駿河志太郡峰村
 百姓善三郎
 遠州榛原郡藤川村
 百姓源五郎
 遠州榛原郡藤川村
 百姓甚八郎
 遠州榛原郡水川村
 名主藤兵衛
 遠州榛原郡上長尾村
 相手百姓傳兵衛
 遠州榛原郡久野脇村

千頭村
 奧泉村
 大間村
 同州同郡
 竹垣庄藏御代官所

同州同郡
 家山村
 拔里村
 葛籠村
 久能脇村
 上長尾村
 下長尾村
 同御代官所
 同州周智郡
 胡桃平村
 赤山村
 德瀬村
 岸澤頭村
 大時村
 牧野村
 花嶋村
 田河内村
 越木平村
 太田攝津守様御領分
 靜岡縣茶業史

百姓甚之丞
 遠州榛原郡拔里村
 名主清五郎
 百姓金六
 遠州榛原郡家山村
 名主孫右衛門
 百姓文右衛門
 瀨兵衛
 治兵衛
 太夫
 豐田郡久保村
 百姓八右衛門
 周智郡田河内村
 百姓三次郎
 周智郡石打松村
 名主野次左衛門
 周智郡西俣村
 組頭五兵衛
 周智郡西俣村
 百姓三太夫
 周智郡堀之内村

從戸大上村
田黒村
石打松下村
同御代官所

百姓 善五郎太夫十

同領分内

同州豊田郡
黒田村
西ヶ峰村
大府川村

周智郡領家村
儀右衛門

兵甲右衛門
右衛門

土屋平八郎様御地行所

中村
曲尾村
上野平村
大河内村
木根棚指村
舟場村
乙丸村
中野村
大久保村

周智郡森下村
百姓 久三郎

三郎太夫

同御知行所

周智郡天之宮村
百姓 孫右衛門

喜三郎
清三郎
長右衛門
幸次郎
千代藏
善七衛
治兵衛
茂七衛

西尾隱岐守様御領分

周智郡城下村

同 宇左衛門
同 忠七衛
同 又兵衛
同 金治

右百十三箇村總代

羽倉外記御代官所

駿州安倍郡奈良間村

訴訟人 名主 九郎右衛門

竹垣庄藏御代官所

遠州榛原郡葛籠村

訴訟人 名主 作之右衛門

喜五郎右衛門
幸右衛門
甚七衛
同 善次郎

右訴訟人惣代奈良間村名主九郎右衛門、同作之右衛門一同奉申上候私共村々之義遠州ハ四方凡三十里餘宛
モ有之駿州ハ井川村安倍川水上ニテ谷川ヲ差狭ク左右へ相跨リ字井川山ト申山凡四方四十里宛モ有之兩方
トモ高山ノ麓ニテ隣村ト申候モ凡十五六町又ハ二三里餘宛モ相離レ谷間ニ罷在百姓相續仕候ニ付田方ハ別

テ無少皆畑同様ノ土地ニテ諸作仕候テモ實法惡敷其上猪鹿猿等夥敷作物喰荒候ニ付往古ヨリ茶作而已第一仕立御年貢上納ハ勿論夫食代竝ニ諸夫錢ノ一式茶作ヲ以テ相賄ヒ年々茶製出來次第前書相手ノ者共ヘ等ク相渡シ夫ヨリ江戸表夫々へ積送り仕切値段ニ應ジ勘定請取且生元ニテモ身元宜敷者ハ御當地ヘ其荷物相廻シ賣捌キ候モノ數多有之候然ル處去ル文化十丙年以來江戸表茶問屋二十軒ニ相定リ冥加金上納仕候由ニテ其後生元ヨリ荷物積送り候ヘバ外荷ト唱ヘ御荷物翌年七八月迄又ハ二三年モ相延シ仕切金相渡シ其上格外下直ニ勘定相立候ニ付中々以テ引合不申難澁至極仕候間近年ハ國元ヨリ荷物差送り不申前書相手ノ者共方ヘ斗振向ケ差送り候處連ニ値段引下ゲ以前ヨリ見競ベハ當地ハ半減ニテモ無之下値ニテ百姓一統困窮相募御年貢御上納ハ勿論夫食等ニモ差支至テ難澁仕候間難心得追々様子聞糺候處相手ノ者共夫ヨリ御當地茶問屋ヘ馴合ハ買ハ賣ノ自法ヲ立私欲押領ノ取斗ヒ致シ候趣ニ付難差置則其段相手ノ内駿府茶師一丁目萬右衛門外七十三人へ掛合候處茶荷物ノ義ハ江戸問屋共ヨリ冥加金差上ゲ取斗ヒ候事故挨拶ニ難及候間何レニ成トモ勝手次第ニ致スベキ旨申シ候ニ付無據江戸問屋行事大傳馬町三丁目家主忠兵衛店次郎右衛門ヘ日本橋通二丁目家持嘉兵衛ヘ及懸合候處一個ニ付一貫匁ハ爲役引テ引落來リ候ヘバ其餘取斗ヒノ義何事モ一向存不申由申シ何共疑敷奉存候實ハ相手ノ者共方ニテ私欲押領ノ不宜取斗ヲ可押隱タメ江戸問屋共ノ取斗有之樣品能申紛候段難心得一體茶荷物ノ儀ハ一本正味八貫四百匁入一個ニ仕立相渡シ候處相手ノ者共儀如何仕法取拵ヘ候哉私共聞ニハ凡二貫匁餘モ江戸問屋方ヘ引取殘リ六貫三四百匁位ニテ仕切勘定相立候ニ付八貫四百匁入一本ニ付右二貫匁程ノ代銀丈ケ直段引下ゲ候様申紛シ全ク二貫匁ハ相手ノ者共押領仕候間御吟味願上候且又文化十丙年御當地茶問屋二十軒ト相極候ヨリ以來生元ヨリ積送り荷物ハ外荷ト號シ相手ノ

者共ヨリ積送り荷物本荷ト唱ヘ兩様名目ヲ付ケ茶ノ上中下ニ不拘本荷外荷共ニ一本ニ付銀六匁宛取之相手ノ者共馴合配分仕候由承知仕候右銀六匁宛一統ニ取候義ハ仕切直段勘定帳見競ルモ漏顯不致様ニ仕法立ニ御座候右銀六匁宛押領仕候段御吟味願上候

全體江戸問屋共ヨリ冥加金百兩御上納ノ義ハ問屋共方ニテ口錢藏敷ノ内ニテ冥加金御上納仕候義ト奉存候處右納方トシテ茶一本ニ付銀一匁宛江戸問屋方ヘ引落シ置相手ノ者共モ一同馴合年々配分仕候由承知仕候殊ニ駿遠兩國ヨリ積送り荷物一箇年ニ凡二萬本餘モ可有之候ヘバ右銀一匁宛荷數ニ當リ一箇年ニ凡金參百參拾兩餘ニモ可相成縱令冥加金百兩御上納仕候モ殘金貳百參拾兩相手ノ者共私欲押領仕候間右之段御吟味奉願上候

且又慶長年中ヨリ天明ノ度迄御茶製獻上仕候ニ付茶畑ノ義ハ外地所ト違御取竝辻高免ノ場所殊ニ金納ニテ金子壹兩ニ付米一斗七升高ノ御直段ヲ以テ上納被仰付置候場所ニ御座候處往古ハ茶直段相應ニ賣捌ケ候故御年貢ハ勿論諸夫錢等無差支相勤來リ候ヘ共前文ノ通り相手ノ者共江戸問屋行事一同馴合品々名目ヲ付金錢等押領致シ候テハ村々一同困窮ニ落入自然及退轉ノ外無之歎ケ敷誠ニ難義至極仕候間無是非今般御訴奉願上候 何卒以御慈悲相手ノ者一同被召出御吟味ノ上以來右體ハ買ハ賣等不仕無難ニ百姓相續相成候様被仰付被下置度奉願上候

羽倉外記御代官所

駿州安倍郡奈良間村

訴訟人 名主 九郎 右衛門

遠州榛原郡葛籠村
訴訟人名主 作之左衛門

御奉行所様

(2) 對決通知

如斯目安差上候間致返答書來ル十一月二十五日評定所へ罷出可對決於若不參ハ可爲曲事者也

申九月十四日

御勘定

曾我豊後印

同役

御用方無加印

遠山左衛門

同役

石川主水印

同役

御用方無加印

村垣淡路

御町奉行

筒井伊賀印

同役

榊原主計印

御社奉行田中

本田豊前印

御同役掛川

太田攝津印

御同役濱松

水野左近印

御同役丹後宮津

松平伯耆印

文政七年返答書

(紀元二四八四年)

申十一月二十五日御差日

御勘定

曾我豊後守様

乍恐以返答申上候

羽倉外記御代官所、駿州安倍郡落合村百姓幸右衛門外二人煩ニ付代兼同列同郡相俣村同六兵衛、同郡富澤村久太夫一同奉申上候

此度駿遠兩國村々惣代、同御代官所、同郡奈良間村名主九郎右衛門、竹垣庄藏様御代官所遠州榛原郡葛籠

村名主作之右衛門ヨリ私共外大勢相手取押領出入申立 曾我豊後守様へ奉出訴來ル二十五日御差日之 御
 尊判頂戴被相付候ニ付乍恐左ニ御答奉申上候
 訴訟人申立ノ義ハ茶生元村々ノ義ハ駿遠兩國共高山之麓ニテ隣村ト申居候モ凡十五六町又ハ二三里宛モ隔
 リ谷間ニ住居仕諸作仕附候モ實法惡敷其上猪鹿夥敷作物喰荒候ニ付往古ヨリ茶作第一ニ仕立御年貢竝ニ夫
 食諸夫錢共茶作ヲ以テ相賄年々茶製出來次第相手ノ者へ相渡シ夫ヨリ御當地問屋へ積送り直段ニ應ジ勘定
 受取又ハ生元ニテモ身元宜敷者共ハ御當地へ直積致シ賣捌候モノ數多有之候處去ル文化十丙年以來江戸茶
 屋二十軒ニ相極リ冥加金上納仕候由ニテ其後生元ヨリ荷物積送り候人ハ外荷ト唱へ仕切金等閑ヲキ其上格
 外下値ニ勘定相立引合不申候ニ付近年相手ノ者共へ振向ケ差送り候處追々直段下ゲ百姓一統困窮仕候間難
 心得様々聞糺候處茶一個ニ付二貫匁宛問屋荷主馴合私欲押領致シ其上銀六匁宛引落シ竝銀一匁宛冥加金上
 納分トシテ取立一同馴合配分致シ候由其外品々申立候

此段私共義年來茶商賣仕生元村々ヨリ茶一個ニ付風袋共八貫四百匁ニテ買入直段ノ義ハ上中下茶ノ位ニヨ
 リ時ノ相場ヲ以テ其時々代金不殘相渡シ買取庭入致シ古葉枝葉等選除焙爐ニカケ荷造津出シ致シ夫ヨリ御
 當地問屋へ積送り又ハ生元村方ノ者共御年貢上納ノ節差支へ候者共ハ翌年茶製ヲ引當前金貸遣シ春ニ至リ
 茶製出來次第追々受取ル程ノ義生元ヨリ全買切ノ荷物江戸積致シ目切等御座候テハ却テ荷主共ノ損毛ニ相
 成貫目減シ又ハ直段等ノ義ハ生元ノ者共損益ニ不拘聊可差寄筋無御座候然ルヲ茶一個ニ付二貫目丈ノ代金
 荷主共私欲押領致ス杯不都合ノ義申立此段御賢察奉願上候
 然ル處訴訟人共申立候ハ茶製出來次第私共方へ相渡シ江戸積爲致值段ニ應ジ仕切勘定相立追テ代金請取候

由相違ノ義申立其上銀六匁銀一匁ハ冥加金上納分トシテ御當地問屋ハ取置之荷主一同配分致シ候由承知致
 シ疑敷聞糺候處仕切勘定帳見競候テモ露顯不致様仕法立ニ仕成シ候由申立候得共何レノモノヨリ及聞右
 躰ノ義申立候哉難心得奉存候一躰私共山方ニテ取扱來候ハ前書之通り茶一個ニ付風袋共八貫四百目ニテ買
 取古葉枝葉等選除八貫目ニ仕立御當地問屋へ積送り運賃藏敷口錢分引相拂一重皮七百目二重皮八百目先
 ニヨリ仕來リヲ以テ問屋方へ引之竝ニ荷痛粉割等ノ損目凡二三三百目位ト見積リ平均一貫目餘減相立直段ハ
 時ノ相場ヲ以テ仕切勘定請取聊カ不正ノ取引仕候義毛頭無御座候然ルヲ荷主問屋馴合ハ買ハ賣ハ賣ノ自法ヲ立
 候杯申立候へ共荷主ノ義ハ何人トモ取極リモ無御座候へバ荷主共ニ於テ買ハ賣ハ賣ノ致スベク様無御座直段
 ノ義ハ年々豊凶ニ座シ高下モ有之殊ニ近年諸國ヨリ新産ノ茶製夥敷相廻リ候故以前ヨリハ二割方モ下直ニ
 相成候へ共是以テ時ノ相場ハ荷主共ノ自由ニ相成ベク様無御座此段御賢察奉願上候
 右等之義ハ生元村元村々ノ中直積致シ候者共能存相辨イ乍罷有訴訟人惣代ノ者共種々相違義申立私共相手
 取候段一圓難心得其意奉存候何卒以御慈悲前書ノ始末逸々御糺明ノ上有躰難澁不實ノ儀不申懸ケ様訴訟人
 者共へ御利解被仰聞被下置候ハ、難有仕合ニ奉存候猶委細ノ義ハ御尋ノ節乍恐口上ヲ以テ可奉申上候以上

羽倉外記御代官所

駿州安倍郡落合村

百姓 幸 右 衛 門

駿州安倍郡黒俣村

同 助 兵 衛

駿州安倍郡黒俣村

同 長次郎

右三人煩ニ付代兼

駿州安倍郡相俣村

同 六兵衛印

駿州安倍郡富澤村

同 久太夫印

辰ノ口

御評定所

前書之通り返答書差上候處右御差日二十五日辰ノ口 御乗船ニテ御應御成被爲候ニ付當日御吟味相流レ十二月二日評定所へ罷出奉差上候

(3) 江戸茶問屋書上

江戸茶問屋共ヨリ文政八年丙年二月二十五日ニ御勘定奉行所曾我豊後守様へ書上ノ寫
乍恐以書付奉申上候

茶問屋行司通旅籠町忠兵衛店次郎右衛門勢州住宅ニ付店頭人久兵衛日本橋通二丁目家持嘉兵衛後見人五兵衛奉申上候

駿州遠州竝ニ百十三箇村惣代羽倉外記様御代官所駿州安倍郡奈良間村九郎右衛門外一人ヨリ駿府茶町一丁目右衛門外七十四人へ相掛ル茶直段賣捌方出入御吟味中爲引合私共兩人竝ニ大和屋三郎右衛門小津屋六兵衛當月十五日御呼出ニ付罷出候處私共茶荷物引請方竝ニ仲間目法取極ノ始末御尋御座候間荒増申上候處書面ニ仕追テ差上候様被仰付候ニ付昨二十四日迄御日延奉願上候左ニ御答奉申上候
駿遠兩國荷主共ヨリ一本八貫目ニ仕立積送リ候へ共問屋共へ請取候節ハ荷痛粉割等三四百目程相減シ七貫六七百目位ニ相成候處問屋共ヨリ仲買へ賣渡シ候砌茶一本ニ付風袋一重皮ハ七百目二重皮ハ八百目役引ト申引ノ外均引粉引ノ分三百目引賣渡シ申候右引目致シ候へバ六貫六七百目位ノ仕切ニ相成右之内一個ニ付私共方へ藏敷三匁壹分口錢壹兩ニ付二匁分引四分引落仕切勘定仕相渡シ申候此義ハ先年ヨリ仕來ニテ御座候茶問屋ノ義ハ御入國以來相續仕置迄度々諸色直段御調べノ節ハ書上ゲ仕既ニ寛政二戌年町御奉行初鹿野河内守様御掛ニテ諸色直段御調之砌仲間ノ者共被召出茶賣捌方竝ニ荷主仕切仲買へ賣渡シ直段等御吟味ノ上仕切帳御調有之御當地仲買諸國荷主名前書上候様仰渡則名前帳相認メ差上申候其後相場時々相糺シ有之於問屋共不正ノ取斗一切不仕候

荷主問屋馴合茶一本ニ付銀六匁同一匁宛積金致シ年々配分仕候趣申立此義ハ荷主方ニテ一向存不申義ニ御座候右ハ文化七年二月町奉行小田切土佐守様於御番所惣十組問屋共被召出近來米價下落致シ世上一統不融通ニ付格別被爲有御世話候間組内ノ義モ爲御奉公買保致シ出精候様被仰付依之翌未年正月ヨリ御當地ハ不及申大阪表ニテ莫大ノ石數買持仕候處大金ノ損失及御公儀様奉始諸方返納金ニ差支諸組一同難義至極仕候へ共徒ニ御公儀様拜借金ノ義ニ付御返納爲手當種々相談仕候へ共組内ノ義ハ小組ニテ外ニ手談モ無之仲

間申合銘々家内幕シ方迄相減シ茶荷主先方ヨリ金壹兩ニ付二匁ヅ、受取口錢ノ内一匁宛除致シ竝荷主共ノ外ニ邂逅直送り致シ候者モ有之是等ハ年々定式ノ義ニテモ無之候ニ付外物ニ致シ二匁ノ口錢不殘仲間へ差出シ二三箇年モ除置候へバ金壹兩ニ付六匁宛ニモ相成ベク哉ニ見積リ右ノ仕法ニ取極メ候所去ル卯年三橋會所取拂被仰付

御公儀様拜借金返納ノ義格別ノ以仁惠ヲ永代年賦ニ被下外ニ借財ノ義モ夫々金主へ相對ノ上是亦年賦ニ致シ吳右ニ付口錢ノ内ヨリ一匁宛除金致シ候義ハ其節相止メ竝右外荷ノ分口錢二匁宛除置候義ハ一旦相談致シ候迄ニテ相止メ申候願人共ヨリ證據書物等差上右ノ内大和屋三郎右衛門小津屋六兵衛兩人方ヨリ右除金相談ノ義ヲ生元へ相拘リ候様文通致シ候趣承知仕存外ノ義ニテ一躰右三郎右衛門義ハ勢州住宅ノ者ニテ仲間相談ノ義ハ勿論萬事支配人へ任セ置候處手代共不埒有之七八年已前ヨリ茶商買ハ相休候モ右等ノ始末ニ候へバ仲間合ノ義モ睨ト相辨不申全手代共心得違ノ義モ申遣シ候ニ哉其節召遣候者共ハ當時罷有不申候私共仲間自法ニテ生元へ罷越シ買ハ不及申直買等不仕至極ニ御座候處右六兵衛儀八箇年以前仲間へ無沙汰生元へ罷越勝手ノ儘ニ買荒シ荷物入津ノ節仲間へ差押相糺候處種々我意ヲ申募リ却テ仲間相手取リ逆訴仕候間組内一同申合六兵衛右取斗ノ始末申立仲間除御願申上候處御利解ノ上六兵衛儀ハ隱居致シ株式ノ義ハ同人忤ニ相譲リ六兵衛名寄相改隱居六兵衛義ハ清兵衛ト改名以來仲間寄合ハ不及申商買躰へ携テ不申筈申上相詫候ニ付内濟仕御吟味御下ケ奉願右出入中六兵衛野心ヲ含ミ仲間ノ者少々モ惡評ノ義ニテモ目論見致シ候様無跡形モ亡言ヲ相工ミ生元へ文通致シ候ヨリ事起リ候義ト奉存候口錢役引等ノ義ハ往古ヨリ仕來リニテ今更可申立筋無御座候

仲間除金ノ義ハ問屋共銘々可受取口錢ノ内ニテ御座候へバ譬除置候共茶直段ニ相拘リ候義ニ無之生元ヨリ疑心可受筋毛頭無御座候間此段御賢察奉願上候

茶直段十箇年以前ヨリ二割方下直ニ相成候様申立候此義ハ文政二卯年米直段下直ニ付米穀直段ニ順ジ諸色共直段引下ケ賣仕候様御觸有之諸商人賣直段御吟味ノ上私共組合之義モ度々御調有之諸品共直下ケ致シ書上ケ仕候右被仰渡ノ御趣意荷主共方へモ申遣シ置候一躰相場ノ義ハ年々豊凶人氣ニ隨ヒ買手相進ミ候得バ自然ト相場引立相進ミ不申節ハ自ラ下落仕候義ニテ時ノ相場ニハ問屋共力ニ及不申生元ノ者茶直段下直ニ相成困窮ノ由申立候へ共近年諸國一統新製ノ茶夥敷出來別テ上茶流行ニテ生元ニテモ多分上茶相製候ニ付先年ヨリハ過分ノ金高ニ相成自然ト元方ノ間ニ相成候生元ハ私共商買ノ得意ニ候へバ籠略ノ取斗一切不仕候生元難義ニ不相成様出精致シ候

仕切代金相渡義ハ兼テ規定書取極置候ノ義ニテ聊カ不正ノ取斗不仕候然ル處今般願人申立候ハ荷主問屋馴合私欲押領致候様不取留疑迷惑致シ既ニ願人共ノ内ニテモ只今茶荷物積送り候者モ乍罷在推量ヲ以テ右躰難題不實ノ義被申越迷惑至極仕候間何卒以御慈悲前後ノ始末逸々被爲聞召譯偏ニ御聞濟被成下様奉願上候猶御尋ノ義ハ乍恐口上ニテ奉申上候

右ハ文政八丙二月二十五日江戸茶問屋ヨリ曾我豊後守様へ奉書上候寫

(4) 難澁出入訴訟

乍恐以書付御訴訟奉申上候寺西直次郎御代官所

駿河國安倍郡 足久保村

油山村、松野村、津渡野村、江島村、野田平村、倭峰村、倭澤村、油島村、中澤村、相淵村、横山村、平野村、中平村、渡村、有東木村、入島村、梅ヶ島村、桂山村、落合村、寺尾村、内匠村、腰越村、横澤村、大澤村、森腰村、長熊村、池ヶ谷村、柿島村、長妻田村、油野村、口仙俣村、奥仙俣村、口坂本村、新間村、飯間村、小瀬戸村、奈良間村、富澤村、相俣村、黒俣村、書居戸村、赤澤村、寺島村、鍵穴村、小島村、日向村、湯島村、藁山村、道光村、杉尾村、八草村、崩野村、櫛尾村、大間村、志田嶋村、村岡村

寺西直次郎御代官所

米津大膳知行所

同州同郡 水見色村

寺西直次郎御代官所

成瀬周防守知行所

同所同郡 日向村

米津大膳知行所

同州同郡 富厚里村、大原村

成瀬周防守知行所

同州同郡 坂上村、大澤村、内匠村、

右三給六十三箇村惣代

黒俣村

訴訟人

名主 助 兵 衛

桂山村

名主 孫 右 衛 門

富厚里村

名主 耕 作

難 澁 出 入

三好大膳様御支配所

駿府土太夫町 丁頭 萩原 四郎兵衛

伊勢屋 仁左衛門

米 屋 彌 七

只 間 屋 儀 八

小山屋 清左衛門

萩原屋 伊右衛門

糠 屋 太 七

上桶屋 町 柿 屋 佐 兵 衛

同 二丁目 山 本 屋 平 吉

同 三丁目 松 前 屋 源 七

同 三丁目 松 本 屋 吉 藏

小澤戸 屋 伊 兵 衛

鯛 屋 彌 八

同 五丁目 増 田 屋 治 兵 衛

安倍町 町頭 野 崎 彦 左 衛 門

柚木町 岩本屋平吉
 糠屋源兵衛
 伊勢屋啓藏
 淺間御社領同所片羽町
 村松屋傳兵衛

右訴訟人助兵衛外二人奉申上候私共村々之儀ハ安倍囊科兩川緣山中谷間極邊鄙皆畑同様之土地柄其上霧深ク諸作仕候ニモ實法惡舖從來茶製第一ニ仕御年貢之儀ハ米納村々ト違ヒ金壹兩ニ付米一斗七升高ニテ高免金納ニ有之茶畑ハ御高地ニテ往古御煎茶御用相勤引續キ茶製ヲ以テ年々御年貢金上納夫食代等相賄只村々茶製賣捌方之義ハ古來ヨリ駿府ニテ相對中繼イタシ清水港燒津港へ運送江戸直賣仕來無難百姓經營相續罷在候然ル處相手四郎兵衛外十八人之者共義新規茶問屋相願御免ニ相成候趣ニテ銘々見世先へ掛札張札等仕候段百姓共見聽驚入候右體新規茶問屋出來候テハ私共村々茶製賣捌口ヲ取ルニ逢候罷罷成相續方ニ拘リ右四郎兵衛義ハ茶商賣モ不仕候得共新規茶問屋取締之由ニ付同人方へ惣代之者罷越シ問屋御願濟ニ相成候様子相尋候處此度茶問屋再興奉願上駿府於御番所被仰付候得共未問屋口錢藏舖等其外相談中之趣申聞候ニ付山中茶荷物仕來通リ駿府中繼持通シ差支有無相尋候處市中ハ不卸持越ノ分ハ口錢不受取一旦市卸繼送候分ハ口錢夫々受取趣申候一體私共村々茶製之義ハ御年貢第一ノ品ニテ往古御煎茶御用被仰付元和之交御茶壺御用相勤候證據モ有之寛永元祿之交御免狀ニモ御茶小屋代御引方竝繪圖書類等所持貞享年中古郡文右衛門様御支配之砌御茶御用人足御扶持頂戴諸役御免許天明年中柴村藤三郎様御支配中御茶御用被仰付年々上納仕候書有之享保之交清水港積送り運賃爲替手形其外書類有之文化十酉年江戸表十組被仰付候杯モ江戸積運

方ニ付控書十組問屋行事ヨリ山中村方荷元之者差越今以所持天明十三寅年十組御差止メ被仰付候テモ前々同様江戸表へ無差支村々ヨリ直出シ仕候義ニテ古來ヨリ江戸問屋仕切書所持罷在是迄駿府茶問屋相立口錢藏舖等差出殊ニ山中ヨリ駿府迄ノ遠方ノ村方ハ八九里ヨリ十里餘宛モ有之其上山道難所ニテ漸々茶一二本ヅ、駿府迄脊負出シ先ヨリ同所ニテ懇意之者ヲ以清水港へ運送仕來渡世罷在候儀ノ處相對中繼新規茶問屋ヨリ被差止江戸表問屋モ口錢差出シ候品ヲ途中ニ於テ新規茶問屋相立口錢藏舖被取立候様成行候テハ此以後無際限二重ノ口錢差出候様相成候ノミナラズ山中村々小前百姓江戸直出行届兼候者ハ土地ニ於テ中買ノ商人へ賣渡シ候分モ駿府茶問屋相掛リ候故夫丈ケ値段モ引下ゲ買請候様相成可引立様無之畢竟茶場所村々ヨリ清水港迄ハ道法リ相隔リ駿府ニ中繼無之候ニ付津出シ差支候ヲ見込茶荷物何レへ差置候ニテモ口錢可受取様申聞段全ク手詰ニイタシ合ル買可仕折々奉存候何共難差置顯然口錢利潤丈ハ村々百姓共ノ痛ニ相成此儘罷在候テハ茶場所村々必至ト困窮ニ陥リ及退轉候外無御座差當リ當春茶時杯差向相手ノモノ共ヨリ自法可申掛モ難計餘ノ品ト違ヒ茶製ノ義ハ江戸運送猶豫難出來片時モ安心不相成難澁至極ニ仕候間無是非今般御訴訟奉申上候何卒以御慈悲相手ノモノ共被差出御吟味候上手狹窮屈ノ自法不相立新規問屋御差止私共村々茶荷物仕來ノ通リ江戸直積ハ勿論何レ成共勝手次第賣捌御年貢御上納不差支無難相續出來候様被仰付被下置候様ニ奉願上候 以上

右三給六十三箇村總代
 寺西直次郎御代官所

駿州安倍郡黒俣村

同御代官所

名主 助 兵 衛

同州同郡桂山

名主 孫 右 衛 門

米津大膳知行所

同州同郡富厚里村

名主 耕 作

御奉行所様

前書之通り御訴訟奉申上度奉存候間何卒御慈悲御差出被成下置候様奉願上候 以上

嘉永六年五月

(紀元二五二四年)

右 黒 俣 村

名主 助 兵 衛

桂 山 村

名主 孫 右 衛 門

富 厚 里 村

名主 耕 作

相 俣 村

百姓代
差添人

彌

七

寺西直次郎様

御役所

十一、御用茶一件 (静岡市所藏)

(1) 御用茶船積

一拙者共儀此度御茶御用被仰付御荷物船廻シ仕江戸表エ差上候節の場源七御用相勤候先格之通當地ヨリ清水港迄付送り事之儀拙者共方ヨリ申遣候度々傳馬町問屋場ヨリ御定之賃錢ヲ以馬無滞差出候様奉願上候
尤右御茶荷物御用差札之儀是又先格之通奉願上候

一右御茶船積之儀源七御茶差上候節朱ノ丸船印相立來候由ニ付猶又清水船問屋承糺候所相違無御座候間先格之通朱ノ丸船印之儀奉願上候此儀者萬一海上難風等ノ節右船印御座候ハ、浦々ヨリ助船差出御茶荷物相廻シ候様勿論浦々ニ而船込合之節モ倉末之儀無之廻船差滞候儀無御座候ニ付先格之通奉願上候
一御前御茶若陸付被仰候節者御賄方様ヨリ當所町御奉行所エ被仰遣候由當所ヨリ品川迄馬場町御奉行所分被下置候此儀モ先格之通リ願右者の場源七相勤候節先格之通ニ御座候及承罷在候ニ付此度拙者共儀モ右同様奉願上候間願之通被仰付被下候也 以上

寶曆三年西五月

(紀元二四一三年)

安西二丁目

九 左 衛 門 印

茶町二丁目

只次郎印

安倍町

彦左衛門印

大屋奎之助様

御役所

右之通御代官大屋奎之助様御役所エ奉願上候寫乍恐御願申候 以上

西五月

九左衛門印

只次郎印

彦左衛門印

御番所様

(2) 御用茶請證文

差上申御請證文之事

一、御前御茶五本 但シ一本四十斤入

此金六兩二分 銀十匁二分五厘

但シ一本ニ付金一兩一分 銀五匁八分五厘

是者先達而差上候手本茶之通隨分入念仕立内之袋厚紙ヲ以二重ニ仕立上ハ琉球包細引ヲ以荷造仕候積

外

金一分 銀八匁七分五厘

是ハ右御茶五本駿府ヨリ清水湊迄持届賃諸掛御入用

金一分 銀一匁二分五厘

是ハ右同所清水湊ヨリ船廻仕江戸表差出之上御差圖之方エ付上ゲ相納候諸買入御入用

小以金七兩一分銀九匁二分五厘

一、御次茶 三百本 但シ一本四十斤入

此代金二百十四兩一分 銀七匁五分

但シ一本ニ付金二分 銀十二匁八分七厘五毛

是者先達而差上候手本茶之通隨分入念仕立内袋厚紙ヲ以仕立上ハ蕙包太繩ニ而荷造リ仕候積

外

金五匁二分 銀六匁五分

是者右御次茶三百本駿府ヨリ清水湊迄持届賃諸掛御入用

金十六兩一分

是ハ右同所清水港ヨリ船廻御江戸表差シ上御差圖之方迄付上ゲ相納候諸賃御入用

小以金二百三十六兩一分

合金二百四十兩二分 銀九匁二分五厘
右者江戸表

御本丸、西御丸御用御茶先達而直積リ差上候所段々御吟味之上書面之直段ヲ以御茶御用定請被仰付候間先達而差上候手本茶之通少モ相違無之様隨分入念仕立差上ダ可申旨被仰渡承知難有仕合奉畏候然上者御茶之儀隨分入念仕立年々御差圖次第御茶廻船仕相納可申候

一、御茶員數之儀者年々被仰付次第書面之通一本當リ值段ヲ以代金御渡被下旨尤駄賃船賃等諸掛リ御入用之分モ一本當リ之積リヲ以御渡被下旨是又奉畏候

一、御茶代金之義者御茶不殘相納候上御渡可被下旨被仰付奉畏候

一、御茶納方之儀ハ江戸表エ諸掛段々着次第相納御差圖ヲ以相納候様可仕候

一、御茶船廻之節萬一難船等有之候共私共引請御損毛御願不申上代リ茶早速相廻無滯相納可申候

一、御前御茶之儀若陸付被仰付候ハ、先達而差上候積リ書之通り御茶五本ニ付金二兩一分、銀六匁之割ヲ以被仰付可被下候駿府ヨリ府中宰領相添江戸差出之上御差圖之方エ相納候様可仕候

右之通ニ御請仕候上者御茶之儀隨分入念大切ニ仕立差上年々六月中旬ヨリ七月中旬迄ニ清水港迄御茶不殘差出段々船積仕江戸表着次第相納可申候若相廻候御茶之内匁末成モ有之先達差上候手本ト相違仕候ハ、御差圖次第取替上茶ヲ以急度上納仕候若不作之事御座候共定直段之外御願申上間敷候大切之御用被仰付候上萬一匁末之儀モ御座候ハ、御用取放候儀者勿論急度御答可被下仰付旨被仰渡承知仕候隨分諸事大切ニ御用御手支無御座候様相勤可申候右爲御請證文差上申所仍而如件

寶曆三年西五月
(紀元二四一三年)

駿府安西二丁目

萩原屋 九左衛門 印

野崎屋

證人 彦左衛門 印

甲州屋

證人 只次郎 印

大屋奎之助様

御役所

(3) 御用茶吟味請書

御吟味ニ付以書付申上候覺

一、御前御茶五本 但四十斤入

此代金六兩二分 銀十四匁二分五厘

但シ一本ニ付金一兩一分 銀五匁八分五厘

外銀八匁二分五厘 此度御吟味ニ付引下ダ候分

一、御次茶 三百本 但右同斷

此代金二百十四兩一分 銀七匁五分

但シ一本ニ付金二分 銀十二匁八分七厘五毛
外金四兩一分 銀七匁五分

此度御吟味ニ付引下ゲ候分

右者江戸表御用御茶直段御吟味ニ付先達而手本茶相添直段書付差上候ニ付御伺被仰上候所直段高直ニ付先達書上候直段之内一割通引下ゲ御請可仕旨被仰御吟味之趣承知仕候得共先達而御吟味之節モ申上候通御茶御用ヲ被仰付候儀者冥加至極ニ奉存候隨分出精仕直段書上候ニ付此上引下ゲ候テハ御請難出來奉存候間書上ゲ候直段ヲ以仰付可被下候様相願申候處猶又被仰聞候ハ右御用相勤候儀者冥加成儀其上當年一箇年被仰付候儀ニハ無之此以後定直段年々御用被仰付候へバ畢竟御用御茶師ト申者ニテ有之候間彼是篤ト了管仕何分ニモ直段引下ゲ候様再應御吟味被仰聞候趣承知仕候右申上候通何卒御用相勤申度先達隨分直段切詰手本差上候殊更年々御用被仰付被下候儀ハ冥加至極ニ奉存候然共此度差上候直段ノ儀者初メテ御用之儀ニ付一向徳用之儀ニ相不構隨分下直ニ積リ立候所定直段ニ被仰付候テハ此上凶年之無構年々差上候儀ニ付別ケテ右直段之内引下ゲ候テ御請仕候テハ難儀ニ奉存候へ共御吟味之儀ニ付御次茶之方先達而書上直段ノ内一分通引下ゲ御請可仕候旨申上候所一分ニテハ餘リ少分之儀ニテ御伺モ難被仰上候其上御次茶計引下ゲ候ト申候テハ猶以難被仰上候間不殘五分通引下ゲ候様ニ被仰聞承知仕リ候へ共商物ト違大切之御用ニ付御茶之儀モ隨分吟味仕候先達而差上候手本茶之通少モ相違不仕候様仕立可申ニ付中々引下ゲ候テハ御請仕難候へ共再應御吟味之儀其上御茶御用相勤候者冥加至極ニ奉存候ニ付御前茶御次茶共一分通引下ゲ御請可仕旨申上候所尙一分通ト申候テハ何分ニモ御取用難儀候間左候ハ、三分通引下

ゲ候様猶又御吟味御座候併シ前書ニモ申上候通り豊凶ニ寄年々仕入方ニハ違御座候へ共定直段御請仕候得者豊凶ニ相構不申御用相勤申儀ニ付中々三分通引下候テハ御請難仕奉存候然共再應御吟味ニ御座候所最初申上候外引下ゲ候儀難仕ト計モ難申上近頃以迷惑ト奉存候へ共御前御茶御次茶共二分通引下ゲ定直段ニ御請可仕候此上ハ何ト御吟味御座候共直段引下ゲ候テハ一向御請難仕候
右御茶代之外清水港迄持送り海上運賃等之内モ二分通引下ゲ候様御吟味御座候へ共此儀ハ惣體商荷物清水迄附出シ候節モ宰領相添勿論江戸着之上船下賃人足賃等諸掛リノ分積リ立先達書付差上申候通尤御太切御用ニ御座候得者持送り運賃積リ方等迄隨分吟味仕入念申付候ニ付先積リ之内引下候儀ハ何分ニモ難仕奉存候先達書上候通ニテ被仰付被下候様幾重ニモ奉願上候右御請證文一札差上申所少モ相違無御座候以上

西五月

駿府安西二丁目

萩原屋 九左衛門 印

大屋奎之助様

御役所

(4) 御用茶發送覺

覺

一、御前御茶 四十斤入五本

但シ御手本茶ヨリ少宜敷仕立

静岡縣茶業史

此代金六兩也 但一本ニ付金一兩ト銀十二匁
一、御次茶 四十斤入三百本

但右同斷

内 百五十本ハ 御本丸御用

百五十本ハ 西御本丸御用

此代金二百六兩一分

但一本ニ付金二分 銀十一匁二分五厘

合三百五本 但シ御手本茶ヨリ宜敷仕立

此代金二百十二兩一分

外

金一分 銀八匁七分五厘

御前茶五本分 清水湊迄持届ケ諸掛リ入用 但シ上作琉球包ニ仕立

金五兩二分 銀七匁五分

御次茶三百本分 清水港持届ケ諸掛リ入用 但シ上作菰包ニ仕立

合金二百八兩一分 銀一匁二分五厘

右御前茶竝御次茶前書之通仕立清水港迄持届候入用共ニ御請負

外

金二兩一分 銀六匁

御前茶五本分 陸付可致道中宰領付ケ江戸御臺所迄相納候御入用

金十六兩二分

御次茶三百本分 船廻仕江戸御臺所迄付上ケ共御入用

合金二百三十六兩三分 銀七匁二分五厘 一式御入用

右御茶三百五本 新茶ニ而隨分入念仕立來ル六月中ニ不殘清水港迄持届ケ可申候 以上

萩原屋

九左衛門印

大屋奎之助様

御役所

(5) 御用茶差札受取

覺

御用御茶ト有之候

一、差札十三本 但シ角之内大之字御焼印有之

御本丸御用ト有之

一、差札二本 但シ右同斷

右者御用御茶清水港迄馬付仕差遣候ニ付書面之御差札竝道中御差札共ニ被成御渡奉請取候 以上

西六月十九日

御茶師

(一八八六)

九左衛門
九左衛門
只次郎

大屋奎之助様

御役所

(6) 御用茶發送

乍恐以書付御願申上候御事

一、御本丸 西御丸 御用之

御前御茶御次茶共ニ出來仕候ニ付明二十七日ヨリ清水港エ追々差出船積仕候ニ付傳馬町エ駄賃馬申遣
差出申候依而乍恐御斷申上候 以上

寶曆三年西六月

(紀元二四一三年)

安西二丁目

御茶師 九左衛門印

御番所様

(7) 御用茶代請取

請取申御茶金之事

合金二百四十三兩二分九匁二分五厘

金七兩一分 銀九匁二分五厘

御煎茶五本代竝諸掛御入用共御次茶三百本代竝ニ運賃諸掛御入用共

右者

御本丸、西御丸御用駿州安倍御煎茶三百五本定直段ヲ以御買上被仰付御春屋皆納仕候依テ右御茶代金竝運
送駄賃諸掛物一式御入用金書面之通受取申所實正ニ御座候仍而如件

寶曆三年西九月

駿府安西二丁目

萩原屋

御茶師 九左衛門印

平岡仁右衛門殿

渡邊才次郎殿

山田八左衛門殿

前書之通相違無御座候 以上

大屋奎之助印

(8) 御用茶員數伺

乍恐以書付奉窺候御事

静岡縣茶業史

(一八八七)

大屋奎之助様御代官所之節御茶師御用被仰付差上申候御茶員數之儀年々被仰付候處當年者今以御茶員數等御書付不下置候最早茶仕入之節ニ差向候ニ付支度等仕度奉存候依而乍恐奉伺上候 以上

寶曆七年五月二十八日
(紀元二四一七年)

萩原屋

御茶師 九左衛門印

小川新右衛門様

御役所

(9) 御用茶納期

御用御茶百十三本明後六日

納ニ相成候間例之通無間違

御春屋ニ可被罷出候以上

九月四日

大屋奎之助

役所



御茶師

九左衛門

御本丸 西御丸 御用御茶所



駿州

御茶師

安部御煎茶四拾斤詰

萩原屋九左衛門印

(10) 御用茶由緒

駿州安部郡御煎茶之儀國産之由第一

東照宮様駿府御在城被爲遊候御時者不及申其後御連枝様方御在城之節共御召ニ相成宇治御壺同様之御用被仰付駿府町人其内ニテ右御用達相勤御登城ニ相成候後モ御吉例ヲ以江戸表御兩丸様御用之儀寶曆二申年迄

馬場町の場源七郎奉差上同年迄之武鑑御用達之部ニ駿府住居御煎茶師の場源七ト有之同三酉年ヨリ拙者方別家安西二丁目萩原屋九左衛門、安倍町野崎彦左衛門、茶町二丁目甲州屋只次郎三人ニ御用被仰付御茶調中賣茶荷物等猥ニ船積難相成種々御定ニ而駿府御代官所御取扱ヲ以代金御下ゲ被下置御茶之儀者御用達ヨリ江戸表御春屋ニ直上納致シ申候右者天明度ニ至リ候而ヨリ只次郎事改名庄兵衛一人ニ而御用相勤候ヲ其砌之武鑑ニ同人一人名ニ有之其後庄兵衛方御用難相勤跡引受之者モ自然御用達止ト相成候ヲ寛政度山之手町方出火類焼ニテ朱之丸御幟竝御掛札等諸書物相失ヒ巨細難譯且御茶袋ニ相用申候御判木ニ挺其外書物九左衛門方ニ有之分ヲ以今般取調置申候右者乍恐御由緒之御儀有之國産第一品ニ付再願奉申上假令聊ナリ共御用ニ相成駿府町ニ而御用茶師之名目相立候ハ、國産規模相成候ノミナラズ町方繁榮之基ト存此段年來願居候 以上

弘化三丙午年正月
(紀元二五〇七年)

駿府土太夫町

萩原四郎兵衛印

寶曆二申年迄馬場町の場源七郎御用相勤同三酉年ヨリ安西二丁目萩原屋九左衛門義御請負安倍町野崎彦左衛門、茶町二丁目甲州屋只次郎兩人加判同七年ヨリ右只次郎改名庄兵衛義天明度ヲ相勤申候事
右御用達駿府住居之記有之寶曆天明武鑑二冊爲證據添置申候

(11) 御用茶由緒書

静岡市馬場町の場源七氏の幕府御用茶由緒書左の如し。

御煎茶御用御由緒之覺

嚴有院様御代七十九年以前(以下缺字)

御膳御次(缺字)

仰付差上申候

常憲院様御用館林ニ被遊御座候節

三年以前天和元年酉(缺字)

御膳御次仰(缺字)

御臺様御膳御次御煎茶

差上申候御事

桂昌院様御用白山御殿

八十三年以前寛文

御膳御次御煎茶指上

文昭院様御用櫻田御殿

八年以前貞享三寅

御膳御次御煎茶指上

一位様御輿被爲御入候以來

御煎茶指上

有章院様御代茂不相替御次茶

指上申候事

陽仙院様被爲遊御入與候

仰付指上申候御事

當御代様御用不相替

仰付指上申

西之丸様御用不相替

二之丸様御用當成年ヨリ

御前御次茶共ニ被爲仰付

惣御守殿様方不殘御用

仰付指上申

右衛門督様御用並御簾中様

被爲仰付指上申候

右之通御代々様御用被爲仰付御殿御用茂被爲仰付候様(缺字)

寛保二年戊三月

紀元二四〇二年(百七十八年前)

因に缺字は火災の爲焼失不明

十二、茶問屋被仰付願 (静岡市所藏)

乍恐以書付奉願上候御事

私儀數年茶商賣仕候ニ付所々ヨリ茶商人折々罷越逗留仕候只今迄ハ其節ニ御届申上宿仕候前々ヨリ町内惣右衛門、平右衛門兩人茶問屋仕罷在候處兩人共身上相仕舞唯今ハ茶問屋仕候者無御座候依之私茶問屋仕度奉存候乍恐御慈悲ヲ以茶問屋被仰付被下置候様奉願上候
右之趣乍恐被爲聞召譯御慈悲御意奉仰候 以上

寶曆六年壬九月二十八日

(紀元二四一六年)

願人	又	右	衛	門
丁頭	平	右	衛	門
御番	所	様		

右願之通茶問屋被仰付候仍而御番所ヨリ判形仕差上候

此度茶問屋被爲仰付候義ニ付

- 一、江戸其外諸國ヨリ茶注文參候共今迄之通御勝手次第商事被成候外茂構申義無御座候
- 一、藁科通造茶送り荷物請申間敷候元來元々ニ仕入茶之義者格外之事候間請取可申
- 一、安倍通茶荷物直買送り茶者此上一切致間敷元來元ヨリ仕入茶之義ハ格外ノ事ニ候間請取可申候猶又此末差障申候義有之候ハ、何時成共得御相談可申候爲後日證文如件

茶問屋

又右

九左

文右

善右

衛

衛

衛

衛

門

門

門

門

茶屋仲間御店中

十三、茶仕切書

茶仕切小判六十目割

今

五番 七貫匁

兩二四貫八百 一金一兩一分ト十二匁五分

六番 七貫匁

同 四貫八百 一金一兩一分ト十二匁五分

八番 七貫匁

同 六貫三百 一金一兩ト六匁九分八厘

二十三番 七貫匁

同 五貫二百 一金一兩一分ト五匁七分七厘

二十二番 七貫匁

同 四貫八百 一金一兩一分ト十二匁五分

十七番 七貫匁

同 五貫二百 一金一兩一分ト五匁七分七厘

二十六番 七貫二百匁

同 七貫八百 一金三步ト十匁〇三分八厘

七本

〇金九兩ト六匁四分

内

一 十匁〇五分

一 七匁五分

一 五分六厘

一 金一分ト三匁二分一厘

一 三匁五分

一 九分三厘

〇金二分ト十一匁四分

引

金八兩一分二朱ト二匁五分

此錢二百八十三文

運賃

藏敷

爲替

爲口

爲步

爲登

右者今般茶荷物仕切金銀共皆濟仕此表一切出入無御座候

天保十一庚子年十二月
(紀元二五十四年)

山本嘉兵衛

出雲與左衛門殿

備考

出雲氏ハ安倍郡大川村柗澤ノ人

金	一兩	六十匁
目	金一分	十五匁
割	金一朱	三匁七分五厘
錢	八一兩	二六貫八百文

十四、茶問屋再興及問屋山元出入 (静岡市所藏)

町御奉行三好大膳様御在勤中

嘉永五子年六月十六日發願

茶問屋再興諸用留書拔

駿府茶問屋取締

萩原四郎兵衛控書

子六月十六日願立

同八月二十一日御開濟

同九月六日人數取極御帳面ニ附

再興被仰渡駿府町御奉行

三好大膳様

御掛與力

松井官兵衛様 初榮之進様事
田宮十二郎様 御若孝一郎様

茶荷物諸國出シニ付生元ヨリ公事方御勘定奉行所へ願出ル

本多加賀守様

御掛御留役 吉田雄藏様

右御取上ゲ無之御下ゲニ付猶又御勝手方エ出ル

石河土佐守様

御掛リ御勘定

松村忠四郎様
笹本新作様

右御奉行京都御造營掛リニテ御上京中御同役松平河内守様エ御預ケ尤御掛リハ付廻リ

石河様卯六月田安様御付ニ成跡

水野筑後守様御同人御役替ニ付御舊役川路左衛門尉様エ御引渡其上江戸町御奉行様へ御掛合ノ上御老中

様へ御伺被成安政四巳年九月四日駿府御奉行所へ被仰越御調濟被渡候事

當御府内茶問屋之儀往古ヨリ被仰付在之處去寅年御改革諸問屋御停止被仰出猶再興御觸ニ付願之通被仰付

候一件起立ヨリ委細留帳有之候得共猶見易重立候書類如此寫出シ致懷中留書置申候 以上

安政二卯年六月
(紀元二五十五年)

駿府茶問屋取締

萩原四郎兵衛久訓

當町方之儀連々諸商人衰微相成候ハ元來諸問屋取極ハ無之諸國商人勝手ニ入込候ヨリ事起歎ケ敷且近來別而山中產物茶ニ不限諸品生元百姓ヨリ國々へ取引致候故自然町方渡世薄ク成行候間今般江戸表ニオ井

テ諸問屋再興被仰出候間當御府内モ茶問屋願上商法相立候ハ、往々町方繁昌之基ト存萩原四郎兵衛存付同町米屋彌七、伊勢屋仁左衛門、只問屋儀八、安西三丁目小澤戸屋伊兵衛、同一丁目柿屋佐兵衛エ咄合候處何レモ致同意其上猶同渡世之者エ談合彌銘々當時之成行ニ而ハ渡世ニ不相成候間假令差當リ入用何程相懸リ候共往年ハ株式ニ相成候事故願立度趣申シ別書名前始メ土太夫町葺屋清左衛門是又格別致丹誠江戸表御奉行所エモ仁左衛門ハ永々出府致申候斯而此問屋一件ニ付初發ヨリ丹誠致候ハ右名前之者ニ而彌取極リ相付候上仲間控帳エモ得ト留置後年々鑑ニ致可申候事

(1) 茶問屋再興願

乍恐以書付奉願上候

當御府内諸商人之義實曆度問屋御糺之節書上御茶問屋其外御座候得其他向問屋ト違ヒ諸色賣買庭入口錢津出候改方等之取締向相付不申國産之内ニテモ茶之義ハ別テ國々エ聞ヘモ有之往古乍恐安部郡足久保村ニ御園有之宇治御壺同様ニテ井川村海野彌兵衛、柿嶋村朝倉六兵衛支配被仰付其上御代官所御陣屋前之御茶小屋エ持出シ御改テ請御兩丸様エ献上仕候ヘ共如何之譯ニ御座候享保度御差止ニ相成且又

御臺所方御茶之義年々御買上ニテ馬場町の場源七郎御用相勤朱之丸御職竝御用札御渡ハ勿論陸廻シノ分ハ當

御奉行所様ヨリ海道筋エ馬觸被下置候先格ヲ以寶曆三酉年四月安部町野崎彦左衛門、安西二丁目萩原屋

九左衛門兩人ニテ相勤候證據書物等未ダ所持仕居其後天明迄茶町二丁目甲州屋庄兵衛相勤候以來右株式之義モ江戸表ニテ請負人出來當御府内ニテ引受候義相止此外安永度江戸表分御沙汰有之安部茶

御本丸之水ニ風味宜敷段御試シ被爲遊水見色村産茶御用ニ相成年々五貫目宛御買上ニテ當所御代官所ヨリ御臺所エ奉差上候御儀是又寛政四亥年御差止ニ相成國産物之規模相失ヒ歎ケ敷次第ニ御座候勿論古來ヨリ茶問屋在之候由之處中絶ニ付問屋再興之義ハ寶曆六年子九月馬場町又右衛門、下石町一丁目久右衛門、安西二丁目九左衛門願之通被仰付御座候得共町方ニテ小賣渡世仕來候者ハ差障リ無御座候得共山中ヨリ出候茶荷物問屋ニ不拘猥リニ諸國ヘ直送リ致置買出所慥不成荷物取揃候義難斗問屋取極有之候詮モ無之難義ニ付右様之義無之山中ヨリ出候荷物問屋場入相場相立正路ニ致賣買度市中エ御觸流シ被下置度去天保二卯年御奉行跡部大膳様御在勤中奉願上候處掛リ松井官兵衛様御取調ノ上同年五月八日御觸流シ被下置候以來年々新茶出始メ申合問屋ニオキテ同渡世之者立會相場相立致賣買取締相付往々渡世向規矩相立可申ト相屬難有仕合奉存候處同十三寅年御改革ニテ江戸表十組諸問屋御停止ニ相成右ニ付又右衛門外兩人共問屋名目御差止メ被仰出候後ハ自己勝手ニ山中ヨリ出候荷物買調賣先之義モ同様相成候處此度於江戸表ニモ文化度之通十組問屋再興被仰出候難有御時節ニ付何卒當所茶問屋ニ不拘諸向商人共問屋組合御取極被下度奉存候處私共先祖ヨリ引續茶商賣イタシ年來家業致相續候義ニ付當御時節ヲ幸ニ存去ル卯年御觸流之義モ御座候事故今般當所之義モ茶問屋再興奉願上勿論又右衛門外兩人當時ハ外商賣致居候ヘ共安西通茶町通都而山之手町方ニオイテハ多分之茶荷物取引仕候商人共御座候間此節右渡世イタシ江戸表

ハ不及申他向エ荷物積送リ候名前之者一同エ問屋名目被仰付其餘町方ニテ小賣杯致度者ハ仲間ト唱候名目御取極奉願上且江戸表文化度之振合ニ准ジ當所之義モ行司取極其者ニテ取締方相付申度左候得バ素人共山中エ入込直買不致生元村々百姓ニオ井テモ取極リ相付他エ直賣不致様成行出所モ儘ニ相成又ハ難破船有之節モ問屋家數取極候得バ假令遠國浦方エ罷越候共都而調方行届御府内茶商賣之モノ共繁昌可致基ト奉存候間何卒行司竝問屋人數取極願之義御聞濟被仰付被下置候様仕度然ル上ハ名前取調可奉差上候間其段市中竝津出シ場之義ニ付清水町以御觸流之義格別之御賢慮ヲ以御聞濟被下置度奉願上右被仰付候上ハ御冥加筋之義奉願上候義ハ恐多奉存候間何卒爲御國恩茶問屋ノモノ共ヨリ久能御宮竝寶臺院御靈屋エ年々四月別製清淨ニ仕立候御茶獻納仕度左候得バ前願奉申上候足久保御茶園ハ不及申

御臺所御用茶等迄先年當國産之品ニ而御用ニ相成規模相立候而已ナラズ渡世冥加無此上重々難有奉存候間此段幾重ニモ御聞濟之程奉願上候 以上

嘉永五年六月十六日
(紀元二五二二年)

土 太 夫 町
願人惣代 萩原 四郎兵衛
同 町
伊勢屋 仁 左 衛 門
同 町

只問屋 儀 八
同 町
萩原屋 伊 右 衛 門
上 桶 屋 町 七
糠 屋 太
安西一丁目
柿 屋 佐 兵 衛
町役人惣代
同 町
丁 頭 嘉 右 衛 門

御 番 所 様

(2) 問 屋 聞 届 請 證 文

差 上 申 御 請 證 文 之 事

願人惣代萩原四郎兵衛始外五人之モノ共義當町茶商賣之モノ共往古ヨリ江戸表エ御獻茶イタシ又ハ御用茶相納候義寶曆度ヨリ天明度迄相勤其後安部産茶御買上當所御代官所ヨリ江戸表エ被遊御差立候處寛政四亥年御差止ニ相成候得共問屋再興之義ハ寶曆六子年馬場町又右衛門外兩人エ被仰付有之去ル寅年諸問屋御停止相成候得共猶又再興御觸御座候所天保度茶商賣方ニ付御觸流シモ御座候

間以後問屋並仲買行司名目ハ先而被仰付無御座候義故外響キニ相成難ノ及御沙汰問屋名目之義ハ御聞届被遊候尤再與被仰渡候迎文化度ノ如ク株札等御渡被遊候義ニハ無之人數之増減ハ勝手次第ノ事ニ付不筋之申合手狹窮屈之自法相立候義ハ決而不仕其渡世柄ニ寄無據人數不足候而ハ差支候義有之品ハ御吟味之上明白ニ其イハレ無御座候而ハ容易ニ難被遊御聞濟旨其外エ 江戸町御奉行所ニオヒテ市中エ被仰渡候次第去亥年三月被仰渡置候趣相心得問屋名目被遊御聞届候得共不取締之義ハ勿論山中引合先其外商賣筋ニ付不筋之義無御座候精々申合可成丈直段引下ダ賣買可仕御觸流冥加之義ハ不被及御沙汰候間其旨可存右之通被仰渡承知奉畏難有仕合奉存候仍御請證文差上申處如件

嘉永五年八月二十一日

願人惣代

安西一丁目

柿屋佐

兵衛

衛

上桶屋町

糠屋太

七

土太夫町

萩原屋伊

右衛門

門

同町

只間屋儀

八

同町

伊勢屋仁

左衛門

門

同町

丁頭萩原四郎兵衛

御番所様

右四郎兵衛始五人之者エ被仰付趣私義モ承知仕候ニ付與印差上申候 以上

右町々丁役人惣代

安西一丁目

丁頭嘉

右衛門

門

(3) 御法度確守請證文

差上申御請證文之事

諸商賣問屋奉願上御吟味之上被爲仰付被下置候上ハ依怙最負不仕正路ニ賣買仕口錢定之外過分取不申他所ニ勝レ法外之賣買仕間敷候諸國ヨリ罷越候諸商人カサツ不法之義無御座御法度之趣相守萬端心ヲ付候様差仕候最初ヲ爲申開始而罷越候者ハ別而入念吟味仕住居不慥成者宿不仕一夜宿ノ外丁頭エ斷置逗留日數國所名前商賣體帳面ニ記置御斷申上候ニハ及不申候得共萬一旅人之義ニ付御尋之義御座候節ハ詳ニ申上候様可仕旨且又御帳面不附モノ問屋ケ間敷義仕候者御座候節ハ承リ出次第御訴可申上候間問屋相止候歟外エ讓渡候ハ其段申上候様可仕若障候義歟又ハ思召被成御座候節ハ被仰付次第問屋相止メ可申旨被

仰渡候趣逸々承知仕奉畏候因茲町頭共連判御請證文差上申處仍如件

嘉永五年九月六日

茶問屋

土太夫町

丁頭 萩原四郎兵衛

清左衛門

仁左衛門

伊右衛門

彌七

儀八

平吉

組頭 十兵衛

同庄 七衛

安西三丁目 吉

平吉

伊兵衛

彌八

丁頭 源七藏

安西一丁目 衛

佐兵衛

丁頭 嘉右衛門

上桶屋町 七

太七

組頭 德次衛

同半兵衛

安倍町 兵衛

丁頭 野崎彦左衛門

組頭 平兵衛

同平七

御番所様

(4) 御趣意相守掟

掟

一、從御公儀様被爲仰付候御趣意堅々相守可申事

附リ火之元大切ニ致シ焙爐破損等之義無之様可致候

一、問屋名前ヲ貸荷物取引致間敷事

一、出所不儘成荷物賣買ハ勿論物而紛敷商ヒ致間敷津出シ荷物入念可致事

附リ不實致シ候仲買取引致間敷候

右之條々ハ不及申都而取締致シ不實之儀無之様嚴重被仰渡候

御趣意急度相守心得違ノモノ有之候ハ、御奉行所様ニ申上得御差圖取斗可申候 以上

嘉永五年八月

駿府茶問屋

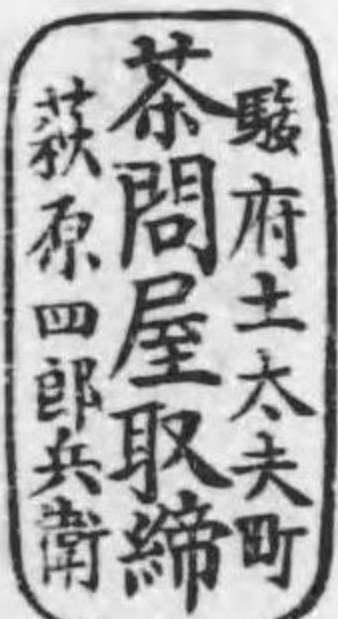
取締判

永昌



荷物改印

年番通用印



取締通用印

(5) 願書下渡願

乍恐以書付奉願上候

駿州安倍部私共村々之義府中商人茶問屋共ニ相極リ奉願上候茶一件之儀茶問屋相極リ口錢藏敷等被受取殊ニ賣捌方手狭窮屈ニ相成候而ハ村々一統必死ト當惑難澁ニ迫リ候ハ眼前之儀ニ付得ト勘辨仕度奉存候間去十一月奉差上候願書竝證據書物不殘御下ダ被仰付度乍恐以書付奉願上候 以上

静岡縣茶業史

(一九〇七)

嘉永六丑年正月二十九日
(紀元二五二三年)

寺西直次郎御代官所

駿州安倍郡五十五箇村惣代

足久保村

名主 久兵衛

落合村

百姓 幸右衛門

新間村

名主 七郎兵衛

米津大膳知行所

同州同郡三箇村惣代

富厚里村

名主 耕作

駿府

町御奉行所様

(6) 山方出訴ニ付訴

乍恐以書付御訴申上候

寺西直次郎様御代官所並米津大膳様御知行所安倍郡村々ヨリ私共ニ相懸リ先般茶問屋名目ニ拘リ御願申上候一件猶右村々之者共御代官所御添翰頂戴江戸表御奉行所ニ願出候積リ取極リ候段昨六日落合村幸右衛門並坂ノ上村丹六兩人申來候間此段乍恐爲念以書付御訴奉申上候 以上

丑二月七日

茶問屋年番

安西一丁目

佐兵衛

土太夫町

仁左衛門

茶問屋取締

土太夫町

萩原四郎兵衛

御番所様

(7) 茶荷物直賣ニ付觸

覺

馬場町又右衛門、下石町一丁目久右衛門、安西二丁目九左衛門、茶問屋仕來候處是迄町方ニ而小賣渡世仕來候者ハ差障無之候得共山中ヨリ出シ候茶荷物近來問屋ニ不拘猥ニ諸國へ直送り直賣致シ出品不儘成

荷物取揃候義難計問屋取極有之候詮モ無之難義之趣ニ付以來右様之義無之山中ヨリ出候茶荷物問屋場入相場相立正路賣買可致候

右之通天保二卯年正月觸置候處去ル寅年諸問屋停止被仰出猶又於江戸表再興御觸有之當地茶問屋之儀モ願之通再興申付候然ル上ハ都而寅年以前ニ復シ生元ヨリ仲買商人エ出候荷物心得違ニ而問屋エ不拘猥ニ諸國エ直賣直送リ致候義ハ不相成都而出所不慥成荷物取揃申問敷候若觸候趣ニ相背不埒之者於有之ハ急度可及沙汰候

右之趣惣町中竝江尻宿丸子宿清水町彌勒町エモ急度可相觸モノ也

丑二月九日 番 所 年 行 司

(8) 問屋出願利解願

乍恐以書付奉願上候

茶問屋再興之義去子九月御開濟被仰付之節元問屋又右衛門、久右衛門、九左衛門之義當時外商賣之義ニ付追而茶商賣相始候節問屋一同熟談之上可奉願上旨双方エ被仰渡罷在候處此節右三人之者ヨリ私共エ申聞候ハ當年ヨリ商賣相始メ申度候問問屋名目之義致加判願立吳候様被申候得共當時問屋名目エ懸リ生元村々之者共江戸表エ出訴中殊ニハ問屋軒數多分之由杯申居候風聞モ御座候問暫之間差延シ候得バ追テ生元一件モ平和相成可申問其上御願立可仕方宜敷有之候段申談候得共問屋共加判出來不申候ハ、町役人加印ニテ願書差上度趣達而申シ如何之義ニ奉存候ヘドモ無據筋ニ付此上私共ニテ爲差延候義出來兼然ル上ハ定メテ問屋共加判ニ不拘願書差上候哉ニ御座候問此段御賢慮被成下置格別之以思召右又右衛門外兩人

承伏仕候様御利解被仰渡被下置度乍恐以書付奉願上候 以上

嘉永六丑年三月十六日

茶問屋惣代

土太夫町

儀 八

安西三丁目

伊 兵 衛

安西一丁目

年 番 佐 兵 衛

土太夫町

取 締 萩原 四郎 兵 衛

御 番 所 様

(9) 山方願下ニ付訴

乍恐以書付御訴奉申上候

去ル七日御添翰奉頂戴寺西直次郎様御役所エ罷出奉願上候山中村々之者ヨリ私共其外町方仲買商人共エ當節可受取仕入茶荷物滯候義竝當年始メ而羽鳥村エ百姓商人寄合茶買入荷造リ直濱出シ致仕候一件追々御取調之上私共エ可受取荷物ハ不實無之様早々差出シ可申段山中村々役人竝小前ノ者エ被仰渡且直濱出

シ之義ハ右兩村ニオ井テ仕間敷取拂被仰付候段被仰渡候間書面上願下ケ仕候全御番所様御威光之御影
ト一同難有奉存候依之此段乍恐以書付御訴奉申上候 以上

丑四月十五日

茶問屋惣代

土太夫町

儀 八

同 町

年番 仁 左衛門

同 町

取締 萩原四郎兵衛

御番所様

(10) 歎願書引渡達

口達

寺西直次郎御代官所駿州安倍郡足久保村外六十二箇村惣代同郡黒俣村助兵衛外二人義右村々産物之茶從來相對ヲ以賃錢取極駿府商人共ニ中繼相頼江戸表十組問屋共ニ直取引致來候處今般駿府土太夫町萩原四郎兵衛外十八人間屋再興之趣ヲ以右茶引受相場相立賣買致候間江戸表直取引ハ難相成其上口錢藏敷等受候由申シ候段難心得旨ヲ以再興問屋共ヲ相手取訴狀差出候へ共問屋再興之義彼是申立候段心得達ニ付其

段被申論訴狀ヲ下ケ戻相成然ル所右體從來江戸表直取引致來候處ヲ今更差留相成候而ハ難溢オヨヒ候由ヲ以歎願書差出候處出入筋共品違ヒ候間願人一同石川土佐守方ニ引渡候段本多加賀守ヨリ達有之ニ付其旨可相心得

丑六月二日

萩原四郎兵衛始

外問屋 共

右之通御番所様ニ御呼出シ之上御掛リ與力松井榮之進様以御書付被仰渡候

(11) 問屋召喚狀

尋儀有之間左之モノ共申合爲惣代一兩人早々罷出可相届若於不參ハ可爲曲事モノ也

寅三月二十五日

土佐 御印

駿府土太夫町

萩原四郎兵衛

仁 左衛門

彌 七

儀 八

清 左衛門

伊 右衛門

上桶屋町 太七
 安西一丁目 佐兵衛
 同 二丁目 源七
 同 三丁目 平吉
 伊彌兵衛 八
 同 五丁目 次兵衛
 安倍町 野崎彦左衛門
 柚木町 平吉

片羽町 源兵衛
 啓藏
 傳兵衛
 右町役人

右之通御差紙小石川春日町大黒屋長右衛門方ヨリ到來之處平吉柚木町ニハ無之士太夫町住居之者ニ候段御寫シ書致張下差上申候事

(12) 山元直賣ニ付訴

乍恐以書付奉願上候

駿府土太夫町萩原四郎兵衛外十八人惣代兼茶問屋清左衛門外一人奉申上候茶荷物稼方之義ハ諸問屋再興被仰出候以前當町方仲買共山中ヨリ買出シ夫ヨリ問屋共方ニテ買入江戸出其外エ捌方仕山中ヨリ直積等致候義ハ都而茶問屋ニ相懸リ候上江戸出ハ勿論諸國ニ積出候仕來ニ御座候處去子年中再興被仰付候後山中産茶之義仲買共買受候ハ全問屋共方ニテ買出人ト唱夫々申付置山中ヨリ買爲入候義ニ御座候然ル所前書茶荷物當町方茶問屋共ニ不相掛山中ヨリ勝手儘ニ江戸出其外諸國ニ追々手廣ニ捌方仕候ニ付右様方之義彼是差縫候折柄追々御調申候處右荷物之義山中ヨリ町方エ小賣致候義ハ不相成山中ヨリ直積之分町方ニ相掛リ候ハ山中ニ於テモ相當之世話料差出中繼可請旨厚御利解被仰聞候へ共今般再興被仰付候上ハ前文之通山中ヨリ江戸出ハ勿論諸國へ積出シ之分問屋共ニ不相掛勝手儘ニ被致候而ハ自然商法相崩レ不

取締ニ相成問屋助成薄ク罷成重々歎敷奉存候間何卒以御慈悲山中之荷物一手ニ買受ニ相成候様被仰付被
下度御仁慮御沙汰奉願上候 以上

嘉永七年寅七月九日
(紀元二五二四年)

駿府士太夫町

萩原四郎兵衛

外十八人惣代兼

茶問屋

清左衛門

差添

庄七

御勝手方

御奉行所様

(13) 山元津出シ之件

乍恐以書付奉申上候

駿府士太夫町萩原四郎兵衛外十八人惣代茶問屋清左衛門外一人奉申上候山中ヨリ茶荷物清水湊エ津出シ
仕候得共今以積出不申趣黒侯村名主助兵衛外二人ヨリ申立候ニ付右始末御尋御座候

此段去丑年六月中前書茶荷物清水湊へ津出有之候ハ相違無之私共方ニテ可取扱義ニ無御座兼テ駿府町

奉行所ヨリ右茶問屋之外積出不相成趣御觸有之候ニ付同所請拂問屋共ヨリ右荷物伺出候趣承知仕候共

私共方ニテハ其餘一切相辨不申儀ニ御座候

右御尋ニ付相違之儀不奉申上候 以上

寅七月九日

駿府士太夫町

萩原四郎兵衛

外十八人惣代兼

茶問屋

清左衛門

差添

庄七

御奉行所様

(14) 山元直賣訴

乍恐以書付奉伺上候

茶荷物之義茶問屋共ニ不拘諸國エ直賣直送不相成段去二月中市中始メ清水湊竝御支配所中エ御觸流被下
置候處茶問屋方之内商用ニテ去ル六日清水湊エ罷越候處横田屋長兵衛方エ安倍郡落合村百姓幸右衛門其
外之者ヨリ他向商人共エ直賣荷物津出シ有之趣承リ候ニ付長兵衛方へ罷越聞合候處甲府連雀町吉右衛門

其外行荷物都合八十一送り來候趣相違無御座段申候右取計方如何仕候テ宜敷御座候哉此間中申談候へ共私共勘辨ニ難行届候間乍恐此段奉伺上候御差圖被下置度奉願上候 以上

嘉永六年六月十一日
(紀元二五二三年)

茶問屋惣代

安西三丁目

伊兵衛

土太夫町

清左衛門

彌七

伊右衛門

萩原四郎兵衛

御番所様

(15) 府内問屋人数

是迄御勘定御奉行所ニテハ山中之者共ヨリ奉申上候通積合之者源兵衛、啓藏、次兵衛共ニ問屋名目之思召ニテ萩原四郎兵衛外十八人ト御記被遊候へ共府内問屋名目十四人之事故萬一無據御裁許ニモ相成候節不都合之事故右名前書取調寅七月二十七日佐兵衛出府之上御届奉申上候事但七月九日歸駿被仰付迄四月ヨリ土太夫町仁左衛門、清左衛門、彌七弟藤七、萩原四郎兵衛父與兵衛其外仲間入用ニテ雇候者暫々出

府致申候事但御掛リ御勘定松村忠四郎様、笹本新作様

(16) 同業者集會觸狀

覺

此度茶賣買仲買之者御番所様ニ御出訴其上年行事ニ其段申來候ニ付市中一同御談申度義御座候間今正四ツ時刻限無遲滯雷電寺ニ御出席可被成候 以上

安政二卯五月十九日
(紀元二五二五年)

年行事

惣町中觸

茶問屋一件

茶問屋再興被仰出候後山中纏合出來山方茶荷物其外產物共出方薄ク相成右ニ付町方諸品捌方惡敷此姿ニテハ往々町方衰微之基ニ付當時茶問屋銘目ニテ茶荷物取扱方ハ先規茶問屋之通取扱致候様致度左候得バ町方差障リ無之事右取扱承知無之候ハ、町方一統存寄有之事

五月十九日

惣町評席

(17) 山元訴訟伺

請書

右ハ天保度御改革諸問屋御停止以後追々生元ヨリ直積荷物多ク相成私共モ商賣筋手薄ニオヨヒ難儀罷在候處去ル亥年間屋再興被仰出候ニ付私共願之通再興被仰付然ル所生元ヨリ私共ニ相掛リ

御番所様ニ奉願上候一件御取調之上山中願書御下ゲニ相成其後公事方御勘定御奉行ニ出訴被致候得共再興問屋共相手取彼是申立候段山方之者共心得違ニ付訴狀御下被仰渡猶又歎願書被差出候處出入筋無之間御勝手御奉行所ニ御引繼相成去ル寅四月中私共仲間之内一兩人被召出御糺有之候ニ付申上候義御取調之上追々御沙汰可被遊候間歸駿可致様被仰渡其以後今以御沙汰無之程之義ニ付今般被仰聞候義右江戸表一件落着不被仰渡以前勝手ニ御請出來兼候間御賢慮願上候 以上

卯五月十九日

茶問屋

土太夫町

萩原四郎兵衛

外一同

年行事

竝町方御衆中

(18) 山元直賣禁止願

乍恐以書付奉願上候

馬場町又右衛門、下石町一丁目久右衛門、安西二丁目九左衛門、右之者前々茶問屋仕來候處去ル天保十三年寅諸問屋仲間組合等御停止被仰出候ニ付相休居候處嘉永六丑年ニ相成江戸表ニテモ諸問屋再興被仰出候趣ヲ以土太夫町萩原四郎兵衛始メ外十六人之者茶問屋再興仕度奉願上候處願之通被仰付茶問屋再興

之義ハ土地繁榮之爲出格之御憐愍ヲ以被仰付被下置候御儀ニ御座候處山中ヨリ茶問屋共相手取奉出訴今以差縫居右ニ付山中ヨリ辨利ニ不拘茶荷物其外產物其他所ニ追々手廣ニ運送致候ニ付自然ト町方諸商賣ニ差響眼前土地衰微之基ニ相成一同歎ケ敷奉存候右ニ付今般奉願上候ハ先前仕來之通相成候ハ、市中人氣モ致融和自然ト山中エモ相響諸產物市中エ多分出廻可申ト奉存候左候ハ、土地潤ニ相成茶荷物取扱候者共ハ不及申其外諸商賣之者共迄格別之助成ニ相成可申ト奉存候間何卒格別之御憐愍ヲ以願之通被仰付被下置候様乍恐町方一統幾重ニモ奉願上候 以上

安政二卯年五月二十日

町方丁頭惣代

上石町二丁目

三郎右衛門

寺町四丁目

清藏

本通九丁目

善右衛門

同三丁目

宗右衛門

吳服町三丁目

仁兵衛	柚木町	甚五兵衛	安西三丁目	源七	同四丁目	甚左衛門	札之辻町	小兵衛	四組年番	上下草深町	重左衛門	茶町二丁目	半兵衛	下横田町	三平	横内町
-----	-----	------	-------	----	------	------	------	-----	------	-------	------	-------	-----	------	----	-----

專次郎	江尻町	平八	平屋町	半兵衛	新通五丁目	儀助	本通四丁目	小八	年行事	七間町二丁目	組頭喜平	同作十郎	同三丁目	同長右衛門	同一丁目	伊右衛門
-----	-----	----	-----	-----	-------	----	-------	----	-----	--------	------	------	------	-------	------	------

御番所様

(19) 山元出入ニ付奉行ノ仰

五月二十八日年行事組合並町方惣代一同被召出左之通被仰渡候
 町方願意之趣馬場町又右衛門、下石町一丁目久右衛門、安西二丁目九左衛門、茶問屋仕來候節ハ事ナク
 當時十四人之モノ共茶問屋再興被仰付以來間モナク山中ト差違出來江戸表御勘定所取調中ニ相成居ル上
 ハ廢壞致サル、哉此儘立テ置ル、哉關東ニ御下知次第年行事始其外之者共四箇年以前ヨリ之事ダカラ
 何レモ辨居ルダロフ元問屋ヲタテタイトイフ趣トハ當役所ヲハナレ關東之御下知ヲ仰下サル事ダ規矩ト
 イフモノ、アルハソコラノ處ハ勘辨ヲイタシ見サフナモノダ、ダガ無餘義願ニモ有フカ町方難澁筋モア
 ロフカ江戸表ニオ井テ問屋再興有之ニヨツテ四海關東ノ御下知ヲ守ルヨリ問屋再興申付タハ先奉行ノ被
 致タ事ダ町々難澁之者共モアラフカ小前之者共エ得ト歸伏爲致候様ニ致セ願書ハ下ゲ遣ス
 猶御番所ニオ井テ御掛リ様被仰渡
 只今御奉行被仰渡候趣得ト相心得尤町方難澁衰微ニ可及義ヲ取上ヌトイフニハ無之候得共町々小前之者
 共エ能申聞キフクイサセヨ此段出會致共勝手次第ニ致セ

(20) 訴訟内濟證文

差上申濟口證文之事

茶問屋同仲買双方ヨリ御訴訟奉申上候茶荷物賣買取捌方差違之義再應御利解奉受猶御吟味中安西五丁目
 目次郎七外七人之モノ共追々立入取扱熟談致内濟候趣意左ニ奉申上候

一、茶會所ニオ井テ仲買共持參之手本茶問屋共立會見受銘々一枚ヅ、直組入札致高直落札エ荷物引受可申
 事

一、山中生元ヨリ仲買共直買致シ茶荷物不殘問屋庭入致シ入札之上萬一稀ニ相庭違ヒニ而損毛格別多ク商
 出來兼申分ハ仲買ヨリ他國エ差送リ候積リ右荷物取斗方ハ問屋共改之上焼印致シ繪符エハ問屋名前相
 記シ下ニ仲買名前ヲ記津出シ可致事

一、右荷物口錢等問屋エ可受取處未商法相立不申候間追而取極候迄立入人エ相任セ候事
 右箇條之通熟談仕候尤安倍山中村々ヨリ茶問屋共エ相懸リ江戸表出訴仕當時御調中ニ付右落着被仰渡候迄
 前書之通取極無申分内濟仕候偏ニ御威光ト難有仕合奉存候然ル上ハ右一件ニ付双方ヨリ重而御願筋毛頭無
 御座候間御吟味之義ハ是迄ニテ御免被成下候様奉願上候處願之通被仰付以來再論仕間敷旨被仰渡承知奉畏
 候仍而双方連印濟口證文差上申候處如件

安政二卯年六月十五日

仲買惣代

安西五丁目

庄兵衛

同 四丁目

清左工門

同 三丁目

清右衛門

同 二丁目 源右衛門
 柚木町 彌八
 材木町 金次郎
 上桶屋町 吉藏
 茶問屋惣代
 土太夫町 萩原四郎兵衛
 伊右衛門 伊左衛門
 清左工門 彌七
 安西一丁目 佐兵衛
 同 三丁目

伊兵衛
 上桶屋町 太七
 立入取扱人
 安西五丁目 次郎七
 又 兵衛
 同 四丁目 半次郎
 同 三丁目 卯兵衛
 同 二丁目 清次郎
 同 一丁目 佐平次
 御器屋町 金次

傳 七

安西五丁目

丁頭 勝三郎

同 四丁目

丁頭 甚左工門

同 三丁目

丁頭 源七

同 二丁目

丁頭 長右工門

柚木町

丁頭 甚五兵衛

材木町

丁頭 甚五兵衛

上桶屋町

丁頭 惣右衛門

御番所様

右一件之義仲買商人エ腰オシ致二丁頭中ヨリ事起リ惣町中寄合杯致シ其上願書御下ゲニ相成往古ヨリ當町

方ニ於テ珍敷一件之由ニ而實ニオカシキ譯合乍去問屋再興被仰出ラ何程故障申立候而モ無詮事ニ候

(21) 日光御用茶ノ件

差出申一札之事

一、東叡山日光御茶御用繪符 一本

但桐油一枚添

一、御用提灯 一ツ

一、印形



天保八丙四月九日、同九戊八月、同十二丑九月

一、御茶代金留帳 四冊

一、證文 但渡村六郎左工門ヨリ被讓渡 一通

右御用之義安倍郡渡村百姓六郎左工門年來相勤罷在候處同人方手廻兼拙者親類之儀ニ付引受
御山内エモ奉申上天保八丙年六月ヨリ御茶納來リ候處猶私方ニオ井テモ手廻兼今般貴殿方エ相談之上右御
用茶様相讓リ申候間御勤可被成候則前書之品々取揃相渡申候

御出府之上

御山内エ右之段被仰立候節私方ヨリモ罷出可申候勿論右一件ニ付親類ハ不及申六郎左工門共決而後日故障

之筋毛頭無御座候爲後日書付差出申候仍如件

安政二卯年五月

安倍町

親類平

十七

茶問屋御衆中様

右ハ嘉永六丑年九月金五兩也相渡端書取置候間當卯五月本紙證文ニ致シ受取書平七竝平十連印ニ而一通竝天保八丙年六月右平七ヨリ六郎左工門親類三人宛連印書付一通是又今般問屋仲間ニ受取申候事



裏御燒判

天保十二年九月

御吟味方

多田大炊、麻生玄蕃、佐野右衛門、大岩亘理、朝倉隼太、羽山藤左工門、落合丹下

御納戸方

奥野掃部、古田主殿、伴造酒、杉江右京、藤澤修理

日光御納戸方

申橋主計、古橋左京、齋藤内藏

御割元方

加藤熊藏、相坂磯右工門、岩瀬嘉十郎、山中周作

右惣御茶代金凡金貳拾兩程但年ニ依而増減有之外ニ日光

御山行之分御膳茶三十斤入二箱此代金參兩御客茶二十斤代金貳分貳朱御番茶十六斤代金壹分位例年差上

來候趣之事右ハ天保十三寅年ヨリ江戸吳服町大阪屋十兵衛ニ相頼納茶致シ候間掛合候得共直ニ當地ニ而

納茶左來通出候段平七殿ヨリ談事有之

片羽町傳兵衛殿ハ社領之事故御番所様御帳面ニ問屋名目難相成地頭ヨリ願立之上御番所様ニオ井テ御聞

置相成候間其段同町役人ヨリ達書仲間ニ受取

(22) 新規茶問屋届

書付ヲ以申上候

片羽町村松屋傳兵衛渡世向之義舊來茶商賣取引仕來候處今般市中茶問屋同様ニ賣買仕度右之趣御地頭所ニ願出候處早速御聞届被成下町御奉行所様ニ御訴訟被下候處御聞濟有之願之通被仰付被下置候間自今市中茶問屋同様御差圖可被下候依而此段御届申置候處如件

嘉永五年十二月

片羽町

村松屋

傳兵衛

同町

丁頭再次郎

茶問屋

御取締

萩原四郎兵衛殿

(23) 茶問屋變遷

一、寶曆六年十月改茶仲間名前帳安西四丁目庄左衛門、喜右工門、同三丁目久左工門、與八、與左工門、藤十郎、彌次兵衛、利兵衛、同二丁目庄八、定右工門、安倍町彦左工門、庄左工門、市郎左工門、宮ヶ崎町甚右衛門、馬場町三左工門、四ッ足町平助、柚木町惣兵衛、源三郎、土太夫町九平次、平兵衛、五郎右衛門、四郎兵衛、孫右工門、權右工門、上桶屋町市兵衛、小右工門、茶町二丁目庄兵衛、本通二丁目文四郎、新通六丁目平右衛門、問屋安西二丁目九左工門、馬場町又右衛門、宮ヶ崎町善四郎、下石町一丁目久右工門

但寶曆以前之名前帳不傳候へ共嘉永五子年間屋再興奉願上候ニ付都而古來ヨリ茶渡世之家エ書物竝萩原四郎兵衛舊記其外同人古書物屏風下張等迄改見候處元祿度甲府茶問屋仕切書萩原四郎兵衛名宛其外同人親類土太夫町高橋三郎兵衛、百助、同丁權右工門、甚九郎等ニ到來之書付有之古來ヨリ都而山ノ手町ニ茶渡世之者多ク有之尤寶曆度以來之書類ハ悉ク相譯リ居申候事

一、安永新規加入片羽町清六、宮ヶ崎町市郎兵衛、安西一丁目文左工門、上桶屋町勘右工門、安西四丁目甚八、同五丁目源兵衛、同四丁目甚七、安部町忠七、土太夫町久兵衛、安西三丁目藤助、源七、同一丁目源左工門、忠左工門、太右工門、上桶屋町次郎右工門、材木町佐右工門、七間町一丁目金十郎、寛政二成年新規加入上桶屋町權兵衛、市郎右工門、土太夫町清次郎、源次郎、次助、柚木町甚左工門、安西二丁目惣兵衛、馬場町平左工門、安西三丁目忠五郎、清兵衛、茂兵衛、藤兵衛、茶町一丁目市右工門、同二丁目幸右工門、馬場町德右工門

一、文化四卯改新規加入宮ヶ崎町茂七、上桶屋町太七
 一、文化十酉年ヨリ天保二卯改迄新規加入土太夫町平吉、安西三丁目清七、彌七、安西五丁目甚藏、片羽町傳兵衛、幸次郎、土太夫町義八、仁左工門、彌七、庄八、馬場町半藏、御器屋町文四郎、上桶屋町岩右工門、吳服町二丁目平藏、茶町一丁目善藏
 一、天保二卯以來新規加入土太夫町清左工門、柚木町源兵衛、安西一丁目佐兵衛。同二丁目源七、同三丁目吉藏、平吉、同五丁目次兵衛

一、嘉永五子年五月十一日改土太夫町萩原四郎兵衛、米屋彌七、伊勢屋仁左工門、只間屋儀八、萩原屋伊右衛門、葺屋清左工門、岩本屋平吉、上桶屋町糠屋太七、柚木町糠屋源兵衛、安西一丁目柿屋佐兵衛、同二丁目松前屋源七、同三丁目山本屋平右工門、小澤戸屋伊兵衛、鯛屋彌八、松本屋吉藏、同五丁目増田屋次兵衛、片羽町村松屋傳兵衛、伊勢屋啓藏、安倍町野崎彦左工門、元問屋安西二丁目萩原屋九左工門、馬場町坪井屋又右工門、下石町一丁目茶屋久右工門

一、文政七甲壬八月駿遠兩國一件之義、元百十三箇村惣代羽倉外記様御代官所安倍郡奈良間村名主九郎右工門、竹垣庄藏様御代官所遠州榛原郡葛籠村名主作之右工門ヨリ江戸十組茶問屋並駿府町方茶商人相手取御勘定奉行會我豊後守様ニ奉出訴茶直段押領申立一件追々御吟味戌三月二十五日柳原主計頭様町御奉行所ニ御引渡ニ相成文政十年亥十二月五日御裁許生元申立疑念迄之事ニテ證據無之此上御吟味之御沙汰無之段被仰渡此時仲間茶町一丁目万右工門、万四郎、宮ヶ崎町茂七、馬場町又右工門、上桶屋町太七、次郎右工門、土太夫町五郎右工門、四郎兵衛、伊右工門、平吉、安西二丁目與右工門、同三丁目伊兵衛、源七、同五丁目源兵衛、下石町一丁目次右工門

右之通寶曆度ヨリ連々仲間入之者又ハ拔ケ申候者モ不少古來ヨリ仕來之者無少候處天保三卯年茶問屋御觸流願後問屋御停止追々生元ヨリ直積出來然ル所亥年猶又再與御觸ニ付嘉永五子年五月十一日萩原四郎兵衛目論見夫々談ノ上茶渡世之者一同申談候處安西三丁目源七、五丁目源兵衛等ハ氣モ無之由斷且又野崎ハ文政度ヨリ休ミ居候得共今般仲間入申來且又元問屋是モ當時茶相休居候得共申談連中ニ相成六月十六日願書奉差上八月二十一日願之通被仰付夫ヨリ名前取調差上候通新商賣初メ方新古並當時商ヒ高分限ニ寄リ夫々御取調之上十四人エ問屋名目被仰付元問屋ハ追而商賣相始候節名目可被下積リ其節當時之問屋一同申談故障無之而願書差上候様被仰渡傳兵衛義ハ私領ニ付御帳面エ御記無之啓藏、次兵衛、源七、源兵衛是ハ新規商賣漸々一兩年以來之事故名目不被下依テ仲間ニ而申合積合組ト唱都而問屋ニ而支配致候積リ則九月六日十四人之者名目御記被遊御番所様御帳面エ調印被仰付候事

一、萩原四郎兵衛方之儀ハ寛文度ヨリ茶商賣仕來別家安西二丁目萩原屋九左工門ハ不申及申兩家暖簾下夫

ヨリ又店ニ至ル迄一統皆第一ハ茶ヲ以渡世致來候其名前新古左ノ通

土太夫町萩原屋伊右工門、萩原屋次助、萩原屋惣吉、萩原屋庄八、萩原屋忠五郎、萩原屋清七等其外萩原屋名乘茶積仲間エ加リ不申者モ買出シ或ハ小賣等何レモ茶取扱仕來リ申候事

一、右九左工門寶曆六子十月馬場町又右工門、宮ヶ崎町善四郎、下石町一丁目久右衛門四人共ニ當所茶問屋職町奉行所エ願之通被仰付候事然ル所善四郎義ハ天明五巳年病死ニテ潰株相成跡三人ニ相成尤九左工門義ハ與右工門ト申候節モ有之久右工門義ハ次右工門ト申候節モ有之又右工門ハ元ヨリ同名ニテ替リ候義無之事天保二卯年茶問屋仲間一同ヨリ申立問屋庭入之上致渡世度願之通御聞濟追々仕法相立問屋ハ不及申茶仲間渡世出來候様可致ト存候内寅年御改正ニテ問屋組合御停止名目御差止メ尤其後九左工門、久右工門酒造渡世又右衛門ハ追々家事六ツケ敷馬場町貸家ニ致シ安倍町野崎彦左工門殿方エ定雇人ニ入込罷在候事

一、右九左工門、安倍町野崎彦左工門、茶町二丁目甲州屋庄兵衛事只次郎三人之義ハ寶曆度御兩丸様御茶御用達被仰付相勤尤

神君様駿河御入國御在城被爲在其後大納言頼宣卿並駿河大納言忠長卿御在城被爲在候迄引續茶御用達馬場町の場源七郎相勤申候舊例ヲ以本文三人之義寶曆度御用達被仰付既ニ武鑑御用達之部ニ天明度迄甲州屋庄兵衛名前有之候得共其後江戸表ニオ井テ御用引受人有之當所御用達ハ御差止メニ相成申候事外ニ

元祿度御代官古郡文右工門様御役中安倍郡足久保村產茶御買上ゲ御用之分年々右村方茶園御見立被遊

御陣屋前御小屋エ持出シ箱詰莖包ニ致シ江戸表エ差上候事

覺

御本丸御用

一金八拾四兩也

御召上リ茶十五箱但一箱五貫目宛入

代金五兩貳分取百文ヅ、

同

一金貳百七拾兩也

御次茶三十箱但八貫目宛入

代金九兩ヅ、

合金參百五拾四兩也 御用所並江戸御届道中入用此外ニ被下候事

一、嘉永五子六月再興願ヨリ山中引合出府入用共ニ安政三辰年三月迄之分銘々取替並集金受取差引勘定書

辰三月六日米屋彌七宅エ仁左工門、儀八、清左工門、四郎兵衛、佐兵衛、伊兵衛、傳兵衛寄合清算入

高左之通

覺

一金四百七拾參兩壹分五百四拾八文

諸入用拂方

内

金參百五拾六兩貳分也

問屋積合出金並卯三月迄月集

金百七兩參分百九文

卯年茶荷物引受高ニテ出金割

金四百六拾四兩壹分百九文

差引金九兩四百參拾九文

拂方金子不足追而割合出金可致分

安政三辰年六月二十日出ヲ以江戸茶問屋惠市屋惣三郎殿方エ御本丸御用茶當時西久保伏見屋藤七方ニテ

相勤居候義ハ元駿府ニテ相勤候株式ニ候哉取調方頼遣ス

吳服町大坂屋十兵衛殿方エ日光御用茶當節如何ニ相成居候哉二十日便是又問合遣ス

右之調方未ダ何共不申來候事

十二月十日出ヲ以宮ヶ崎町深江屋嘉兵衛方ニ元相勤居候文六ト申者近頃大坂住居ニテ此節水戸様御屋敷

へ願立之義有之罷下ゲ居候間水戸様茶御用被仰付度段内願申上吳候様頼遣ス

安政四巳年正月十五日御番所様ヨリ去辰年茶荷物高御調ニ付書上ゲ左之通

茶荷數合四千七百八十箇 此目方五萬二千二百二十六貫匁

此譯 櫃入 千九百九十八箇 此目方二萬九千九百七十五匁

是ハ他向賣出高 但一櫃目方十五貫目積リ

紙袋 莖包 入共 二千五百八十箇 此目方三萬二千二百五十七貫匁

但一箇八貫目積リ

内 千八百七十五箇

此目方一萬五千貫匁 但他向出シ

九百七箇

此目方七千二百五十六貫目 市中小賣捌

合代金壹萬六六百五拾壹兩貳朱也

此譯

金千貳百拾參兩壹分壹朱 市中賣
金九千四百參拾七兩參分壹朱 他向へ賣高

猶又四月二十五日右品物斤數御調ニ付書上左之通

- 一、銀三百匁 一斤二百匁入十斤代 一斤三十匁ヅ、
- 一、銀四百匁 同 二十斤代 同 二十匁ヅ、
- 一、銀三十貫六百三十五匁六分 同 二千五百八十一斤三分 同 十二匁ヅ、
- 一、銀二十貫八百九十匁四分 同 二千六百十三斤三分 同 八匁ヅ、
- 一、銀四十七貫三匁四分 同 七千八百三十三斤九分 同 六匁ヅ、
- 一、銀三十九貫百六十九匁五分 同 七千八百三十三斤九分 同 五匁ヅ、
- 一、銀百四貫四百五十六匁 同 二萬六千百十三斤 同 四匁ヅ、
- 一、銀百五十六貫六百七十八匁 同 五萬二千二百二十六斤 同 三匁ヅ、
- 一、銀五十八貫七百五十四匁二分五厘 同 二萬三千五百一斤七分 同 二匁五分ヅ、
- 一、銀五十七貫四百四十九匁 同 二萬八千七百二十四斤半 同 二匁ヅ、
- 一、銀五十八貫七百五十四匁二分五厘 同 三萬九千六百六十九斤半 同 一匁五分ヅ、
- 一、銀五十二貫二百二十六匁 同 五萬二千二百二十六斤 同 一匁ヅ、
- 一、銀五貫九百八十三匁五分 番茶二百匁一斤ニテ

- 一、銀六貫三百七十一匁三分 七千八百三十三斤九分 同 七分六厘餘ヅ、
- 同 一萬四百四十五斤二分 同 六分一厘餘ヅ、

代金壹萬六百五拾壹兩貳朱

此斤數二十六萬千三百三十斤也

壬五月二十日猶又年行事ニ御沙汰右品上中下三品ニ譯斤數書上候様則三十匁ヨリ八匁迄上下致此斤數十八萬五千四百二斤五分一匁ヨリ六分一厘ヲ下ニ致シ七萬五百五斤惣合二十六萬千三百三十斤也右書上申事

(24) 府内諸問屋

今度諸問屋御改被爲仰付候ニ付古來ヨリ問屋仕來候者共左之通

享保五年八月

馬場町

- 茶問屋 德右衛門印
- 同 權右衛門印
- 同 宗右衛門印
- 葺問屋 久兵衛印
- 丁頭 喜右衛門印

安西三丁目

茶問屋 勘右衛門印
 同 清助印
 丁頭 七右衛門印
 七間町一丁目
 荻問屋 仁兵衛印
 丁頭 六郎左工門印
 鑄物師町
 荻問屋 六兵衛印
 青物問屋 市十郎印
 丁頭 三右衛門印
 下魚町
 魚問屋 太兵衛印
 魚問屋 六右衛門印
 兩替町四丁目
 魚問屋 與右衛門印
 丁頭 吉右衛門印
 上魚町

魚問屋 久左衛門印
 同 半右衛門印
 古物問屋 左衛門印
 南側
 支配 吉左工門印
 同 久左工門印
 北側
 支配 半右衛門印
 人宿町二丁目
 穀問屋 作右衛門印
 丁頭 久左衛門印
 吳服町五丁目
 丁頭 半右衛門印
 木綿布問屋

諸問屋都合十七人

一、今度諸問屋御改被爲仰付候ニ付惣町中ニ申渡問屋職仕來候者共相改銘々判形爲仕差上候 以上
 子八月十九日

下石町一丁目

年行事 太郎兵衛
 同 二丁目
 同 傳次郎
 同 三丁目
 同 七兵衛

御番所様

差上申手形之事

今般當町中間屋之分御吟味御座候ニ付銘々帳面判形仕差上申問屋之義ハ家職之義ニ付他所ヨリ度々旅人モ罷越逗留仕候故其段申上候處被聞召四五日逗留之儀ハ御番所エ御斷不申上町頭迄相斷吟味之上宿借置候様ニ可仕旨被仰渡奉畏候右日數ヨリ過候ハ、御斷可申上旨奉承知候尤旅人宿仕候共不儘成者相留申問敷候

一、此以後問屋之内不勝手之者有之問屋職他エ讓儀有之候ハ、同職之問屋仲間エ相談之上御番所エ御願申上候御差圖次第可仕候一分之了管ニテ他へ讓申義仕間敷候爲其組合連判之證文差上申候 以上

享保五年子八月

右之通明文銘々差上候寫

(25) 直捌訴訟請書

差上申御請證文之事

安倍藁科兩川緣山中村々ヨリ製出候茶捌方之義三好阿波守様御勤役中當地茶問屋御手限ニ而被仰渡問屋共一手ニ引受候處直捌差障候間村々之者共前々之通茶荷物直捌致度旨安倍郡足久保村外六十二箇村御料私領惣代大草太郎左工門様御代官所同郡黒俣村助兵衛外二人之者共石川土佐守様御勘定御奉行之節出訴仕候ニ付追々御吟味之上江戸町御奉行様へモ御掛合之上御取斗方被遊御伺候趣之處駿府町茶問屋ハ其儘御差置安倍藁科兩川緣村々直捌之義ハ前々之通勝手次第ニ直捌仕御府内潤澤相成候様御取斗可被遊旨堀田備中守様御差圖ニ付右村々惣代之者共其段被仰渡候旨御勘定御奉行様同御吟味役ヨリ被仰越候段被仰渡承知奉畏候依テ御請證文差上申處如件

安政四巳年九月四日

茶問屋惣代
 土太夫町
 只問屋儀
 同 町
 伊勢屋 仁 左 工 門
 安西三丁目
 尾澤戸屋 伊 兵 衛
 土太夫町
 萩原四郎兵衛

御番所様

右ハ御勝手方御勘定奉行土岐攝津守様、川路左工門尉様ヨリ江戸町御奉行跡部甲斐守様、池田播磨守様へ御掛合之上御老中堀田備中守様へ御取斗方御伺被成其上右御勝手御兩人竝御勘定吟味役立田岩太郎様、勝田次郎様、福田八郎右工門様、設樂八三郎様、御連判ニ而當町御奉行所エ御書付到來之上被仰渡候事

(26) 普請料献金願

乍恐以書付奉願上候

一金百兩也

右ハ當

御城御普請御修覆被爲在候處私共先祖以來代々御城下ニ年來安住國産製茶ヲ以渡世相營殊更去子年中問屋再興願之通被仰付蒙

御恩澤候段重々難有仕合奉存就而ハ何共奉恐入候御願ニハ御座候得共聊御國恩ニ冥加ヲ辨仲間之内同志之者申合是迄家業餘力ヲ以心掛置候義ニ付前書之通金子上納仕右御普請御用途之御内エ御差加被仰付被下置候様致度乍恐以書付奉願上候 以上

安政四巳年九月六日

茶問屋惣代

安西三丁目

家持組頭

尾澤戸屋

伊兵衛

衛

土太夫町

右同斷

米屋彌

七

同町

右同斷

菘屋清

左工門

安西一丁目丁頭

柿屋佐

兵衛

土太夫町丁頭

萩原四郎兵衛

御番所様

第二節 茶業圖書雜誌

一、圖書

茶業須要

全一冊

酒井甚四郎講述

明治十八年一月出版

太田榮彦編輯

定價貳拾錢

明治十六年本縣御用係酒井甚四郎氏が茶の栽培、製造に關して縣下各郡巡廻講話せしものを編輯したるものなり。

茶業改良法 全一冊 多田元吉講述 明治二十二年十二月出版 定價貳拾錢

明治二十年多田元吉氏が本縣の請に依り講述せしものを編纂したるものにして静岡茶業の過去、現在、將來に就き説示し其間質問應答を交へたるものなり。

茶業全書 全一冊 星田茂幹著述 明治二十一年十月出版 定價參拾錢

本縣屬星田茂幹氏が茶業の概要を説述せしものなり。

錫蘭茶業集説 全一冊 黒川正譯述 明治二十八年十月出版 定價拾貳錢

海野孝三郎氏の請に依り錫蘭の茶業家某氏の書柬を集録して錫蘭茶の培養を説述したる小冊子なり。

製茶大要 全一冊 高木來喜編著 明治四十三年六月出版 定價參拾錢

茶業界の主筆高木來喜氏が製茶に關する概要を編述したるものなり。

茶業要覽 全一冊 静岡縣立農事試験場茶業部發行 明治四十五年三月發行 定價四拾五錢

静岡縣農事試験場茶業部の編纂に係り栽培、製造及茶業經濟調査に分ち當業者の指導に使せり。

茶業全書 全一冊 静岡縣茶業組合會議所編 大正四年九月發行 定價金五拾五錢

静岡縣農事試験場茶業部と静岡縣茶業組合聯合會議所と協力して編著せしものにして綠茶に關する栽培、製造等に付き詳述して當業者に便益を與へたり。

茶業講話 全一冊 静岡縣茶業組合聯合會議所編

明治二十五年農商務省技師大林雄也氏の縣下各郡に於て説述の茶業講話を集録せしものにして非賣品なり。

茶業高等講習會講義録 全一冊 静岡縣茶業俱樂部編 定價金六拾錢

大正七年四月静岡縣主催の茶業高等講習會の講話を集録したるものなり。

二、雜誌

茶業雜誌 明治二十七年二月四日第一號を發行せり、静岡縣の茶業に關する月刊雜誌の創始なり、編輯者は石田魯一氏にして發行所は吳服町四丁目茶業雜誌社、一部定價金八錢なりしが二號にして廢刊したり。

静岡縣茶業研究會報 静岡縣茶業研究會より明治四十年三月發行したるものにして毎月一回刊行せり、發行所は遠州牧之原静岡縣茶業研究會なり。

茶業之友 明治四十年十一月十日茶業研究會報の九號より改題したるものにして其編輯者は飯田榮太郎氏なり。

茶業界 明治四十四年一月茶業之友三十四號より改題し發行所を静岡縣茶業組合聯合會議所に移し、高木來喜氏を主筆とし、飯田榮太郎氏、山田繁平兩氏をして之を助けしむ、一部定價金拾錢なり、明治四十四年五月以降本所の機關雜誌となれり。

第三節 傳説逸話

一、足久保茶の傳説

往昔天平年中聖武天皇御惱危窮の事あり、天皇詔して其災根を占はしむ、博士某考奏して云ふ、東國に千

歳の老楠あり、其木既に命極り朽滅の期至る、彼木元より佛體に刻して永く此土に留らんを願ふ、故に今空しく朽亡せん事を悲み歎て此災をなせるなり、早く高僧に仰せて彼の木を伐て佛像を造り祈誓あらしめば玉體速に安寧ならんと即ち七道の諸國に令して彼木を尋ねしむ、時に駿河の國司當國足窪村の山中に高三十三尋、徑十餘間の大楠ある由を奏す、依りて行基に仰せて往て其樹を見せしめ給ふ、行基遠路の勞を厭はず日あらずして爰に來り此木を伐り七體の觀音を刻み七箇寺に安置して修法勤行すること凡一七日御惱忽ち平癒す、是より先き行基佛體を刻するに當り杓子婆娑なるもの日々來りて湯を奠せしむ、之れを味ふるに精神爽快たり、以て終日の勞苦を慰せりといふ、依りて婆に問ふに此山中到る處此樹あり、春に至れば其枝葉頗繁茂す、其嫩芽を摘み之を干して日々の常飲料となし居る旨を答ふ、是れ佛説による茶ならんと、後同所に一寺院を建設して専ら衆生濟度の勞を取れり、始め戸數七戸なりしも諸人菩薩の徳を慕ひ四方より集り來りて遂に村落をなす。

一、聖一國師栽茶の傳説

仁治二年安倍郡大川村椽澤産僧辨圓(聖一國師)宋より歸朝し茶種を持ち來りて栽培せしといふ。

聖一國師は棟澤の住人米澤五郎左衛門尉平親常の子也、名辨圓字を圓爾と稱す、母稅氏夢に手を舉げて明星の光を採り之を呑むを見て孕む後恍惚の間常に青衣を著たる辨才天女の相隨ふを夢む、母思ふに胸中恐らく聖子ならんか九箇月にして聲あり、建仁二年十月十五日生る、五歳にして久能山の變辨の弟子となり、七歳にして俱舍論頭疏を習ひ、九歳にして俱舍論普光疏を讀み、十二歳にして法華妙玄を學び、十六歳にして遍く法華文句摩訶止觀を闡す、十八歳にして髮を薙り東大寺の戒壇に登る、嘉禎元年三十四歳遂に海に泛ひて宋地に到り行々徑山に登り佛鑑を見て學ぶ、淳祐元年佛鑑に辭して我朝に歸る、時に本朝仁治二年なり、太政大臣藤原道家之を聞て道を開ひ相知る、この晩きを恨み就て大戒を受け京都東福寺の開山となす、正嘉元年寛元上皇龜山の宮に於て禪門の菩薩戒を受け相州に趣き龜谷山

に館す、平時類菩薩戒を受く、延曆寺の大僧正慈源時々顯密の眞秘を問ひ叡山の靜明四種三昧を問ひ兼て別傳の旨を探るに未だ聞かざる所なるにより靜明涙を垂れていふ、若し來りて和尚に見えざれば安んぞ佛祖の玄樞を窺ふことを得んぞ、弘安三年春微し疾あり、秋に入りて癒ゆ、衆よるこぶ、辨圓曰く、霜葉暫く零ることな休む、豈久しからんやと十月朔法鼓を鳴して衆を集め祝聖畢りて出世の始末を宣ぶ、十四日侍僧に侍して昇で寺に歸らしむ、諸徒遺傳を乞ふ、書して曰く、利生方便七十九年欲知端的佛祖不傳之筆を投じて逝く、時に弘安三年十月六日なり、正和の始め謚を聖一國師と賜ふ、國師の號は辨圓に始まる。(聖一國師年譜)

行基圓爾の傳説に付帝國大學文學博士辻善之助氏に照會したるに左の回答ありたり。

行基の茶に關する傳説は東國高僧傳には見えず、其出據何れにあるや存知不申候、圓爾についても亦同様候、凡そ此種の傳説はその地方々々にて云ひ傳へたるもの多く特にその據の明かなるものは少きものに候へば行基、圓爾の茶に關する事も亦その類かぞ存候

三、家叟禪師栽茶の傳説

家叟禪師は清見寺塔頭龍澤院の開山たり、初め禪師榊尾の明惠上人と道交渥し、明惠入唐して茶種を携へ歸朝す、之を禪師に贈る、禪師之を境内に植ゑしむ、是より茶樹漸く近傍に播殖す、是實に我駿河茶の鼻祖なりとす、玄惠法印の喫茶往來に龍澤の茶を批判して

所謂其國、隣鯨海之岸、其葉生從鹽風之廣、間所出、清見關之塔頭。温摸樣榊尾寺之末流也、沽洗之半、穀雨之後、禪侶喝食、起靜座之床、出看經之窓、齋前被摘之間、平常之色香、誠佳作精粹也、殊勝々々御茶也。(異制庭訓往來 喫茶往來)

因に虎關禪師の異制庭訓往來に

我朝名山者以榊尾爲第一也仁和寺、醍醐、宇治、葉室、般若寺、神尾寺、是爲輔佐此外大和寶尾、伊賀八島、伊勢河尻、駿河清見、武藏河越、茶皆是天下所指言也 云々

四、茶壺の道中

昔し江戸時代に茶壺が數多の供人を従へ、非常の勢威を以て、毎年山城國宇治の里へ往來せしことあり、これは將軍御飲料の茶を宇治より取り寄する爲、殊に役人をして之を護衛せしめたるものなり。

御茶壺の宇治へ上るは大抵四月の中旬にて土用の三日前に歸るを通例とす、茶壺は凡て名代のものにて十個あり、庚申、福海、埋木、太郎、五郎、虹、藤瘤、袖狭、旅衣、志賀、日暮と名づく、皆呂宋交趾の陶器にして太郎、五郎と稱するもの此中に最大なり、併し中に入る、は何れも茶六斤宛のよし、宇治へ送るには毎年十個の内より三個宛を順々に使用す、但し庚申、福海の二壺は隔年に用ひ、他は順番に毎年二壺づつ用ふといふ。

扱之を護送するには、長棒の駕籠三挺を仕立て駕籠毎に厚き布團をしきて、白木の箱を備ふ、茶壺は先づ最初羽二重にて包み、其上を綿入の服紗に包みて此箱の内に納む、而して之を護衛する役員は次の如し。

一 御數寄屋頭	一人	一 御茶道	二人
一 露地者組頭	二人	一 御露地者	十人
一 大御番衆	一人	御朱印持組頭	一人
		御茶壺組頭	一人
		手傳	三人
		采領	五人

以上は幕府より附する一定の役員なるが、尙他に小者人足など合せて一行は大抵三十人位時としては四十人にも至ることあり、其道中は片道大抵十三日位の豫定にて(上りは東海道筋なり)宇治に到着すれば御茶壺は茶司上林家へ送致して御茶壺藏に納む。

上林家は代々宇治の茶司にて、これに上林六郎と上林又兵衛と云ふ二軒あり、六郎の方は天明四年に此地の代官となり、又兵衛の方は翌

五年に、代官格に補せられ、此二軒にて代々將軍家の御用をつとむ。

御茶壺を納めれば、其間用事なきを以て士分は京都に上り木屋町に宿して、土産物など買求め日を定めて宇治へ歸る、但し御坊主衆即數寄屋頭、茶道の方は始終此地に在りて御茶の選擇やら又御茶壺につめる時に之を監督するが例にて、宇治へ詰切りなり、此間又御壺を内裏へ献上するの例ありて此日數は大凡十五日位にて萬事とのへば、此一行歸途につく、歸路は中山道筋より東海道筋へ出て、甲州谷村城迄護送して、暫く此御城へ納めおき、役人は一先江戸に歸り、其年の秋更に出張して之を江戸に持歸るものとす。

御茶壺甲州谷村城へ納むるに至りしは、四代家綱の時にて、承應元年以來のことなる由御徒萬年記に見えたり、元文三年吉宗の時甲州谷村に納むるを止められ直に江戸に致したり。

江戸に持ち歸りし茶壺は先づ御本丸の富士見三重の御櫓の第一層に(三重の御櫓とは今坂下御門の右方に見ゆるものこれなり)其後別に輪王寺の宮、日光、久能山、上野の三廟兩山の御靈屋を首め、大奥及御守殿へも分ち賜ひ餘は御城内一箇年の常用に供ふ。

此御茶は凡て抹茶にて其價、召料は當時一壺の代金大判一枚、其他の上等は一斤にて銀七十五匁、下等は銀四十五匁なりといふ。

此事の何時頃より始まりたるといふに就ては詳ならず、御徒萬年記に明正天皇の寛永七年御徒頭酒井内記に御茶壺差添役を命ずと云ふこと見えたれば、家光將軍時代には既に此事在りたるなり、そは兎まれ何が故にかゝる些細のものにかくまで道中を嚴重にせしかと云ふに、こは徳川氏江戸入府以來實權は徳川氏

の有に歸したりとは云へ、未だ豊臣恩顧の士各所にありて、やゝもすれば其隙をねらはんとする者多くありしが爲、徳川氏は實際に諸侯が自己の武威に悦服して居るや否やは半信半疑なりしかば、之を検せんが爲に、平清盛が三百の童兒を洛中洛外に放ちし例に倣ひしとは一般の説なり、井伊家の傳説によればしからずこれは一朝天下に事變ある際には將軍自ら出馬せざるべからず、されば平日かゝる態をなすものも全く人夫を用意する爲めには茶壺は凡て將軍の様に取扱ひ、前述の如く駕籠には布團を敷き往復共に城のある處にては城主へ相渡して守護せしめ幕府の領地にありては本陣に据ゑて處の代官に守護せしむ、殊に小田原城には此茶壺を納むる場所さへ設ありて夫れには便所迄もつけて在りし、是れ全く茶壺を將軍に擬したるに由ると、前述の如く御茶壺は凡て將軍に擬したれば、道中筋へは前以て宿々に何日何の刻御茶壺御通行と通知し土地々々の諸侯は陣を張りて之を出迎へ警護の士を派遣して國境迄送致せしむ、施行の武士、町人など道にて出會することあれば、土下座して平身低頭少しも仰ぎ見ること叶はず、御譜代の諸侯たりとも途中出會することあれば供揃して之を迎へざるべからず。

宿泊の驛にては辻々に番所を設け、その番小屋の上には藁を以て作りし箒及サンダラ(米俵の蓋)を六、七尺ばかりの竹二本に結びつけ之を逆さまに立つ、こは火を防ぐ呪なりといふ、其製作は甚だ疎末ながら宿々にて之を出すは傳奏の江戸に下られる時か、此壺の道中の時より外になし、又其近傍は吏員巡回して焚火などを禁じ、以て非常をいましめ、領主代官等よりは殊に使者を出して近傍を警戒せしめたるよし。

(長谷部理右衛門氏所藏)

禁制 幕府は毎年製茶期節に先ち、宇治に禁制を下し、之を高札となして宇治橋詰に掲げしめたり、制に

曰く。

一 御物御壺出行無之内新茶出すべからず

乃ち進獻の御茶壺徳川氏直用御茶壺の宇治を發せざる以前、新茶を他に販賣輸出するを嚴禁せるものなり。

古書に依れば禁裏に於ては毎年徳川氏より進獻せらるゝ外、別に御茶御用を宇治の茶師に命せられたるを見る。(同上)

備考 年中行事 五月

此月の節に入り三日目宇治詰御茶壺江戸發荷、四日目庵原郡江尻驛泊り翌日府中驛通行、三十一日目下り、府中驛通行あり、河支等故障あれば上下とも通行休泊とも違ひあり、御茶道坊主衆附添ひ有り(駿國雜誌卷三十五下)

五、お茶壺の弊

舊幕の頃將軍家御用と云ふのが大變な威勢で「お茶壺」の通行する處皆下座をせねばならぬ。

所が此威勢に就て年々に弊害が生じて來た、と云ふのは此「お茶壺」に對し無禮を加へたりすること容易ならぬとあつて嚴談する、地獄の沙汰も何とならで、金で納める、さア此の味を占めた下役人等は爾來如何にして此過怠金を貪らんかを工風するやうになつた。

一行は十數名宰領するものは此味を占めてからはすつと柄が悪くなつた、何でも取込みが專一だ、其取込んだ金で一年中贅澤に暮さうと云ふのだからたまらない。

又是について來る家來共も終には慾深の悪い輩が出て「私は二百兩納めますから是非お供に加へて頂き

たい」など、運動した、こんなに巨額の金を出して供になつて來るのだから、道中で其納付金以上を食らねば利益がない次第である。

斯様な譯で上下交々利を征す、取れるだけ取る、ヤレ二階から隙見をしたの小兒が行列を切つたの、馬が泥をはねかしたのと一々節を付ける、しもせぬ事迄した如く誣つて横車を押しては金を取つた、五十三次でどの位取つたか判らない。

されば道中でも此の「お茶壺」は頗る厄介物で腫物に觸はる様に取扱ひ、沿道の農民、商人皆蛇蝎視して警戒に警戒を加へたものだ、大名などでさへ注意して成るべく此「お茶壺」に逢はないやうに力めたものだ。所が志太郡青島村の郷士で青島五郎太夫といふ人があつた、此「お茶壺」が盛んに威張り散すを見て忌々しくてたまらぬ、そこで京都に上り金を京の吉田家に贈つて位を貰つて來た、所謂吉田官なるものでたしか従五位下で勘解由と名を貰つたとか云ふ事だ、此位があるご何處で見物しても差支無い、で青島氏は二階の正面から傲然として「お茶壺」を下瞰し以て快とした、位を貰へば衣冠も無くてはならぬ、太刀などはごうせ人を切るのちや無いから錆びないのが専一だごあつて中味を銀で拵へたと云ふ事だ。

斯く殿上人と交るには和歌位作れぬと困るとて急に歌の稽古を始めたりした、併しこんな豪奢をした爲に家産は次第に傾いて、全く微祿してしまつた、其邸跡は今でも藤枝停車場の稍々西に残つてゐる。本縣が製茶の中心地となつた今から考へると今昔の感に堪へぬものがある。(某古老談)

六、日本茶業視察感

大正六年五月米國製茶最高検査官ミツチエル氏の日本茶業視察所感は左の如し。

日本茶業の視察は多年の宿望なりしが、本年(大正六年)漸く其機を得て熱誠なる日本茶業者が、親しく斯業に従事せらる、實況を見聞するを得たるは深く欣幸とするところにして視察期の極めて短時日なりしに拘はらず頗る愉快に職務上の好結果を収め得たるは、一に日本官民諸氏特に茶業者諸氏が視察上多大の便宜と援助を興へられたる賜と深く感謝するところなり、而して左に視察中所感の二、三を摘述して、大方の参考に供し以て聊か謝辭に代へんとす。

摘採 摘採は茶樹栽培の最大要件なれば、生産家は常に若芽摘をなし、莖及硬葉の混入せざる事に心掛くべし、茶葉を硬化せしむる事は音に製茶品質を劣悪ならしむるのみならず、樹勢を甚しく衰弱せしむるが故なり、殊に莖及硬葉の混入は再製上に煩雜なる手数を要し、損失尠ならずが故に、各自此點に留意すると共に、茶業組合等に於ても、宜しく之れが警告に努め併せて指導を怠るべからず。

耕耘 各地茶園の栽培法を見るに、何れも人力によりて耕耘せられ居りて機械の使用少なきは遺憾なり、之れ日本の經營状態が勞銀の低廉なるに依るならんも、將來諸物價並に勞銀の騰貴、栽培面積の擴張等は特に機械力に待つや切なり、今より之が應用の途を探究するは尤に須要なるを信す。

臺刈 而して一般茶樹の殆んど盡くは甚しく衰弱に傾きつゝあるを見たり、之が原因に就きては各種の關係あるべしと雖も、屢々茶樹の臺刈を行はざるに起因せずやと思惟す、印度及錫蘭島の如き少くも十箇年に一回の臺刈を行ひ居るに見るも樹勢更新の一策として適宜臺刈をなすは最も有利ならん。

刈落茶 又近時刈落しと稱し、茶樹の剪枝を行ひたる枝葉を蒐集し、茶葉原料として販賣されつゝあるを見たり、此刈落葉中には茶樹の肥料として大切なる多くの養分を含めり、即ち乾燥せる生葉中には窒素二、七七加里一、四四磷酸〇、五〇あり、更に樹枝中には窒素〇、九五加里〇、七一磷酸〇、二五を含む居るが故に、假令刈落を高價に賣りて之に代はるべき肥料を施すとも、果して刈り落しと同一の効果を得るか否や頗る疑問にして無暗に之を販賣するが如きは尤に考慮を要すべきものならん。

火度 更に日本茶は其製造に當り火度高きに失せざるやと信す、火度徒らに高きは外部のみ乾燥して内部之れに伴はず、爲めに貯蔵に堪へざるもの多し、且つ製造の實況を見るも寒暖計の設備無く温度を問ふも明瞭ならざるが如きは、一般火力に就て不注意にして稍物足らぬ感あるは、今後大に生産家の一顧を乞はざるべからず。

手採茶 曩日川根茶業者田畑耕作氏來訪せられ、本邦茶は近時機械製造普及の爲め品質著しく粗惡となりつゝあり、故に川根茶は其眞價を失墜せざらんが爲め、機械使用を排斥し、手採製造を奨励し居るも、上茶は常に其眞價を認められず價格品質に伴はざるの状態にして

一貫匁參圓五拾錢以上のものは兎角賣行不良なり、茶業の將來を思ふて慨歎に堪へず、米國は優良茶を必要とせずやこの質問ありしが、手揉茶は手揉茶としての品位あり、機械を使用せざる點に於て其眞價を維持するものにして、川根茶の如く手揉茶は是非混合材料として必要なるが故に、機械製茶の増大する一方に於ては、手揉茶を永遠に奨励し生産せられんことを望むものなり。

紅茶製造 猶日本茶業者の熟慮を要すべきものあり、將來紅茶の製造に力を致すべきこと即ち之なり、而して米國に於ける紅茶の需要は綠茶に比し年々増加しつゝあるが故なり、這は印度、錫蘭の廣告の效果と紅茶が米人の嗜好せる珈琲に最も近きと、從來綠茶を紅茶に混じて飲用し居りしが、漸次綠茶の混合分量の減少し紅茶の嗜好次第に増大し行く事にして、國民の嗜好は容易に轉移すべからざるにあり、故に此の漸進的確なる推移に應ぜんには是非紅茶を製造せざるべからず、現在に於ける日本茶業は葉綠多くして綠茶の製造にはよく適するも紅茶には適せざるが如し、宜しく印度地方の茶樹にして、日本の氣候風土に適するものを調査移植し印度、錫蘭等の方法により紅茶を製造するを良とす、而して紅茶の需要は世界的なれば其販路等に苦む等の煩なく日本茶業の前途實に洋々たるべし。

販路擴張 日本綠茶は從來より優良を以て聞えたり、是れ印度、錫蘭等が年々莫大の廣告費を投じて、大規模の販路擴張に努め居るに拘はらず、尙日本茶(臺灣茶をも含む)は米國輸入茶の四割七分を保有し居る所以にして、將來に於ても此の品質主義を以て市場に闘ふ心掛なかるべからず、然るに近時日本より飲料として粉茶を輸出すること尠からず、こは日本茶の精良を害すること多大なれば、力めてこれを禁じ且本茶中にも粉を含有するもの多くして變質を誘致するが故に之れが混入を避くべし。

更に廣告法等につきても、印度、錫蘭茶は頗る大仕掛にして最も巧妙な極め居れるが、特に政府に於ても年々巨額の費用を投じて其擴張を圖り、當業者中リプトン、サラダ等の會社は自ら巧みに自己の商標を廣告し、兩々相俟つて其販路を擴張しつゝあり、日本茶が是に對抗して廣告戦をなさざる可からざるは日本茶業者としては負擔決して輕からず、頗る同情に價するも、能く印錫茶の擴張法に注意警戒して最善の方法を以て是に對抗するに非ざれば今後日本茶の販路は遂に開拓する能はざるに至るべし。(茶業界大正六、七)

七、二百餘年前の茶業

宮崎安貞氏の農業全書(元祿九年刊)

茶 第一

茶經には、五番までもつみ、段々名も替りて、上中下の品あり、一番につみたるを、茶と云なり、殘る

四番はよからぬ茶なり、名をしるすに及ばず。

種子を取置く事は、九月の末茶の子熟し、已に口をひらかんとする時、左の手に籠を持、右にてつみ取俵に入濕地に埋み土をおほひ、雪の中こゝへ死さぬ様に物をおほひ置きて、春二月早く取出しうゆべし、必青みて芽少出る物なり。

茶園に作る地の事 樹下、北陰に宜しとて、茶は日當を好まず、土地の性つよく、黒土赤土にても、粘り氣も少ありて石交りの、さのみ深からずして堅きに、糞しを用ゆるが風味よき物なり、底の堅きを好む事は、立根ふかく入らずして、わき根多くさかゆれば、枝葉も上にはのびずして、わきへよくさかへ、葉しげく付物なり、其ゆへに園地の底の和らかなるには、底に普く石瓦を敷て、其上に肥土を多く入るなり、茶園に成べき土地は皆多き物なれども、勝れたるは稀なり、山城三園の土地いづれも、赤土の石地にて、風霜はげしき陰地なり。

同じくうゆる法 茶ばかりうゆる所にてても、又は他の作り物をする畠の中端にうゆるにても、前年より、其間三尺ほど置て、さしわたし一尺餘、深さも一尺餘りに穴をほり、随分性よく肥たる土を七、八寸程入れ、上にあくたなごを取かけやきて、糞を多くかけ、二月に成て、たねを蒔べし、穴の中にさしわたし八、九寸に、丸く輪をかき、たねを二、三十粒かたよりなく蒔て、土をおほふ事一寸餘、上をたき付、目串を十文字にしかさして、雉子からすのほらざる様にすべし、其年も明年も、手を付ずしてをく物なり、されども肥地にてさかへふとらたらば、明る年の秋、根の廻りをうちかちり、草を去りを多くをくべし、大かたの地ならば、三年目の春より、手入をして、中にてのびさかへ長きばかりを、さきをつみ取

るべし、若其年ひでりせば、**泔水**をそぎ、糞水をかけ、やき糞の類を根の下にをきたるもよし、惣じて茶は少しかたさがりの地に宜し、然るゆへに、陰地をば好むといへども、水濕のもれやすき所によきとし

るべし、田の園は取分よしといへども水濕のもれずして、滯る所にて枯るゝ物なり。
又ゆるる法 丸うへは、常の事にて、何方にてもする事なれども、さがしく土のながれ下る所殊に山中なご風寒はげしき所は、筋うへをいかにも厚く、はゞも廣くうへたるは、寒氣中に通らずよきかゆるなり、又は二筋ならびて、筋の間に糞をも入れ、中うちのみならず、草かじめも便よき様にうへたるは、修理のために、殊によし、穀物作る畠の礮地に此うへ様を用ゆべし。土も流れず、こゑ灰の氣をも吹ちらさず、漸々に土も深くなり肥る物なり、惣じて、山中など、風寒のつよき所にては、随分厚くはゞをも廣くうゆべし、平地にうゆる心得とは各別なり。

又法、田、畑、山の三色の園あり、中にも田の園を上とす、是上茶を取園なり、何れにてもうゆる通りに、先溝を底二尺、はゞも二、三尺ばかりに堀通して、底に石瓦などを敷き其上に、性よき肥土に糠を半分もみ合せ、うゆる下ごとに、一尺餘も厚くをきて踏付、茶の子を一盞ほど丸く蒔きて、少をし付、其上にもあらぬか土をおほひ、目串をさす事、前にしるすごとし、早せば泔を澆き、中一年して芸り、廻りをかじり、中にてふとるべきを、七、八本其上も残し、むらなき様に立置て、餘は盡くぬき去るべし、尤中にてのびたるをば、先をつみ取べし、其まゝ置けば枝さかへず。

さてこやしを入れる事は、三月摘仕舞てより、園中の草を削り根の廻りを深くうち、山草をとろを、いかけ程も多く根の廻りに入れ、其後も古巢蜘蛛の巢をはらひのけ、人糞、鰯、油糟にても、其求めのなる者は、

力次第おほく入べし、冬中も根の廻りをかきのけ、たび／＼こゑを入れ、乾きたる土をおほひ置べし、又春になりて、摘べき、三十日ほど前に色付とて糞を少薄くして、根の廻りにかくれば、二十日ばかりにてきく物なり、かくのごとくなれば芽立必よく出てうるはしく色よくなる物なり、是宇治にて上茶を仕立るにする事なり、他所の難園は草を削り、下草を多く入れ、牛馬糞などををき、寒の中一、二度も、糞を入ればかたのごとくよき茶にはなる物なり。

上茶をこしらゆる法、凡三月の節に入て、つみはじむるを早しとするなり。

摘葉の事 心葉いまだ皆ひらかざる時新葉の分残らすつみ取て、上葉と下葉を二段にゑり分るなり。

さて蒸様は釜に半分すぎ水を入れなる程たぎらかし蒸籠に葉をうすく、一重ならびに入れ、先釜の口にわらにてくみたる輪をあて、其上に籠を置き、板のふたをして蒸上、甌の中に湯氣の廻りて葉しほれ、箸にてひた／＼と付時を、揚る時分とするなり、過たるもまだしきも、宜しからず、此かげんをしる事一入**ほひろにかくる事** いろりのふかさ一尺四、五寸、長一間ならば、横四通りに、炭をおこし、上にわらをたきて衣とし、竹のすをわたし、高野紙など厚紙をのりにて二重に合せ、いろりぶちまでごとくかゝる程廣くして、竹すの上に敷き、右のあふぎ冷したる葉を一重ならびにひろげ、やがてねんと云て、竹を指二つのはゞ、長三尺ばかりなるを、さきを五、六寸も二つにわり、其所を少しため、そりをなして、わりたる所をなはにてあみ、末ひろがりなるを以て、其そりたる所にて、さら／＼と葉のおれ、くだけぬ様にさがし、しばし、て返すべし、かくのごとくしてし、干の時、又此方に、ねりほいろとて、ぬるきいろを別

にしておき、是に移して、時に返し置くなり、葉よくはしやぎて後はさがす事なし、上る時分はしめり氣少もなくなりたる時、はり籠に上葉の善惡を二段にゑり分、こゝにても若なをしめり氣あらば、ぬるほいろにかけはしやがして、其後だん／＼とをしに四番までかけ、さて折敷のうらにて、羽ゑりをして、段々にしわけ、其後又こをしにかくる事十二段なり、其後鷹の爪より、だん／＼袋に十匁宛入るなり、袋にならざる分は極詰、同じく粉なごゝて上壺詰めになるなり。

同じく火いろ、火加減の事、紙の上に手をきて見るに、しばらくしてあつさを覺ゆる程をよしとするなり。ぬるほいろは、是よりははるかにぬるし。

又湯びく茶の事 葉漸くふごりて、若葉の分残らすつみどり、釜に湯をにやしをき、手の付たる籠二つにて、生葉を半分いれ、熱湯の中に入れ、箸にて上下かきませ、箸にひた／＼と付時、半切に清水を入れをきて、ゆびきたるを、水の中に入れ、冷してよくしぼり、少かはかし、やがてほいろにかくべし、右の極よりは、火をつよくするなり、又早稲わらのあく、山灰のあくにて、ゆびくもよし、さ湯の時はかき灰を少、湯に入れば、色青し、湯いかによくたぎらざれば、茶の出来よからず、色もあしく、籠二つにて、取替へ／＼湯の中に漬る間、一、二、三と常の拍子にぞへて、上るを先定るしほとはするなり、茶のわかきと、老いたるによりて、少のさし引はあるべし、ほいろにかけ上て、とをしにかくる事、四、五へんなるべし。

又煎じ茶はわか葉、古葉残らすつみ取て、あくにてざつと湯がき、是も冷水にてひやしよくしぼりあげ、筵に擴干し、少汁のかはきたる時、筵の上にもみ、或は繩筵をつくり、其上にて、あらくもむ事、三遍

ばかり、さら／＼と干たる時、とをしにかけをくもあり、つよきはいろにて、あけ火を一遍取たるは猶よし、其後俵に入れ收めをくべし、たて一本と云は、六貫目なり、一斤は二百五十目也、凡一本の價銀二百目、是中分のねだんなり、大抵の茶園一段に三十本ある事、是中分なり、しかればたて三十本の代五、六百目程ありと知るべし。

唐茶をこしらゆる事、異なる事なし、唐なべ取分よし、へついをうしろ高にぬりすへ、土壇の上をば紙にてはり、さてつみたる生葉を、なべの大小にしたがひて、一、二升其上にても入れ、いりにも火をぬるくして、ひたと手をとめすなで廻し、鍋のはだになで付け／＼と返して、しな／＼となりたる時、こざか、ふくい筵、手嶋など和らかに茶のくだけぬ物の上にて、ひろ／＼ともみ、よき程もめたる時、又鍋に入れて、前のごとく、手をとめず、なで廻し、しばしにて上て、筵の上にもむ事、以上五、六遍、鍋に入る事、七、八度なり、四、五度煎ては、葉はしやぎ、くだくるゆへ、もむ事は大方四、五遍にてやむべし、煎事はいかにもぬるき火にて、度數いりたるがにほひもよく、湯に入れたる時、よく出る物なり、火のぬるさほご茶もへらす、さて上中ともにかくのごとくよく煎て、壺に入れおく事宇治茶とかはる事なし、唐茶もよく肥たるさかりの園にて、わか葉の別儀以上の葉をつみて仕立たるが、風味香ひまでも各別よし、瘠地のこやし疎かなるを煎たるは、出し茶には取分宜しからず、春早く券葉の時つみたるは、煎て、雀の舌のごとく、又針の如し、是唐茶の極なり、唐人も飯にて蒸とあれば、煎ばかりにてはなく、挽茶を用ゆる事もありと見へたり。

宇治、醍醐、栴尾、是本朝の三園、何れも性強き赤土の石地なり、されば茶經にしるせるごとく、北陰

など日當のあしき、風寒はげしき所、茶にはよしと見へたり、茶園を仕立る人、此等の考を専らにすべし、凡都鄙、市中、田家、山中ともに、少も園地となる所あらば、必多少によらず茶を種べし、左なくして安に茶に錢を費すは愚なる事なり、一度うゑ置ては、幾年をへても枯失る物にあらず、富る人は慰ごもなり、貧者は財を助くる事多し、若又山野もなき里ならば、本田島に茶をうへても、家々に茶を買ぬ手立をなすべし、是只一時の心づかひを以て子々孫々まで、茶に財をついやさぬはかりごとなり。(農業全書)

宮崎安貞略歴

宮崎安貞は文大夫と稱す、安藝國廣島の藩士宮崎儀右衛門の第二子なり、元和九年癸亥の歳を以て廣島に生る、慶安四年國を出で、筑前の福岡に至り始めて藩主黒田忠之に仕へ新知二百石を領す、後故ありて暇を乞ひて去る、而して貞享年中再び切扶持を以て召抱へらる、是より先安貞五畿内及諸國を遍歴して偏く老農老圃を訪ひ種藝の法を究めて大に得る所あり、後國に歸りて村居四十年自ら心力を盡し手足を勞して農産に従事し村民を誘導して以て専ら殖産興業を勉む、其事業の見るべき甚だ多し、即ち筑前國志摩郡女原村及同國怡土郡徳永村の字東開西開(現今宮崎と云ふ)の處の如き皆安貞が其私資を抛うち農民を誘ひて開墾せし土地なり、元祿九年農業全書十卷を著す實に四十餘年の苦心に成るさいふ、時に水府黃門源光國此の書を熟閱して曰く、『嗚呼是れ人生一日も無かるべからざるの書なり』と歎稱して措かず、以て其人となりを知るに足れり、元祿十年七月二十三日病を以て歿す、享年七十六、(農商工公報)

八、天保時代茶製造

廣益國產考 (天保十五年刊)

播種より四年目の三、四月の間右育たる茶の木の本より鎌をもて不殘刈とるべし。刈取りたる後より芽を出し、其秋にはもとより成生するなり、それは又翌年刈りて煎茶に製す、扱刈取りたる茶の木は、家に持ちかへり、大半切桶に水を入れ洗ふべし、河ある處にては河にて洗ふべし、然し

て木葉ともに押切にて三寸位に伐るべし、之を羽すりの大鍋にて煎るべし、かきまはし／＼すれば、葉はゆでたる如くなり、木も和になる、引揚て莖をかぶせもむべし、其時木の軸は選り出すなり、細くやはらかなる軸は其儘茶に交せ置くべし。

又法あり大鍋に湯をわかし、其中へ刻みたる葉を入かき廻しすぐに揚げ莖に入れ揉もよし、又もむにも(圖略縦を繩とし横を繩にて編みたるが如きもの)如斯繩もて拵へたる上にもむもあり、扱揉たるは琉球莖様のものに入れさまし、又鍋の中に入れかきまはし／＼して又莖に入れ初の如くさましては鍋に入れかき廻し、又莖に入れ冷まし、又鍋に入る事五、六度すれば、さつぱり濕氣なき様成たるを度とし仕上げとし、澁紙様のものにひろげ一日もさまして俵に入るべし。

宇治邊より番茶とて出す日向、伊勢の邊より出す刈茶に同じく葉のあらきあら茶を手もてすゝぎ取りて製したる茶なり、名にしあふ宇治の一番を摘たる處なれども、香もよく、味もよかるべしと調へ用ゐしに、日向杯より劣りて香も薄し、案ずるに末の肝心なる能きところを取りたる後なればなるべし。

末を摘てよき茶を製する法

能き茶を仕立んと思はゞ三月より四月上旬頃木の芽の少し出たる末ばかりを摘んでさつと洗ひ、ほをろくに入れ、松木をたきはうすれば葉和らぎ菜をゆでたる如くなるなり、其時澁紙にうちあけさまし、又ほをろくに入れ此度は初より火を少しよはくたきよく手にてむらなく上下へかへし、はうじて、又澁紙にうちあけさまし、又ほをろくに入れ、此三度目は二度目より火をよはきやうたき前の如くほをじ、又澁紙に

打明けさますべし、此の三度目にて葉乾きて巻くべし、又ほをろくに入れば四度目なる火は少したきてほをすれば大體乾くなり、五度目にはさつぱり宇治より来る茶の形に成るなり、何れとも齒にてかみて見るに少し和らかになる處あり、是を又六度目ほをろくに入れ火をちろくに焼きほをすれば、はりくする如きの茶になる、其時を度として仕上げとするなり。(廣益國産考)

九、天下一製茶の創始

明治九年富士郡比奈村野村一郎氏宅にて、同氏の茶園千東原の畑より産したるものを赤堀玉三郎氏及漢人惠助氏幾十人の揉手を督勵し製し上げ、之を横濱商館に送り非常の賞讃を博し天下一なる名稱を與へられたることは已に述べる所なるが、今其當時の天下一製法を漢人惠助氏より示されたれば左に記す。

七百多焙爐一人二焙爐採にて下採を使ひ三焙爐採なりし。

此の天下一は未だ充分ならず、即ち莖の裂けたるもの曲り居たり、畢竟攻込みの不足に基因したり。

摘採 三葉摘の理由は、三葉と四葉の中間にて芽を以て引き離せば骨と肉との境より取れるものなり、此の取れ口は製造してくり込み

天下一の要素たるなり、葉の成分の最も多く含まる處、三葉の内の元葉即上より三葉目にあるを以て之を境とせるものなり。

蒸度 マンパチ深さ四寸のものに(深マンパチにては蒸香鈍となる)百多入れとなし、一分以上二分間以内にて蒸度の来る湯度を適度と認

む。鶴鍋釜の何秒にて蒸度の来るが如きは、沸騰力強く唯笹色の香を來すのみにて、蒸香出でず天然の色合に變化を生ずるものなり。

葉打 葉打中に水分を抜く事は、最もむづかしきものにて、園、肥料、蒸度、火度等を顧慮して平葉の中に水分を抜く事を必要とす、こ

れ水色、香味、色澤すべてに影響するものなり。

葉打若きは製造の上にて水はく滋味を呼び味の入りたるもの出來ず。

葉打の過ぎたるものは來年の審査には白色を帯び勝となるものなり。

揉込 はげしく柔かに徐々に揉込みするをよとす。

揉方 三ツ拾ひ五手返し、

島田取り(又は鼓取り)此の取り方出來ざれば揉切の流名とならず、此必要は火力と空氣との應用上缺くべからざるに基くものなり。

薄色の『カネツケ』(少しく黒色となりし時)の時琉琉の上に出し少しく床揉みを爲す、此の必要は火のむら(不平均)をさり、且つ葉に傷を付

けずに細くする爲めなり、乾燥し來るに従ひ力を加へる度を増し揉取りとなし『ククミ揉』をなす。

其のククミ揉を爲す時期に至れば、ぞろついで逃げたがるものなれども、手を弛めてはならぬ、これ天下一の艶を發せしむる上に肝要な

り、息つくすも弛めてはならぬものなり。

艶なるものは固より程度のものなるも、全くの艶は油浮き恰も瀟茶の如き觀を呈するものにて、容易に出來得べきものにあらず。

乾度 乾さんとする時は全力を擧げて揉み、つるく紅る程度に堪へて後干す、揉火より強き火にて火香の来るを以て乾燥したるものな

り。

火香とは火の力により俗に所謂香氣(香氣とは湯をさして後に來るものを云ふ)を云ふ。

水色 は金色透明にあらざれば、日本綠茶と謂ふことを得ざるものなり。(漢人惠助氏談)

一〇、牧野原開墾の動機

牧之原開墾の起源につきては勝安芳氏の手書に於て、明かなりと雖も、此の不毛の地を最初著目せしは誰人なるか榛原郡誌によれば、幕臣松岡萬氏が大井川水路巡視の時この廣漠の原地開拓の必要を認めたりとあり、内田忠正氏より聞く所によれば、關口良輔氏(隆吉)氏が緣故の地たる小笠郡佐倉村へ往復の途すがら、此の原野を横ざりて、其開墾の必要を認めたりといふ、而して明治二年七月静岡藩知事徳川家達の命により開墾方と稱し中條、大草二氏率先して新番組の轉住せしに由る。

牧野原開墾者の中間拓を生命とし終始渝はらず晩年を終りたる落合正中氏の如きは稀なり、今左に小傳を掲ぐ。

一一、落合正中氏

落合正中氏通稱振三郎徳川旗下の士、弘化三年六月五日江戸小石川竹早町に生る、幼より武藝を嗜み、弓、槍、馬、柔、劔の五技を兼修し造詣深く、夙に山岡高歩の知遇を受け名聲頗る揚る、當時幕政は次第に衰へ、内外多事、氏は早く天下の形勢を察し、報效を圖るは此時に在りとし、中條金之助(景昭)、關口良輔(隆吉)、大草多喜次郎(高重)、山岡鐵太郎、榊原采女、井上可膳、松岡萬、相原安次郎、森川金五郎、遠山和三郎、山本柳之助、久保榮太郎、内藤造酒之助、成瀬三五郎、芝忠福、落合友之助等と時事を談論して意氣投合せり、時に之を攘夷十七人組と稱し、天下の志士の注意を惹く、外事頻繁を加ふるに及び、其風を慕ふもの漸く増加して二百人に至る、編して一隊と爲し精銳隊と號す、天下の形勢變じ前將軍慶喜大阪より江戸城に歸り直に水戸に蟄居せらるゝや、此の一隊護衛の任に當り滞在九十日に及ぶ、尋で江戸城明渡し駿遠移封の變あり、家達新に宗家を嗣ぎ封を静岡に就くに方り、久能山守護の名の下に新番組と改稱せられ、山麓に在ること半歳餘、此間歸農の計は決せられ、牧之原の地を相して之が開墾をなすこととなりぬ。

當時牧之原は耕種する者なく茫漠たる一棄地なりしなり、今この地を開拓せんとする意は上は富國の義を賛し、下は力食の實を擧げんとするに在り、明治二年七月に願意は聽許せられ、新番組の全部及び其の他附屬合せて二百三十人相率ゐて至る、一戸四町歩實測十町歩宛の地を給せられ、四年廢藩の時には産業資本として四萬圓を與へられたり、而して翁の配當は六百圓許なりき。

長槍大劔國事に奔走する武士世變に逢ふて耒耜の間に從事せんとする其感果して如何、而も邦家の前途は猶未だ測り知るべからざるものあり、茲に下賜の金を醸出して其利殖を謀り以て軍資に充てんとするの議起り、苟美館なるもの創設せらる、苟美館は今の銀行なり、氏は武士たる者が金を貸付けて利を獲得せんとするは心得ぬ業なりと思惟せるも勉めて衆意に反かざらんとし出資を承諾せしが、果せる哉簡傲世事に習はざる者相集りて執務するも經營其所を得ず、世間よりは早くも冷笑を以て迎へられ、點智の徒借りて返済するの意なく、之が爲め産を破りて窮乏を告ぐる者續出し、加ふるに製茶事業に於ても相場の變動より俄に不振の悲況に陥り復奈何ともすべからざるに至り、坐ろに望郷の念に驅られて離散歸東する者相踵ぎ、一時般賑を極めたる開拓の事業も頓に一蹶跌を來したり。

會々 天皇北陸、東海巡幸の事あり、蹕を静岡に駐め、中條景昭、大草高重に勅を傳へ拜謁を賜はるべき寵命あり、寔に明治十一年十一月四日なりとす、同日金千圓を下賜せられ開拓を奨勵せらる、右大臣岩倉具視は金谷に於て諸士に引接し、又參議大隈重信は山岡鐵太郎と共に聖旨を銜みて現狀を視察することゝなる、此の時氏の態度は餘人に異なり門を杜ちて自ら謹慎閉居せり、其の意に「我々來牧の者經紀法なく、此の亡狀を致せり、何の顔ありてか二公に見えんや」といふに在り、而して勝安房は慮慮の存する所を拜承して感激に堪へず、爲めに一書を裁して同志に寄せ、以て將來を鼓舞せり、此の一書當時の心事を知るに足れり。

開拓の業挫折せんとして聖天子の勸奨を蒙る、困りて之が救済を謀らんとし總代を選びて上京せしむ、氏も亦選ばれて斡旋する所あり、政府金貳萬圓を貸下げらる、此行旅費に窮し四拾五圓を人より借りて東上せり、歸るに及び總代の勞を多とし一切の費用は貸下金の中より支出すと協議せしに、氏は「同志の窮を極はんが爲に上京せるもの豈其支辨を受くべけんや」と断然謝絶せり、他の人も氏の高潔に感じ皆

自辨せしといふ、氏は是より益々開拓を奨率して怠らず、以て老ゆるに至れり、氏人と爲り恬澹寡慾、嘗て人を欺きたることなく、同時に又自ら欺かず、奉公の志厚く、一身一家を慮るの私毫もこれなし、されば其開拓の業に従事するや衷心より報效の實務と信じ、敢て他を顧みず、彼の富貴顯榮の如き氏にありては冷然たり、平生至誠を以て物を待ち、其和藹の徳人を薫せざるなし、郷隣喜び慕ひて遂に牧之原聖人と呼ぶに至れり。

同志の始めて移住するや、皆近傍の民家に依り以て建築の成るを俟てり、獨り氏は假小屋を野に構へて、此處に移り水を汲むには皿を以てし、飯を炊くには鍋を以てし、率先して力耕せり、友人評して曰く、翁戰陣に臨まば必ず能く衆に先んじ敵を買して死する者なりと、聽く者皆以て真に然りと爲す、小屋は九尺四方の板圍ひ竹を二つ割にしたるを交互に組合せて屋根と爲したり、當時この新歸農中には猶刀を佩びて鋤鍬を執りし者あり、蓋歸農すといへ精銳隊の面目躍如として諸方面に見はれ景昭は依然隊長の名を存し、高重は實に之が副たりしなり、氏は大正六年二月一日七十二歳にして歿す。

落合翁碑銘

遠之牧之原古時無耕種者白露蒼煙蓋一棄地也其有今日實自德川氏臣精銳隊之移住始夫關苑拓土之功不讓取一城略一地然武人負氣期一死許國俄降其志而相從來軀之間已所爲難況終始不移若落合翁又其尤難者其人洵可傳云翁名正中通稱銀三郎多宮君第二子自少兼修弓馬劍槍拳五技爲山岡高步所識時幕府漸衰天下多事翁以身圖報效廣交英俊與高步及中條景昭大草高重關口隆吉等有摯爽十七士之目後其徒增至二百人乃編成一隊以備事變是爲精銳隊後稱新番組明治元年前將軍慶喜公自大阪還而入水戸也翁等扈衛及家達公就封靜岡景昭高重與同志內田忠正費正善等決歸農之計相牧之原聖草萊植以茶樹舉隊皆至一時稱股肱未數年事遂志沮往々困乏而離散會車親巡北陸東海駐蹕靜岡使參議大隈重信及高步視其狀賜金獎之時十一年十一月也翁意謂經紀無法因致此亡狀何願見二公杜門自引管尋選上京謀救濟之官爲貳萬圓翁益感激獎率不忘一意勤于開拓以至老焉翁性真率喜施與重器無所顧惜初家富而自奉極薄衣不用絹唯刀劍致美同志中有借于人而償遂過去輒謂辱武士之名已代

微之警夜行從者問路上如有遺金拾之乎翁正色說慎獨工夫其人嘆服平生以至誠待物隣里尊慕號爲牧之原聖人大正六年二月一日病歿七十二翁以弘化三年五月六日生小石川竹早街邸家世食下總紙數鄉二百三十石班墜下兄久太郎早死因襲其後娶森川氏有一男一女女嫁人妻先死而男正吾不知所之故晚年窮甚草廬蕭然人歎其祚之薄也初同志之移住皆依傍近民家獨翁構廬中野汲水以皿炊以鍋先衆力耕後及事遂散去者多或說移東京翁毅然而官既給以壤土勸以開拓即所以報國而牧之原是吾之死處也翁終以斯志而成斯功偉哉頃慕其徳者謀碑以傳之徵余文翁善行甚多今特表其大者銘曰

- 克處世變 未耨植功 內不自欺 外與衆同
- 泰々茶葉 吁德之叢 遺芳滿野 永傳高風
- 池谷盈進撰並書

一一一、製茶直輸出積信社設立の動機

沼津の江原素六氏は夙に横濱の茶商仲買が貿易の利を占有し、勝手次第に相場を立て諸國の輸出を抑制するを患ひ、之を知友紐育總領事富田鐵之助氏に謀りしに、彼地に於ては初めより茶の相場に下落なく、漸々聯邦に波及するの勢あり、然るに横濱の相場は年々に下落するは全く彼我の仲買商の狡黠に出ることを知し、今よりは組立條約を重んじて横濱仲買の手に依らず、直ちに紐育に輸出せんとし、専ら結社の方法に著手し左の如く積信社を設立し直輸出の開始をなせり、當時生産家へ發したる出荷依頼狀左の如し。

今般駿州沼津ニ於テ本色茶米國直輸出社ヲ開キ官許ヲ蒙リ本年新茶ヨリ勸精營業仕候ニ付再製茶荷造運送新約育販賣迄悉皆ノ取計ラセ方並ニ該社ニテノ買入方共荷主ノ御都合ニ任セ懇篤ニ取扱候間思召有之候御方ハ弊社エ御來談有之度願上候也

静岡縣管下第一大區七小區
駿東郡沼津城内町
積信社
假製茶所

其設立願書は左の如し。

私共儀近來大ニ茶園培養仕リ上ハ外國輸出品ノ隆盛ナ期シ下ハ一己ノ利益ヲ計ラント企望仕候處其ノ價格頻年下落仕候ニ付何卒挽回ノ方
法ヲ得ント欲シ日夜苦心罷在候處先般中ヨリ勸業御察ニ於テ無色茶御直輸出ニ相成候様ニ付度々出京右御製法拜見仕候處私共ニ於テモ精
々勉強同御察之通再製仕月ニ一萬五千斤宛ノ目的ヲ以テ米國へ直輸仕度別紙規則ノ通結社約束仕候共何分微力且ツ彼ノ地ノ事情モ熟知不
仕候間右御察ニ於テ御輸出相成候節私共荷物逸々御検査ノ上不正ノ製法ニ無之候得バ御察荷物同時御遞送被下其他萬端ノ御取扱被成下候
ハハ私共ニ於テ安全保護ノ目的相立下民ノ爲メ勸商ノ大進歩ヲ得候儀ト御許容被成下候ハハ誠ニ以テ深ク難有奉存候間其御筋へ御上申被
成下度此段連印奉嘆願候也

明治十年一月十六日

結社人總代

江原素六

静岡縣令 大道貞清殿

最初は官廳の保護に依て輸出の計畫なりしが、當時内務省に於ては一般の會社條例取調中なりしと、この出願の前例なきの故を以て許可せられず、是に於て普通の結社營業を以て獨力輸出することとし、明治十年三月創業の運びに至り、同年五月二十七日開業式を挙げたり、祝文左の如し。

沼津積信社開業祝辭

六合ノ内荷モ血氣有ノ類凡ソ歡樂ヲ欲シテ痛苦ヲ惡マザル者ナシ聖書所謂貧ナルモノ幸アリ富ヲ得レバ也渴クモノ幸アリ飲ヲ得レバ也飢
ユル者幸アリ食ヲ得レバ也等ノ教示アルモ蓋シ各ヲシテ歡樂ノ正鵠ニ著目セシメ百敗不屈強氣勉勵セシムルノ意ナレバシ由之視之歡樂則
地上最貴ノ寶物ニシテ人トシテ之ヲ求ムノ急ナラザルナシ而シテ其實物タルヤ數種ニシテ身外ノ萬物一トシテ我情意ヲ喜バシメザルモノ
ナシ只之ヲ求ムルニ臨ミ互ニ得心私有ノ權ヲ交讓スルノ後ニアラザレバ我欲望ヲ満足スルノ歡樂ヲ得バカラズ然リト雖モ之ヲ求ムル其急
ナルトキハ物品互ノ實價ニ於テ平均セザルモノアリ縱令バ亞弗利加熱沙中ニ於テ數寸徑ノ眞珠ヲ有スルモ飲水一掬ヲ價フ能ハズ即チ我茶
商ノ如キ大概平素資金ニ乏シキヲ以テ製茶ノ季節ニ先チ之ニ易ユルノ金貨ヲ募フコト熱沙中ノ飲水ニ於ケルガ如シ其價ノ物品ト平均スル
如何ヲ顧ミルニ違アラズ直チニ之ヲ放賣セザルヲ得ズ是誠ニ止ムヲ得ザルノ痛苦ニシテ之ヲ商法權利ノ損取ト曰フベシ抑輸入ノ輸出ニ超
ユルハ國家疲弊ノ根元タルヲ以テ獨リ茶商ノ損失ニ止マラズ農工商一般ノ大害アルヲ以テ苟クモ愛國ノ念アル者之ヲ挽回スルノ企ナカル

ベカラズ我結社諸賢大ニ愛ニ見アリ此社ヲ設立シ物産ノ眞價貿易ノ基礎ヲ擴張シ人々ヲシテ所好ノ歡樂ヲ充分セシメント欲シ本月日本日恭
敬以テ開業ノ式ヲ執行ス辱ナクモ縣官派出將來ヲ督勵スルアルノ恩惠ヲ蒙ル何ノ縣廳ニ於テ物産興起ヲ重ンズルノ盛ナルヤ庶幾バ衆員宜
シク勤勞節儉以テ該社ノ先務トテ逐日進歩前條ノ痛苦ニ變ルニ貿易權利ノ平均ヲ得求請スル歡樂ヲ満足セシメンコトヲ窺カニ思フニ此社
ニ出入スル金貨ノ多少ハ全ク結社諸員囊中ニ出ルト雖モ其實ハ親シク北亞聯邦ヨリ得ルモノニシテ則チ之ヲ眞ノ國益ト曰フベシ余輩亦其
國益ヲ生ズル一部ニ編伍ス何ノ幸力之ニ加カン何ノ喜力之ニ及バン祝酒一盞喜又一層ス爰ニ於テ敢テ辭ヲ草シ大ニ今日ノ賀ヲナスト云

謹言

明治十年五月二十七日

積信社諸職

代 江原素六

江原素六氏と積信社

明治十年一月江原素六氏積信社を起して製茶輸出の事業を創始せり、由來静岡、沼津地方は茶の産地に
して、製出せる茶は之を横濱に送り、横濱の間屋は之を米人の手に渡し、米人又之を外國に輸出するを常
としたり、而して氏は早くもこの點に著目し、之等幾多の手續を假らず、直接米國に輸出するに於ては利
益も亦倍加するや必せりとなし、附近在住の士族に計りしに士族等直ちに賛同して一結社を作るに至りた
り、仍て氏は直ちに社則を立案して同時に願書を出せり。

結社は積信社と稱し、社員は氏を合して二十七名なりしが、當初先づ三千圓の資金を以て營業を開始し、
損益共に連帶負擔する即ち無限責任として、氏は之に社長となり、依田治作、坂三郎等當初より總代の資
格を以て之に加はりたり。

積信社の事業とする所は、再製茶の製造及び直輸出なりしが、再製茶は全國各地の茶園より茶を購ひ、
之を一種の特徴ある茶に再製するものにして、同時に之に着色することも一の特徴なりしなり、而して之

を輸出するに際しては鉛の袋に入れ、積信社の商標を附し清水港より船積として直接米國に送り、米國に於ける販賣は三井物産會社に取引せしめたり、當時三井物産の横濱支店には益田孝氏在り、深く氏の計畫に賛し、十分の援助を與ふることを約せしにより、氏は大に悦び諸般の準備を整へ愈々事業を開始する事となしたり。

されど事業を開始してより第一期二期には、未だ業務に習練せざること、海外の事情を詳知せざりしことにより、不幸多少の損失を招きしかど、當時氏は専心この事業に盡瘁し、奮勵努力の結果先づ縣廳の保護となり、勸業課の獎勵となり、更に内務省に出願して、無給の製茶教師貸與となり、大に製品の改良を計りし爲、第三期の明治十二年に於ては、始めて若干の利益を得て社員に配當するの好結果を收めたり。

第三期の結果斯くの如くなりしを以て、第四期營業年度の明治十三年に於ては、三井物産會社より參萬圓の資金を借り、更に大規模の輸出を試みたり、若しこの大規模の輸出にして豫期通りに運びしならば、その成功や蓋し莫大なりしならんも、業は常に盛衰あり、事は多く齟齬を生ず、氏の此發展は不幸却て失敗を招き、資金參萬圓を投じたるもの差引計算貳萬餘圓の損失を蒙むるに至れり、されど當時に於ては、輸出の賣れ行きを見るには早くも半年の日時を要し、眞に入金して損益を計算するには實に一年以上の歳月を要したるを以て、同期中には未だ此損失を明瞭に知る能はず、損益未だ判明せざるに、早くも第五期營業の期を迎へたるより、氏更に社員の決議を経て横濱正金銀行より壹萬五千圓の負債を重ね、再び盛大の輸出を試みたり、之れ前期の營業に巨資を抛ち盡して、第五期の營業費に缺乏を來したること、一は第三期の好結果に見て、第四回も同じく好結果を豫想したるが爲、第五期に於ては更により以上の好績を擧ぐ

べく猛進したるなり、然るに其の結果は意外にして、第五營業期に至りて、始めて前期の損失を知り一同愕然として爲す所を知らず、如何せんかと狼狽しつゝありし際、更に第五期損失の報を受け茲に全く再起の望さへ失ふに至りぬ。

然れど氏尙屈せず、飽まで素志を貫徹せんごせしが、奈何せん前後二回の損失實に五萬の巨額に上り、氏に對して最も好意と同情を有せる益田氏の如きも、氏の負ひたる負債の巨額にして、之が辨濟の途容易に立難きを見、益田氏の立場として更により以上の援助を與ふるを難んせしかば、氏は遂に策の出づるところを知らず、之に加ふるに結社の同志勇氣沮喪して頻に苦情を申立て、甚しきに至つては債務の辨濟に義務を遁んごし、種々なる口實の下に罪を氏に嫁したるにぞ、然れど之を以て一も二もなく氏を責むるは非なり、當時に於て斯の如き畫策を遂行せしは氏に非ざれば能はざること、殊に米國へ輸出と同時に、磚茶の見本を露西亞へ出したるが如き、又嘗て米國大統領グラントの我が國に來朝するや、氏は大統領を拉して特に積信社の事業及び工場を一覽せしめたるが如き、悉く之れ氏の奔走盡力の結果にして、時人も亦皆氏の手腕力量に窃に敬服しつゝありしもの、如くなりき。

當時江原氏と事業を共にせし依田治作氏の談に曰く。

「かういふ風で、今日から見ても、當時から考へても、實に進んだ立派な遣り方でありました、併し、惜しいかなこの事業は失敗に終つてしまひました、といふのは、徒らに理想に走つて實際に疎かつたからでありました、何故かと云ふに、横濱にゐる亞米利加人は、上總や遠州や静岡から茶を買ひ集めて、見て好いものと、味の良いものといろく區別して、言はゞ亞米利加人の嗜好に適するやうに區分して自

國へ送荷してゐましたから、何んでも構はず優良な茶さへ送れば宜しいといふ風に、亞米利加の事情も考へずにやつたのでは到底成功する見込みはなかつたのでした、それに紐育にゐる者が、一向そんなことを取調べるといふ風も見えず、ですから茶を送るには送りましたが、紐育の支店の方に、賣れないで残つてゐるといふ始末でした、それで荷爲替は三井の益田さんからドン／＼借りるし、それで借金が出るし、遂う／＼二進も三進も往かなくなつて、破産しなければなりませんでした。

一三、紅茶教師胡秉樞氏

明治十年尾崎伊兵衛、出島團次郎二氏發起して、有渡郡小鹿村に紅茶傳習所を開き、清人胡秉樞氏を聘して其教師となす、胡氏は嶺南の人なり、當時小鹿村に幕府の老儒長谷部基彌氏あり、胡氏訪問筆談中に、主卿有學如此何爲茶工、胡僕非茶工也乃貴邦之駐中國領事荐僕於勸農局教授茶事今以來此亦無奈何とあり、又應酬の詩あり。

小鹿村中東、原來隱聖踪、世人皆醉夢、此老頭尙童、飲我以旨酒、憐我尙飄蓬、堂隅皆哲士、太白慕高風(胡氏)

萬里來海東、無端停高踪、四方固士心、英妙比終童、偶值羽起年(項籍起兵年二十八)切莫歎飛蓬、功名唾手取、不負古賢風(長谷部氏)接珍漫筆

著書尙載あり、叙左の如し。

夫茶字之義從草從木從人其始於漢代興於有唐乃熾乃昌至今爲盛其爲物也如木葉焉其爲用也能滌除煩惱解渴而生津去食積而厚腸胃消暑而醒眠其始自中土而流播外洋製作則日益其精種植日用則日益其廣而製法功用等類雖唐之陸羽曾註經焉其中所言製法則如磚茶之類而其爲用則不過略言之矣若今之洋莊則自明代而至於今其製作功用亦乏人而考校焉至於筆之書則吾未之見也故於是心有憾焉而將其種植採擇製做收貯功用等類縷縷詳言而書之余本不文其書中詞句務質實而易知使文學之士一目了然而農樵牧子村婦童孺等輩荷識字之人而覽之便曉故句讀不事繁文典與務樸實而剪衍文其書中所載凡於洋莊茶務有關者無不備述而描摹之自茶之樹本至於人事功用纖毫畢錄使後學者皆得入門仰企先達諸君恕

無知而匡不遑引領感神焉時光緒三年杏月嶺南沂生胡秉樞謹識

一四、平次郎及佐兵衛氏

故前島平次郎氏

江州流の製法を傳授せし前島平次郎及佐兵衛氏の傳記を掲ぐ。

前島平次郎氏は江州の人、明治維新前大名の荷持御供(本業木挽職)をして掛川宿に泊り、上内田村の板澤に茶のある事を聞き尋ね來りて茶揉をなしたるが、其後原泉村大和田孕石の酒屋に茶を揉み居りたり、其時漢人惠助、赤堀玉三郎、水野初五郎三氏にて平次郎氏に會し製造の状況を見たるに、其方法實に精巧にして到底一見其術を受け得ざりしを以て、一日金壹兩を出し同氏を五日間ばかり雇入れ、揉切製造法の傳習を受けたるも漸く其真似形を以て製造し得る様に至り、其翌年氏が見付町三本松なる松風屋に雇はれたりと聞き、三人氏の下揉となり、見付町の外三州或は遠州浦川に出で専ら其方法の研究をなせり、氏の製造法は揉切製造法にして三つ拾ひ五手返しをなし製造す、氏の教を受けしものは南山村高橋赤堀玉三郎、相良町今村茂平、川崎町田村宇之助、川野村川上漢人惠助の五人なれども最も長年月日教を受けしは玉三郎、初五郎、惠助の三人にして其年數前後七年間なり、氏は力量人に秀で時によりて蒸葉三貫匁を一焙爐として平然として製造せり、其製法は露切廻轉揉中火揉を行ひ仕上揉は含み様により仕上たり、獨り製造に止まらず火入篩分等も巧妙にして製茶法の眞髓を極めたり。

前島平次郎氏に續きて製茶法の優秀なりしものを佐兵衛氏となす。

故江州佐兵衛氏

佐兵衛氏は近江國の産(其姓を詳にせず)人呼んで江州佐兵衛といふ、明治八年頃始めて駿河國有渡郡聖一色寺尾寛三郎氏に備はれしも、何か意に適せざることあり、去りて中吉田村の杉山金右衛門方に至る、杉山氏よく之を遇し、爐長となす、乃ち三日四圓の約束にて其後は一日壹圓と定めたり、(當時普通茶師は一日貳拾五錢位のものなりしと)佐兵衛氏力量拔群三段目の角觥と相比すといふ、氏が焙爐に對して茶を揉むに方り焙爐紙と炭火と相距る極めて短く、手早く揉まざる時は忽ち紙を焼くに至る、故に其の技敏捷驚くに堪へたり、一焙爐四貫匁を仕上げて盡日の作業尙緯々たり、其製品の細緻針尖の如く其尖端の鋭障子紙を貫く、其捻れたる茶を把て割けば中に髓通りたり、所謂天下一の上乗なるものなり、其後富士郡比奈村小林三郎平氏方に至る、小林氏は野村一郎氏と相對して茶を製せり、野村氏には赤堀氏一派あり、相競ふて技を鬪はす、後人穴の板屋に至る、茶師等佐兵衛氏の技を見て遠く相及ばすといへり。

斯の如く絶技を有すと雖も其追隨する弟子極めて少なく、中吉田村の杉山政次郎外一、二人に過ぎざりき、製茶季節の外は枋車を牽きて生活を營み、多く賃錢を得るも隨て得れば隨て費し、恒に餘資なし、晩年江尻町に住して歿せり。(漢人惠助談 杉山政次郎)

一五、志戸呂焼

志戸呂焼は、榛原郡五和村志戸呂に産し、堅牢雅致ある陶器なり、足利氏の大永年間美濃の陶師志戸呂村に來りて其製造を創め、次で徳川家康の頃尾張瀬戸の陶師茲に窯を下して製造せり、有名なる小堀遠州大に其雅致を賞し指導改良を加へしめられたれば其名愈々著はるゝに至れり、當時の製品は抹茶茶碗を主とし

器地淡赤、上薬は褐黄色に黒色を帯びたるものなりき、後窯を横岡に移せるが鈴木兼四郎尤も近世に聞え、第三回内國博覽會に抹茶茶碗を出品して三等賞を得たり、そばかひの銘ある茶壺は弘く其名を知られたるも、漸次其販路壅塞するに及び、近時殆ど其製造の廢絶に近づけるは惜しむべしとす。(榛原郡茶業史)

一六、接待茶屋

箱根山の中程なる伊豆國山中新田施行平といへるは、昔江戸吳服町の豪商加勢屋與兵衛が往來の駄馬の重きを負ひ嶮しき道を歩むことを憐み、傳馬一匹につき豆三合宛を煎焚して施行しける所なるが、中頃廢絶して施行平の名のみを止めける、然るに明治六年下總國性理教會の教長遠藤亮規此地に來り暮し、坐るに舊事を憶起し、接待所を再興せんと思立、同八年布教の爲西遊の途に上り近江國石部の驛に歿しければ、其企を實行する能はずして止みぬ、其後明治十二年門人中の甲乙亡師の志を繼ぎ資を投じて小庵を建て下總國なる性理教會の輩交々來りて此所に住居し、往來の客に茶を進め焚火を參らせて價を受くる事をせず、眞心を盡して饗應する程に此地を過ぐる人少時茲に憩ふて疲勞を休み温を取ること、はなりぬ、其茶釜の銘に

茶釜銘

廣爲道友鑄此器永充施行平休憩之用

明治十二巳卯年七月

八石教會所

明治二十六年八月二十日 皇太子殿下行啓の時親しく茲に御小休ありしといふ、其一箇年に要する茶上茶三斤竝茶十一貫なりといふ。(田方郡茶業組合資料)

因に下總國性理教會は大原幽學の流れを汲みし流派にして安倍郡豊田村井上彦左衛門氏も其門弟なりといふ。

一七、故中村圓藏翁

翁幼にして兩親を失ひ、多からざる遺産を継ぎたりしが、二十歳前後の折不幸にして火災に遭遇し、家財の全部を烏有に歸し、残るは單に五百圓の借財のみ、當時債權者たりし親戚某に約して曰く、今日かゝる悲境に陥りたりと雖も、余は壹錢たりとも減額を願はず、必ず後日元利を揃へて返済せん、只一時の猶豫を乞はんと、爾來天性の奮闘力を發揮して凡ゆる辛酸を忍び、横濱に製茶の賣込を開始して製茶貿易の端を開き、刻苦勵精三年にして債務の全部を完済したり、其際は今日の如く未だ交通の便開けず、山野を徒渉して取引をなし、傍ら人の窺知すべからざる艱難を嘗めたりき、十六歳より四十歳に至る迄茶商を主として努力健闘し、今日盛大なる中村製茶貿易部の基礎を開拓し、更に家運百年の長計を熟圖し以て醬油醸造業を起し熱心の餘り中村獨特の醸造法を發明し今日尙ほ之を傳ふ、凡て事業に對して一種の信心を以て遂行し品質の精良を旗幟とし「品で」といふ意氣込にて當りたるが故に著々として發展の域に向へり。

かくて四十歳に至りしが不幸病魔の犯す處となりて聾者となり、不得已嗣子圓一郎氏に家督を譲り、自ら實業界を退きたるも猶圓一郎氏の顧問となつて家業を監督し五十歳に迫んで全く退隱の身となり、専ら讀書、習字に心を傾け、或は詠歌卜筮の道に遊び、就中和歌に堪能なりしが歿時一、二時間前尙平然筆を手にして左の數首を詠せり。

處世訓

遠くさも大路行きなん草深き

裾野は袖のぬれもこそすれ

時難得易失

櫻花見るべきおりに遅れなば

時まち得てもかひなからまじ

富士の峰

富士の峰は雲井の上に神さびて

常世の外に高く尊さし

かくて愈々臨終の間際に及んで

空蟬の浮世のがれてさやかなる

西へ行くべき道ぞたづぬる

と筆をおくや眠るが如くいと安らかに長逝されぬ。(水谷友恒氏談)

一八、生葉蒸に對する意見

蒸法適度を誤るときは香味、色澤を失ひ、製茶の品等を下す、今試に煎滓を見るに僅か一、二盞の茶中に必ず褐赤色の生蒸あり、或は淡黄色の蒸過あり、或は其度に適するあり、純駁錯雜其色一定せず、而して蒸度足らざるときは味澁苦にして生臭あり、且貯藏久しきを保たず、或は又生蒸を恐れ蒸度を過るときは製茶淡黄にして綠色を失ひ、香味淡薄にして力なく水色混濁す。(十九年一月高林謙三翁説)

一九、足久保の狐石

狐石は安倍郡足久保字口長島にあり、高さ二間斗りにして石面に足久保茶の由來を刻す、駿河新風土記に云ふ、近き年府中七間町山形屋庄八忠實といふもの竹茗堂と號して此の村の茶を賣買すること年あり、此人風流の志あり、此茶の事を記して此村の内に狐石といふ大石に假名交の文を刻するものあり、駿河國雜見及駿河志料等にも其名出づ、五世竹茗堂西村庄三郎といふもの今現に静岡市吳服町五丁目に住し茶をひさぐ、就て尋ねるに天明の頃此の家の祖先竹茗堂が本村鮎澤に於て青茶製を創めし時足久保茶の由來を彫みたるなり、同家に保存せる圖面に長さ四間半餘高さ二間半とあるも今は半ば谷川の砂石に埋れて全文讀め難し、僅に芭蕉翁の口河路や口那た口はなも口の句口さをの句と缺け残りたる假名文の一部讀み得るのみ、今全文を次に示す。

蘆久保茶の碑

そもく蘆久保の茶園は北陰にして南をひらき四時の運動ほどの勝地なりけらし、傳へ聞遠き世聖一國師風土を考へ植置給ひしとぞ、されば安倍の川水ながれくその香こしなへに落外宇治佳者にも劣るまじき土産にして、やこなき御方にも召上させられ、むかし享保のはじめ頃までは茶道の好士専ら賞味有りしとぞなん、しか後青茶の製傳しものなく、只煎茶のみ世に名高く、予其業をなす事數年、故に鮎澤の邊に茅屋をかまへ、數株の上品をえらみ、植て四季心をゆだれて培酒の養ひ霜雪を防ぎ、村老が傳傳し片端をもこひ、あるは里人の事馴たるに談し、丹誠さかへりの春をかされて、漸くその製を試きはめて、むかしの香風に復ん事を希ふ、しかは數奇高雅のものとめにもあづかり七碗の清風めてきこめさば、猶此地の名譽愚か生涯の幸い何事かまさらむ、且かみにかいつけたることのおがましく愚蒙の聖談をはぢざるつみ、諸賢の見ゆるし給はんことを謹んでこゝにじらす。

茶師

駿陽城南 竹茗堂

因に天明八年府中西村庄八(忠實號竹茗落飾有節)
石長サ 四間半餘

高サ 二間半

上ノ平ラニ松四、五本有碑陰に

駿河路や花たちばなも茶のにはひ

ばせを

(西村庄三郎氏談)

二〇、茶摘の名人

砂原キン(三十)は牧之原茶業部の雇婦にして日給七十錢程を支給さる、小笠郡東山村の産、姉の石川カネ(三十五)と共に界限一の茶摘女の名人として及び稱せらる、カネは妹よりやゝ下手なるも、これは比較しての話にして、カネとて普通の茶摘女に比せば遙かに名人也、茶摘女一日午前五時より働きて午後六時半に至る、平均五、六貫を極度とし、八貫多摘む女は珍しと稱せらるゝに、キンは八、九貫より十貫多摘むは容易にして、競争せば十四、五貫を摘むべしと、五、六年前に二十三貫多を摘みしレコードを有すこと、俺等姉妹で十三、四の時分から十貫多計りは摘んだね、ごういふ譯か知りませんがたゞ摘めるだけです』彼女は掌の中へ五、六十匁程摘貯め手を放せば、籠を陰してパツと廣がる時、最も愉快なりと語れり。人により孰れも相應の樂と誇りとを有す、彼女もその一人ならむ。(小杉榮花生)

二一、番外客員の説明

沼津坂三郎氏が積信社經營時代の話なり、明治十五年も米國市場は面白からず、因て彼の地需用者の嗜好等其他に付ても細大之を實地に調査せし上ならでは、所謂足を知らずして靴を造ると一般なるも、小會

社の到底なし得ざることにて、且つは前々の損害の爲めに勇氣を挫きし場合なれば、寧ろ製茶は本縣の特有物産なる故之を縣會に建議して貰はんご、明治十五年九月尾文六氏と謀り、米國茶市場を調査する爲、派遣委員費金六千圓を以て、委員二名を渡米せしむることを同氏より縣會へ建議したり、此時縣廳に於ては其説明をなすべき人無き爲坂三郎氏を急に勸業御用係に任命して説明をなさしむることゝしたるが、同氏も此事業に關係があるを以て辭退し、結局縣會の番外席へ客員といふ札を下げ、其説明をしたるも珍無類のことなりき、併し此案は僅に一名の少數で否決されたり、當時縣會議員に實業思想の乏しかりしは實に慨歎に堪へざりき。(坂三郎氏談)

二二、貳萬七千圓に苦しむ

明治十二年八月末より九月に掛け茶の價格暴騰し最高四十四枚(弗)迄騰貴したるも十日後には十枚下げの電報あり、次第に下落して最後には僅かに十二枚迄に下落し、漸く一箇月以内の日子に斯く大變調をなせし事あり、當時榛原郡吉田村中村圓藏氏は六、七月の頃雨天続きで茶價の下落せるに見込をつけて手廣く買込み、約千櫃計りの大荷を所持し居りしを、横濱の茶商住吉屋住藏來りて商談纏り、内百十八櫃を川崎町寄子港渡し一櫃三十枚にて賣買の契約をなしたり、此價格にても倍以上の儲けを得たり、圓藏氏此處に著目し横濱はより以上の賣行あるべしとて直ちに出荷せし處、果して四十四枚の高値に賣却し、賣上金貳萬七千圓一時に手に入り其の金の預け先に困りたりといふ。(榛原郡茶業史)

二三、茶の賣上金を持餘す

製茶が安倍郡奥の山家を潤はした事が昔から多大なものである、昔山家の者は容易に金を手にする事は出来なかつた、井川では双ぶもの無き大盡の海野氏方ですら拾兩と纏つた金を手にしたことが無かつた、それが約五十年前茶の價が良くなつた爲に參百兩程入金した、氏の父君は其費途に就て頭を悩ました、何にしても大金である、一年の家の費用を十分控除してもまだ百幾兩剩る、さあ是をどうしたものだらうと云ふのが大問題になつた、家へ置くのは不安心、さりさて今の様に銀行は無し百方考案の末同村の商人某を呼んで借りて呉れないかと談じた、其商人も百兩餘と聞いて一寸二の足だつたが、結局借りる事としたものゝさて抵當が無い、已むを得ず海野家から貸して置いた地所を抵當にして、萬一返済致さる節は御預りの地所を何時引上げられ候とも苦情申すまじく候、と云ふ證文を出した、自分の所で貸した地所を抵當にして迄借りて貰つたなどは、今よりは殆ど隔世の感がある、尤も其當時の百兩と云ふと米が百五十俵買へたものだ。(海野孝三郎氏談)

二四、茶商の感涙

志太郡岡部驛に某と云ふ茶商あり、學校の嫌ひなる事守屋の佛に於けるが如し、一人の男子あり、戸長の説諭に寄り不得止通學させ既に二年程に成りぬ、此程横濱表某の店より茶の相場の書狀來り其中に算用數字を以て認有れり、家内當惑云ふ可らず、然るに吾子學校より歸來に付右を見せ是は何と尋ぬれば是は一十百千と位取を以て爲す故、何百何十何圓で有ますと答へければ某は感涙を流し始めて學校の有難味を知りたり。云々 (明治九年九月二日重新静岡新聞掲載)

二五、閣龍博覽會の苦心

明治二十六年五月開會の米國シカゴ閣龍大博覽會に日本茶の喫茶店を置くのに就て、自分は二月二十日に命を受けて二十八日に横濱を出發した、此一週間の間に旅行免狀も受けねばならず、洋服も調へねばならず、郷里に暇乞もせねばならないので、落付いて食事も出来ない忙がしさだつた、喫茶店は東京で切組んで大工や庭師と菓子屋新杵の主人が一所に行く事になつたが、そこで問題が起つた、と云ふのは一行は沙市へ上陸すると云ふ、自分は桑港へ行くつもりで旅行免狀迄受けてゐる、もう書替へる日も無いので、自分は一人一行に別れて横濱から桑港行の汽船の下等へ乗つた、何にしても此時の經費總額がタツタ千六百圓で、自分は其半額八百圓を受取つて持つて行くに過ぎないのだから上等などは逆も乗れなかつたのだ、サテ航海して布哇へ著くと船中に天然痘患者が出来た爲、桑港で嚴重な檢疫を受け自分は離れ嶋へ抑留されてしまつた、そこで是非無く古谷氏に書信を發して救助を求めるとして漸く上陸して、市俄古へ行つて見るにアドレスの書方が悪い爲に喫茶店の木材は博覽會場には到着せず、更に會場迄運ぶには三百弗もかゝると云ふし、大工は一人風邪で働けぬと云ふし、懷中には金は無し、二進も三進も行かなくなつたのを漸くの事で運賃を九十弗に負けて貰ひ辛うじて喫茶店を建てるには建てたが裝飾其他は何も出来ない、電燈も引けぬ、瓦斯も引けぬ、イヤ當時日本では電燈瓦斯のある事を知らないで、中へ洋燈を入れるつもりで雪洞を持つて行き、湯を沸かすつもりで木炭を持つて行つた始末だ、それで星田氏其他に借金して電燈瓦斯の設備を整へた、日本から携へて行つた大國旗を樹てる竿が買へぬ、是非無く庭師に命じて

會場前の立樹に結ばせたが、風の爲にクル／＼零かつてしまつたけれど、モウ直す事も出来ない始末だつた、配付茶をするの外に抹茶、玉露、煎茶の三等の喫茶店を設け、五十仙、三十仙、十仙で、新杵の主人が煎餅を焼いて三枚宛付けた、他の賣店其他の堂々たるに比して貧弱至極のものだつたが、五月十日に開場して見ると、まだ印度、錫蘭等の喫茶店は開店せず、煎餅を焼く所、法被姿の庭師、大工等が却つて好奇心をそゝつたと見えて第一日に三十弗の收入があつた、サアめたと勢付いて繼續すると五十弗、六十弗と増して行つて中々景氣がいゝ、それで一軒建増をして、丁度不入で困つてゐる京都の都踊りの藝者を一日參圓で備入れて給仕に使つたりして、相應の成績を擧げる事が出来たが、何にせよ、日清戦争前なのでまだ日本は支那の屬國位にしか思はれてゐず、最初の米國博覽會なのに、經費がこんな少額だつた爲に非常に苦勞したが、其苦勞の爲にまた多大の經驗を得たのだつた。(伊藤市平氏談)

第四節 詩 歌

或人のもごより茶をおくり越せし時よめる長歌

春來禮者木奴禮許登基登開爾保布花者安禮登者秋附者山下比加里丹乃穗奈須黃葉者阿禮止風之共知利去爾
計利露霜爾宇都呂比奴禮婆非時爾見留由會南伎奇伎加毛古禮乃木乃葉者咲花乃仁保比毛安良須毛美知葉廻
色爾母伊豆須枯志奈比美留由毛奈伎木乃葉毛會人者目津良武時鳥來鳴卯月爾生出流許禮乃若芽乎春乃野爾
若榮摘南須處女兒我美加多萬持摘探天保志天安夫理而甕乃内爾持貯眞清水乎鼎爾汲其水爾熬而志吞婆一
杯者眠乎佐滿之二杯波心樂志毛世乃人乃愛流此葉遠摘採丹時破有計理安夫理保須保止者有鷄理愛也師我兄

之君者其方遠宇万良爾覺利乎毛駿萬爾摘留若芽者奈閉而世乃人迺愛云類庭萬佐理太利計理無閉志許曾人者愛目禮春花乃開流旦毛黃葉乃落留夕毛常志閉爾吸登母阿加須一杯二杯。(讀人不知、駿河史料)

芭蕉翁句碑の末に

西村庄八

宇治よりも育ちからよし足久保の茶の芽ぞ春の初鷹の爪

茶

萩原四郎兵衛

しげり名を巖に高く生そへて千年の榮をまつぞ言の葉

第一回製茶共進會に於て一等褒賞を得たる時詠める和歌 松齋 丸尾文六

富士の根の高き譽を布引の原の木の芽にうけ得つるか那

茶

石泉 大久保一翁

ともすればみだりがちなる酒よりもしづけさこのめみやびをのとも

□

題富士曙茶

稻川 山梨 治憲

春山穀雨茗旗析、起摘露芽手自淪、嫩綠已無鷹爪奇、幽香却覺蒙山薄、雲霄使節向東洲、顧瞻大嶽此稽留、爲啜一碗垂清賞、又賜嘉茗重琳瑯、茶色直將嶽色翠、茶烟欲與嶽雲浮、一顧飛聲伯樂駿、千秋媲美戩山扇、天闕群仙降盛藻、煥如芙嶽朝霞綉、何曾筆華照屏幃、珠流河色生光輝、寶之者誰上阪氏、君家芳茗世間稀

(稻川遺稿)

新茶行

晚村 村松 良 肅

晚春雨暖旗槍萌、采摘忽々恐遠程、女兒唱歌遍原濕、早收新山蘆溪葉、地爐新焙日夜忙、駿市十旬無餘香、箱封匣盛將何送、待價販與海西商、一夕聽得橫濱信、貴價一沸致巨萬、家々競輸幾舟車、豈料虛聲釣新茶、貪商抱茶徒奔走、全利却歸紫髯手 (晚村遺稿)

百里園題壁

茶村 横 田 保

晴耕雨讀自仙寰、人生蜀道路何難、當年豪氣歸飄蕩、夢裡韶光屬等閑、簾捲白雲青嶂外、榻移煙柳露花間、茶園百里風光好、此是我家小假山

春初偶題

同 人

朝講栽培理、夕談製造方、春窓一夜雨、十里綠芽香

明治十六年神戸製茶共進會歸途越八風坂 巴東 星田 茂幹

羊腸登盡八風峰、霜入楓林秋氣濃、一帶宿雲淡於水、溪間撞出曉天鐘 八風坂自江州入勢州途

□

茶摘歌と茶揉歌

茶摘、茶揉唄中には舊きも新らしきも交はりて遽に辨すべからず、中には

江州佐平さん二番茶にや來まい、比奈の徳兵衛さんに煽られた

の如きは、當時茶揉の技を競ひしを見るべく

行たら見て來い野村の茶部屋、前は硝子で茶園見るの如く、富士郡野村氏の茶部屋の窓に初めて硝子を嵌したるを珍しがりし當時の様を察すべきあるも、傳へられしものを録す、遺漏素より多かるべし。

神にや一心茶の木にやしんかけてみなんせきつとさきく

お茶を摘むなら根葉からおつみ下手なお方は上走り

お茶はおへるし茶摘はかへる後に残るは籾と笠

お茶の出ごこは安西、茶町、馬場の町から車に積んで牛にひかせて清水まで

お茶はよれずからだがよれたお茶だからだごかはりやよい

お茶に來たごて小馬鹿にするな家は金貸、田地持

お茶師米の飯や彼岸か盆か親の年忌かお茶時か

あけておくれよ茶部屋の窓をたまにやぬしさんの顔みたい

お茶を摘んで摘みちらかして後の始末は誰がする

お茶師様には女房があるか女房ごころか家がない

清水問屋から傳馬にのせて船にまかせて蒸汽まで

天氣よければお茶摘さんが赤い襷で大騒ぎ

お茶にくる人はろくな人はこないごけかやもめか宿無しか

お茶の出所は三國一の富士の裾野の猪の頭

お茶を摘むなら塵ごつてお摘みお茶は米國塵や國に

安倍の新茶と寺田の古茶と出逢ひましたよ横濱で

揉よ揉めく揉まねきや捻れぬ捻れたお茶なら値が高い

安倍の茶摘と足鷹の馬は雨がふつても山に住む

お茶とお蠶盛にすればなんで負けましょ交易に

お茶の芽のよな薫があれば田舎育ちも異國まで

色も匂も三國一の富士の裾野の茶の煙り

高田、吉岡良い茶の出ごこ良い茶金にし番茶のむ

お茶を拾ふなら莖よく拾へお茶は横濱莖は内に

附 錄

靜岡縣茶業年表

安政六年以前

年 號	日本紀元 西洋紀元	本 縣 茶 業 事 項
建久四	一八五三 一九三三	源頼朝富士卷狩ノ際須山村ノ住人野生茶ヲ製シ獻ズ 僧辨圓(聖一國師)宋ヨリ茶種ヲ持テ歸リ足久保(安倍郡)ニ植ユ(口碑ニ傳フ)
仁治二	二〇〇〇	足久保ノ産茶三貫五百匁五箱ヲ徳川家康ニ獻ズ(御上リ茶ノ始メ)足久保ニ御茶小屋アリ茶ヲ製ス
慶長	一五九六	井川村(安倍郡)大日嶺上ニ御茶藏ヲ建テ茶壺ヲ納置ス
同十七	二二七二 一六一三	奥泉村(榛原郡)ニ茶枯損引アリ
萬治二	二二五九 一六五九	相良港福岡西尾太郎兵衛茶荷物ヲ廻漕ス
天和二	二三四二 一六八二	蘆久保村(安倍郡)煎茶上納ニツキ諸役免許ノコト時ノ奉行ヨリ達アリ
貞享二	二三四五 一六八五	蘆久保村(安倍郡)御茶小屋ニテ製茶ニ蒸シ籠ヲ用フ一個代銀六分
寶永八	二三七七 一七一七	駿府ニ茶問屋五軒アリ
享保五	二三八〇 一七二〇	駿府馬場町の場源七郎安倍茶ヲ江戸ニ上納ス
寶曆二	二四一三 一七五三	駿府安倍町野崎彦左衛門、安西二丁目萩原屋九左衛門、茶町二丁目甲州屋只次郎御用煎茶師トナル
同 三	二四一三 一七五三	同人等御用茶御前御茶五本、御次茶三百本(一本四十斤入)ヲ馬ニテ清水ニ送り清水湊ヨリ船積江戸ニ送
同 同		荷ス

寛政四	二四九二	御用茶御差止メトナル	
文政七	一八二四	駿遠兩國生元ト駿府及江戸茶問屋トノ間ニ茶公事アリ翌八年ニ及ブ	
嘉永五	一八四七	駿府茶問屋再興ヲ願出テ開濟トナル	
同六	一八四八	安倍郡製茶家ト駿府茶商人ノ間訴訟アリ	
安政四	一八五二	安倍製茶家ト駿府茶問屋訴訟解決 静岡茶問屋一同ヨリ御城普請修費ノ内へ百兩寄附	

安政六年以後

年號	紀元年數	西曆年數	本縣茶業事項	縣外茶業事項
安政六	二五一九	一八五九	駿河府中ヨリ横濱ニ茶商開店ス 内駿河屋茂八、岡野屋利兵衛等アリ 伊久美村(志太郡)西野平四郎紀州人彦五郎ヲ介シ茶 若干ヲ米國人ニ直接販賣ス	横濱開港(六月)製茶輸出額四十萬封度 輸出茶産地(山城、近江、伊勢、駿河)
萬延元	二五二〇	一八六〇		横濱港貿易市場ノ形ヲ成ス 輸出茶百二十萬斤
文久元	二五二一	一八六一		鎖國攘夷論盛ニシテ貿易不振
同二	二五二二	一八六二		大谷嘉兵衛横濱ニ開店ス 居留外商再煉場ヲ設ケ支那人ヲ上海ヨリ呼寄ス 北米ニテ邦茶嗜好者倍々増大ス
同三	二五二三	一八六三		
元治元	二五二四	一八六四		
慶應元	二五二五	一八六五		攘夷鎖國論大ニ冷メ横濱港愈々盛大ス
同二	二五二六	一八六六		神戸開港シ製茶輸出ヲナス(十二月)
同三	二五二七	一八六七		本年茶價上騰ス

明治元	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一
二五二八	二五二九	二五三〇	二五三一	二五三二	二五三三	二五三四	二五三五	二五三六	二五三七	二五三八
一八六八	一八六九	一八七〇	一八七一	一八七二	一八七三	一八七四	一八七五	一八七六	一八七七	一八七八
徳川家達駿遠二州ニ封セララル(九月)	徳川藩士(新番組)牧野原開墾ヲ始ム(七月)	相良勤番組菅谷ヲ開墾ス 静岡、濱松ニ藩士三方原ヲ開墾ス 各地新開茶園多シ	丸尾文六牧野原ヲ開墾ス(九月)	廢藩置縣、駿河ニ静岡縣 遠江ニ濱松縣ヲ置ク(十一月)	茶園ノ開墾益々盛ニナリ製茶研究盛ニナリシモ却テ 粗製ヨリ不正製茶論達出ヅ(三月)	本縣ヨリ茶園開墾資金下附アリ	三方原ニ百里園起ル(十一月)	茶ノ實賣捌論達出ヅ(十二月)	紅茶製造縣令ヨリ諭告出ヅ(五月)	汽船會社横濱へ海運ノ便ヲ開ク(清水、相良)
茶業者ニ免許鑑札ヲ下付ス(二月)	沼津ニ積信社起リ再製直輸出ヲ始ム 足柄、濱松廢縣静岡縣へ合併	日干茶禁止ノ諭告出ヅ(四月)	有渡郡小鹿ニ紅茶傳習所ヲ開催ス 地頭方港ニ謙受社設立ス	印度茶種ヲ下付ス(伊豆、駿河)	明治天皇静岡行在所ニ於テ中條、大草ヲ召サレ牧野 原士族ニ壹千圓ヲ下賜セララル(十一月)	金谷、森ニ紅茶傳習所設置 有信社(再製直輸出)開業ス	製茶品質評會ヲ縣廳ニ開催ス 紅茶傳習所静岡ニ開設セララル(勸農局)	三井物産會社金谷ニ開店		
神戸港ニ茶市場開始(四月)	英、佛、伊、獨、米五國公使ト製茶輸出稅增收ニ付 會議	米國桑港工業博覽會ニ製茶出品アリ	蘇士運河開通シ茶運賃低減ス	米國ニ於テ茶輸入稅ヲ廢ス(七月)	外商神戸ニ再煉所ヲ設ク	内務省勸業寮農務課ニ製茶掛ヲ新設、茶獎勵ヲ司ル 各府縣ニテ紅茶試製ヲナシタルモ成績不良	粗惡茶、著色茶甚ダシク市價頓ニ低落茶商破産多シ	内務省清國人ヲ雇ヒ紅茶ヲ傳習ス	多田元吉支那ニ派遣セララル	米國フイラテラヒヤ博覽會へ製茶出品(五月)
製茶係員織田完之輸出茶用鐵板(鉛葉)試製ヲナス	多田元吉支那ニ派遣セララル	大藏省本色茶製造所ヲ東京ニ設ク	印度茶種ヲ諸縣ニ分配ス(勸農局)	第一回内國勸業博覽會開催(東京)	西南戰爭アリ製茶貿易不振	茶務發裁刊行(勸業寮)	紅茶傳習規則發布(勸農局)	紅茶傳習所ヲ各縣ニ設ク(東京、静岡、福岡、鹿児島)	紅茶高價ニテ濫造起リ外商損失多シ	茶價下落

明治 十二	二五三九 一八七九	日千粗惡茶製造警告出ツ(五月) 紅茶傳習所ニ保ニ開設(勸農局) 製茶協同會開會(本縣一月) 牧野原土族ニ開墾助成金貳萬圓ヲ貸付セラル(七月) 二俣遠ニ社ニ再製直輸開業(七月)	シドニ一萬國博覽會開催 横濱町會所ニ製茶共進會開催、同時ニ集談會ヲ開ク (九月) 晩季茶價騰貴ス
同 十三	一八八〇〇	製茶ノ粗製漸ク行ハル 茶園ヲ屋根鉄ニテ剪枝スルモノ出ツ 掛川宿ニテ製茶直輸會社大會ヲ開ク(五月) 東海農區四縣共進會開會(三月) 兩三年粗製茶ノ結果不況ニ陥ル 勸業課長大塚義一郎氏關西茶産地ノ視察ヲ命セラル (十一月) 富士郡茶業者同盟シテ製茶改良ヲ圖ル(五月)	大倉組紅綠茶輸出販賣ヲ取扱フ 勸農局廢止新ニ農商務省ヲ置カル(四月) 第二内國勸業博覽會開會(東京) 高知、福岡、熊本ノ紅茶會社横濱紅茶商會ヲ組織シ 紅茶十五萬斤ヲ濠洲ニ輸出シタルモ失敗 紅茶製造不振 不正茶輸出禁止條例米國議會ニ提案可決(三月)
同 十四	一八八一 一八八二	酒井甚四郎氏(三重縣人)本縣御用係トナリ茶業指導 ノ任ニ膺ル 多田元吉氏茶業改良講話ス(二月) 茶業集談會ヲ縣ニテ開催(十二月) 茶業協會設立布達アリ(十二月) 茶業組合取締所設立事務所ヲ静岡市札ノ辻町ニ設置 (四月) 丸尾文六總括トナリ幹事ニ海野孝三郎當選 静岡縣下茶業組合ヲ十八組合トス 静岡縣取締所茶業月報發刊 横濱ニ検査派員ヲ出ス	米國ニテ製茶輸入制禁條令ヲ可決公布(三月) 第二回製茶共進會神戸ニ開設(九月) 茶業者茶業取締ニ付組合設立ヲ政府ニ建議ス(十月)
同 十五	一八八二 一八八三	茶業取締所ニテ規約ニヨリ荷葉綠、赤、黄三種ヲ 定ム(一月) 茶業組合規約違反者違警罪ニ追加(一月) 静岡縣製茶直輸會社再製場清水港ニテ開業(七月) 酒井甚四郎氏茶業須要刊行	茶業組合準則發布(一月) 製茶中央本部(中央會)創立(五月) 製茶貿易不振
同 十六	一八八三 一八八四	茶業取締所ニテ規約ニヨリ荷葉綠、赤、黄三種ヲ 定ム(一月) 茶業組合規約違反者違警罪ニ追加(一月) 静岡縣製茶直輸會社再製場清水港ニテ開業(七月) 酒井甚四郎氏茶業須要刊行	中央茶業組合規約確定、會議所ヲ横濱ニ設置ス 日千茶取締方申合ヲナス(四月) 洋銀使用廢止 直輸會社續々設立ス(京都、滋賀、静岡) 製茶見本品評會中央本部ニ開催(九月) 英國發明品博覽會開會(倫敦) 埼玉縣人高林謙三氏始メテ綠茶製造機械ヲ發明特許 ヲ受ク(八月)
同 十七	一八八四 一八八五	本縣ニテ茶製造人ニ職工稅(一人金拾錢)ヲ課ス 關口知事有渡郡栗原ニテ不長茶製造改良ヲ訓示(二 月) 茶業取締所總括ヲ頭取トシ幹事ヲ副頭取ト改ム	中央會議所不良茶検査法ヲ設ケ横濱、神戸、長崎ニ 検査所ヲ置ク
同 十八	一八八五 一八八六	茶業取締所ヲ静岡兩替町三丁目ニ移轉 多田元吉金谷原巡視若瓜蟲被害ヲ發見(秋) 茶樹班點病富士郡ニテ發見サル(七月) 製茶取締ノ爲メ特務巡查ヲ置ク 茶刈込鉄漸次縣下各地ニ行渡ル 織田喜作聯合會議所ヨリ埼玉縣ニ派遣セラル(高林 製茶機械傳習ノ爲メ) 静岡市ニ多田農商務技手茶業談話會アリ(十一月) 茶業組合聯合會議所創立會ヲ開キ規約標準ヲ議定ス (一月) 茶樹班點病(俗ニシブ病)ニ關シ聯合會議所ヨリ注意 書頒布(七月) 静岡縣製茶直輸會社清水町ニ創立(六月) 茶業全書刊行(十月)	ノルマントン號茶十五萬封度積載横濱ヨリ神戸ニ航 行中紀伊沖ニテ沈没(十月)
同 十九	一八八六 一八八七	茶業取締所ヲ静岡兩替町三丁目ニ移轉 多田元吉金谷原巡視若瓜蟲被害ヲ發見(秋) 茶樹班點病富士郡ニテ發見サル(七月) 製茶取締ノ爲メ特務巡查ヲ置ク 茶刈込鉄漸次縣下各地ニ行渡ル 織田喜作聯合會議所ヨリ埼玉縣ニ派遣セラル(高林 製茶機械傳習ノ爲メ) 静岡市ニ多田農商務技手茶業談話會アリ(十一月) 茶業組合聯合會議所創立會ヲ開キ規約標準ヲ議定ス (一月) 茶樹班點病(俗ニシブ病)ニ關シ聯合會議所ヨリ注意 書頒布(七月) 静岡縣製茶直輸會社清水町ニ創立(六月) 茶業全書刊行(十月)	茶業組合規則省令第四號ヲ以テ發布セラル(十二月)

同 二十	一八八七 一八八八	紅茶烏龍茶取締規則ヲ定ム(聯合會議所) 製茶検査所ヲ置ク(山中新田、大原、清水) 森町ニ日本烏龍紅茶會社創立(四月)	全國茶業有志大會ヲ大阪ニ開ク(九月) 中央會議所紅茶試製ヲ獎勵ス 第三内國勸業博覽會東京ニ開會(三月) 西ケ原試驗場ニ茶園ヲ設ケ試驗開始 日本製茶會社ニ補助金貳拾萬圓ヲ附セラル
同 二十一	一八八八 一八八九	茶業取締所ヲ静岡兩替町三丁目ニ移轉 多田元吉金谷原巡視若瓜蟲被害ヲ發見(秋) 茶樹班點病富士郡ニテ發見サル(七月) 製茶取締ノ爲メ特務巡查ヲ置ク 茶刈込鉄漸次縣下各地ニ行渡ル 織田喜作聯合會議所ヨリ埼玉縣ニ派遣セラル(高林 製茶機械傳習ノ爲メ) 静岡市ニ多田農商務技手茶業談話會アリ(十一月) 茶業組合聯合會議所創立會ヲ開キ規約標準ヲ議定ス (一月) 茶樹班點病(俗ニシブ病)ニ關シ聯合會議所ヨリ注意 書頒布(七月) 静岡縣製茶直輸會社清水町ニ創立(六月) 茶業全書刊行(十月)	中央會議所橫濱市元濱町四丁目ニ移轉 日本製茶會社解散(七月)貳拾萬圓ヲ返還ス 米國派遣員トシテ静岡縣多米八郎ヲ派出ス(十一月 中央會議所)
同 二十二	一八八九 一八九〇	取締事務巡查ヲ各警察署ニ置ク(下田、氣賀ヲ除ク) 樋田參事官來縣茶業者ヲ招集シテ諮問ス(一月) 茶業組合聯合會議所事務所ヲ静岡市吳服町二丁目十 三番地ニ移轉ス(九月) 百里園紅茶ヲ宮内省ニ獻納ス(七月) 清水検査所ヲ廢ス 烏龍茶傳習所ヲ森町ニ置ク 鐵焙爐禁止ヲ聯合會議ニテ決議申請セシガ不認可ト ナル(四月)	米國市俄古閣龍世界博覽會ニ喫茶店ヲ開ク 前田正名氏ノ勸誘ニテ全國茶業會成ル 加奈陀政府ハ不長茶及コーヒーニ一封度十仙ノ課稅 ヲナス(四月)
同 二十三	一八九〇 一八九一	取締事務巡查ヲ各警察署ニ置ク(下田、氣賀ヲ除ク) 樋田參事官來縣茶業者ヲ招集シテ諮問ス(一月) 茶業組合聯合會議所事務所ヲ静岡市吳服町二丁目十 三番地ニ移轉ス(九月) 百里園紅茶ヲ宮内省ニ獻納ス(七月) 清水検査所ヲ廢ス 烏龍茶傳習所ヲ森町ニ置ク 鐵焙爐禁止ヲ聯合會議ニテ決議申請セシガ不認可ト ナル(四月)	第四回内國博覽會ヲ京都ニ開催(三月) 横濱ニ日本製茶會社開業(社長大谷嘉兵衛) 前田正名氏茶業者ニ檄ヲ飛バシ(八月)
同 二十四	一八九一 一八九二	取締事務巡查ヲ各警察署ニ置ク(下田、氣賀ヲ除ク) 樋田參事官來縣茶業者ヲ招集シテ諮問ス(一月) 茶業組合聯合會議所事務所ヲ静岡市吳服町二丁目十 三番地ニ移轉ス(九月) 百里園紅茶ヲ宮内省ニ獻納ス(七月) 清水検査所ヲ廢ス 烏龍茶傳習所ヲ森町ニ置ク 鐵焙爐禁止ヲ聯合會議ニテ決議申請セシガ不認可ト ナル(四月)	
同 二十五	一八九二 一八九三	取締事務巡查ヲ各警察署ニ置ク(下田、氣賀ヲ除ク) 樋田參事官來縣茶業者ヲ招集シテ諮問ス(一月) 茶業組合聯合會議所事務所ヲ静岡市吳服町二丁目十 三番地ニ移轉ス(九月) 百里園紅茶ヲ宮内省ニ獻納ス(七月) 清水検査所ヲ廢ス 烏龍茶傳習所ヲ森町ニ置ク 鐵焙爐禁止ヲ聯合會議ニテ決議申請セシガ不認可ト ナル(四月)	
同 二十六	一八九三 一八九四	取締事務巡查ヲ各警察署ニ置ク(下田、氣賀ヲ除ク) 樋田參事官來縣茶業者ヲ招集シテ諮問ス(一月) 茶業組合聯合會議所事務所ヲ静岡市吳服町二丁目十 三番地ニ移轉ス(九月) 百里園紅茶ヲ宮内省ニ獻納ス(七月) 清水検査所ヲ廢ス 烏龍茶傳習所ヲ森町ニ置ク 鐵焙爐禁止ヲ聯合會議ニテ決議申請セシガ不認可ト ナル(四月)	
同 二十七	一八九四 一八九五	取締事務巡查ヲ各警察署ニ置ク(下田、氣賀ヲ除ク) 樋田參事官來縣茶業者ヲ招集シテ諮問ス(一月) 茶業組合聯合會議所事務所ヲ静岡市吳服町二丁目十 三番地ニ移轉ス(九月) 百里園紅茶ヲ宮内省ニ獻納ス(七月) 清水検査所ヲ廢ス 烏龍茶傳習所ヲ森町ニ置ク 鐵焙爐禁止ヲ聯合會議ニテ決議申請セシガ不認可ト ナル(四月)	
同 二十八	一八九五 一八九六	取締事務巡查ヲ各警察署ニ置ク(下田、氣賀ヲ除ク) 樋田參事官來縣茶業者ヲ招集シテ諮問ス(一月) 茶業組合聯合會議所事務所ヲ静岡市吳服町二丁目十 三番地ニ移轉ス(九月) 百里園紅茶ヲ宮内省ニ獻納ス(七月) 清水検査所ヲ廢ス 烏龍茶傳習所ヲ森町ニ置ク 鐵焙爐禁止ヲ聯合會議ニテ決議申請セシガ不認可ト ナル(四月)	

明治二十九	二五五六 一八九六	清水港特別輸出港ニ指定サル(十月) 摘採制限ヲ聯合會ニテ決議(五月) 丸尾文六氏逝去(五月) 茶葉粗採機附々世人ノ注意ヲ惹ク 製茶傳習所及研究所ニ縣費補助下附アリ	全國茶業大會三重縣山田市ニ開會(十月) 東京府下西ヶ原ニ製茶試驗場ヲ置ク 宇治茶園ニ尺蠖蟲大發生ス
同三十	二五五七 一八九七	製茶機械發明懸賞ヲナス(聯合會議所) 大林技師宇治肥培法ヲ勸奨ス	米國粗製茶輸入禁止條例改正(三月) 加奈陀政廳混合茶輸入禁止條例ヲ制定ス 政府ヨリ中央會議所販路擴張補助費ヘ向フ七箇年間 額七萬圓下付サル
同三十一	二五五八 一八九八	東陽製茶貿易株式會社創立ス 原崎源作氏再製釜完成ス 製茶輸出組ヘ補助金ヲ交付シ清水港ヨリ輸出ノ計畫 ヲナス(聯合會議所) 高林式製茶器械製作所ヲ堀之内ニ起ス(六月)	米國ニテ戰時稅トシテ製茶輸入稅賦課(一封度十仙) チマハ博覽會喫茶店好評 海外輸出茶檢査建議案ヲ政府ニ提出ス(三月中央會 議所)
同三十二	二五五九 一八九九	日干茶禁止(聯合會議所) 製茶ニ裸體取締ノ訓示アリ(六月)	粗製茶輸入禁止條例北米合衆國ニテ改正公布ス 全國茶業大會ヲ山田市ニ開催 大谷嘉兵衛茶稅廢止運動ノ爲渡米 露國製茶新稅法公布サル 内外茶業新報刊行(中央會議所)
同三十三	二五六〇 一九〇〇	聯合會議所ニテ製茶機械購入補助ヲナス 白井、高林機械試驗ヲナス(聯合會議所) 東陽製茶貿易株式會社社費ヨリ五千圓補助ヲ受ク 再製機械ニ補助費ヲ下付ス(聯合會議所)	佛國巴里萬國博覽會ニ喫茶店開設(中央會議所) 大谷嘉兵衛米國ヨリ歸朝(二月) 茶業通鑑出版(一月)
同三十四	二五六一 一九〇一	全國茶業大會ヲ静岡市ニ開會(六月) 鶴岡釜始メテ本縣ニ入ル 大林技師巡迴講話ヲナス 榛原郡吉田村中村再製及牧野原製茶株式會社起ル	中央會議所茶稅廢止運動ノ爲メ委員ヲ米國ニ派遣ス (十一月)
同三十五	二五六二 一九〇二	茶葉採製製造ヲ八月三十一日限リト決議(聯合會議) 生葉製茶試驗場施行(聯合會議所) 聯合會議所事務所ヲ静岡市物産陳列館構内ヘ移轉	米國戰時稅廢止實施(一月) 全國茶業大會ヲ大阪市ニ開會(四月) 第五回内國勸業博覽會喫茶店ヘ兩陛下、兩殿下幸 啓アリ
同三十六	二五六三 一九〇三	製茶機械懸賞募集ヲナス(聯合會議所) 米國ニ留學生三名ヲ派遣ス 聖路易博覽會ニ配布茶ヲナス(聯合會議所) 大林技師展來縣講話ス	西ヶ原茶業試驗場ニテ第一回製茶研究會ヲ開キ修業 生三十二名ヲ出ス 政府ヨリ中央會販路擴張費ニ參萬五千圓補助アリ
同三十七	二五六四 一九〇四	全國茶業大會静岡市ニ開會(四月) 靜岡縣茶業研究會組織成ル(榛原、小笠二組合) 製茶機械懸賞甲、乙、丙ノ三等ニ分チ授賞(聯合會 議所) 大林技師考案ノ製茶茶調試驗ヲナス	日露戰役ニ付中央會販路擴張補助中止 伯耳義「リ」エ「チ」博覽會ニテ名譽大賞牌ヲ受ク(中 央會議所)

同三十八	二五六五 一九〇五	清水港ニ軌道ヲ布設ス(聯合會議所) 靜岡縣東部茶業研究所ヲ小鹿ニ設置(安倍、静岡、 庵原組合經營) 靜岡縣茶業大會ヲ静岡市ニ開會(四月) 清水港直輸出茶荷物補助ヲ可決(二月聯合會議) 靜岡縣茶業研究會創立總會ヲ静岡市物産陳列館ニ開 會(三月)	太平洋海底電線完成ス 西ヶ原農事試驗場堀正太郎氏白星病ニホルドウ液ノ 效果ヲ指示サル 輸出茶檢査法制定ニ關シ松岡農商務大臣ニ稟請ス 桑港ニ大震災アリ 對露製茶貿易ニ付中央會ヨリ警告ヲ發ス
同三十九	二五六六 一九〇六	縣立農事試驗場ニ國庫補助金ヲ交付シテ綠茶製造及 枝培法ニツキ試驗ヲ施行セシム 紅茶改良懸賞獎勵規程ヲ定ム(聯合會議所) 朝鮮、南米、墨西哥ヘ本縣再製茶ヲ見本トシテ配布 聯合會議所)	靜岡縣茶業研究會ヘ貳千圓補助ス(中央會議所) 露國及西比利亞ニ本邦紅茶、磚茶販路ヲ開キ輸出引 合ノ途ヲ講シ藤川澤太ヲ派遣ス 第九回關西府縣聯合共進會津市ニ開催(七月)
同四十	二五六七 一九〇七	第一回標本茶品評會ヲ開ク(聯合會議所) 晚芽摘採ニ關スル本縣論告出ヅ(九月) 大林雄也ヲ米、加二國ヘ派遣ス(十二月聯合會議所) 本縣ニ於テ茶業者ヲ招集シテ茶業諮問會ヲ開ク(二 月)	不長茶禁止法中追加ヲ米國議會ニテ決議ス 米國艦隊歡迎ノ爲喫茶店ヲ横濱ニ開設ス(十月)
同四十一	二五六八 一九〇八	靜岡縣茶業研究會事業ヲ縣營トシテ農事試驗場茶業 部ト改ム 松岡農商務大臣來縣茶業部ヲ視察ス(五月) 靜岡縣茶業協議會ヲ開ク(九月) 聯合會議所事務所員海野孝三郎上海、漢口、大江ノ各 地ヲ視察ス 共同製造ヲ獎勵ス(聯合會議所)	各種製茶機械比較試驗ヲ行フ 全國茶業大會及關東茶業大會ヲ静岡市ニ開催ス (十一月)
同四十二	二五六九 一九〇九	茶業之友ヲ茶業界ト改稱シ聯合會議所ヨリ發行ス 米國ニ出張所ヲ置キ通信員ヲ囑託ス(聯合會議所) アラスカ、ユーコン太平洋博覽會ニテ名譽大賞牌ヲ 受ク(聯合會議所)	茶業組合規約更正(省令十六、十七號)(五月) 大谷嘉兵衛八月再度渡米(茶稅問題再起ノ爲)十二月 歸朝ス アラスカ、ユーコン太平洋博覽會シヤトルニ開會

明治四十三	二五七〇 一九一〇	本縣茶園品評會開催(四月) 茶業青年會創立(五月) 製茶機械熱風火爐試驗ヲ行フ(七月) 尾崎伊兵衛、海野孝三郎二氏歐露視察ニ派遣サル 外國茶商歡迎會開催(八月聯合會議所) 寒氣烈シク茶葉凍害ヲ被ル 全國茶業者大會ヲ静岡市ニ開催(四月) 製茶監督員ヲ本縣ニ設置ス(五月) 製茶機械用熱風火爐審査ヲ行フ(六月—九月聯合會議所)	北米合衆國農商務省ハ米國茶分析法ヲ發布 日英博覽會倫敦ニ開會 中央會議所ヨリ西農氏ヲ米國ニ派遣シテ販路擴張ニ努力セシム(六月)
同 四十四	二五七一 一九一一	本縣代議士鈴木辰次郎氏國立製茶試驗場設立建議案ヲ提出ス(三月) 大降霜被害アリ(四月) 静岡縣農務部茶業研究所ヲ聯合會議所ニ移管ス(四月) 第一回手採製茶技術會開催、毎年繼續施行(五月) 著色茶技術員ヲ置ク(五月聯合會議所) 著色茶原料ヲ安倍川ニ放流ス(四月)棄却ノ爲八千圓ヲ補助ス(聯合會議所) 茶摘競技術會ヲ開ク(五月) 茶業有力者縣外輸入茶取扱所ヲ静岡驛前ニ設立(五月) 警察官茶業講習會ヲ開ク(六月牧野原茶業部)	農商務省令茶業組合規則改正サル(四月) 輸出製茶運賃輕減ヲ逋信省ニ請願ス(中央會議所)
大同 四十五 大正 元	二五七二 一九一二	茶業組合中央會議所出張所ヲ静岡ニ置ク(三月) 熱風火爐警告書ヲ配布(四月聯合會議所) 製茶仕上機及葉打機ノ比較試驗ヲ小鹿研究所ニ於テ執行ス(五月) 米國ニ茶況通信員ヲ置ク(聯合會議所) 片山式カフエイン製造合名會社静岡ニ製造工場ヲ設ク 静岡ニ於テ中央會議所第一回製茶技術員養成ヲナス(六月) 第一回製茶五十貫匁品評會ヲ静岡ニ開催(中央會議所)	北米合衆國製茶輸入取締規則ヲ改正ス 茶業組合創立三十年記念大會ヲ東京ニ開催ス(十一月) 中央會議所ニテ販路擴張用トシテ茶活動寫真フィルムヲ作製(六月)
同 二	二五七三 一九一三	熱風火爐檢查ヲ執行ス(毎年引繼キ施行)(聯合會議所) 静岡縣茶業研究會解散(五月) 再製組合手採茶十貫匁品評會第一回開催(本年ヨリ引繼キ開會六月) 模範茶業者集談會ヲ開催ス(九月) 浸水茶(静岡市水害ノ爲メ)ヲ茶葉原料トス(十月) 北川米太郎氏(副會頭)浦鹽、哈爾濱地方視察ノ爲メ出張(聯合會議所) 製茶ニ關スル繪業書ヲ聯合會議所ニテ調製ス(九月) 露帝ニ聯合會議所ヨリ茶ヲ獻ス(十一月)	大正博覽會東京ニ開會製茶多數出品アリ 日英博覽會倫敦ニ開會 米國輸入茶検査規則中リード式試驗法改正(五月一日ヨリ) 日本茶業史出版(中央會議所編)

同 三	二五七四 一九一四	聯合會議所ニテ製茶精採機試驗ヲナス(五月) 御大典記念トシテ静岡縣茶業史編纂ヲ決議シ六月ヨリ編纂ニ著手(聯合會議所) 牧野原茶業部技術師川崎正一氏ヲ支那ニ派遣ス(八月) 茶業經營法共進會ヲ開催(八月聯合會議所) 紅茶、綠茶販路調査ノ爲メ笹野徳次郎、白鳥健治二氏ヲ露國ニ派遣ス(十月) 中央會議所紅茶研究所ヲ静岡ニ開設ス 御大禮奉祝ノ爲メ聯合會議所ヨリ茶ヲ奉獻ス(十二月)	巴奈馬運河ノ開通ヲ祝シ巴奈馬太平洋萬國博覽會桑港ニ開會ニツキ日本喫茶店開設(中央會議所) 昨年ニ番茶終末期ヨリ歐洲戰爭勃發アリ輸出茶漸次盛況ヲ呈ス
同 四	二五七五 一九一五	聯合會議所事務所増築落成ス(三月) 聯合會議所ニ生産改良、販路擴張兩調査委員ヲ設ク(四月) 牧野原茶園ニ番茶浮塵子大被害アリ(七月) 滿蒙ニ綠磚茶試賣ヲナス(聯合會議所)(試製品) 清水築港ニツキ倉庫建設(聯合會議所) 縣下製茶教師集談會ヲ開ク(三月再製組合) 第二回本縣模範茶業者集談會開催(五月) 河野農商務大臣茶業視察トシテ來縣(五月) 静岡縣茶業、紅茶製造組合靜(岡磚茶株式會社前身)創立(八月) 補助金壹萬貳千圓宛向フ三箇年交付(聯合會議所) 白鳥健治、白井喜市郎兩氏ヲ磚茶販路調査ノ爲メ北滿地方ニ派遣(八月) 全國手採技術者研究會ヲ静岡市ニ開ク(六月中央會議所)	茶業組合、同聯合會議所、中央會議所私法人トシテ取扱ハル、ニ至ル(五月判決ニ依ル) 米國輸入茶新検査規則公布(五月一日ヨリ)施行
同 五	二五七六 一九一六	熱風火爐檢查ヲ執行ス(毎年引繼キ施行)(聯合會議所) 静岡縣茶業研究會解散(五月) 再製組合手採茶十貫匁品評會第一回開催(本年ヨリ引繼キ開會六月) 模範茶業者集談會ヲ開催ス(九月) 浸水茶(静岡市水害ノ爲メ)ヲ茶葉原料トス(十月) 北川米太郎氏(副會頭)浦鹽、哈爾濱地方視察ノ爲メ出張(聯合會議所) 製茶ニ關スル繪業書ヲ聯合會議所ニテ調製ス(九月) 露帝ニ聯合會議所ヨリ茶ヲ獻ス(十一月)	大正博覽會東京ニ開會製茶多數出品アリ 日英博覽會倫敦ニ開會 米國輸入茶検査規則中リード式試驗法改正(五月一日ヨリ) 日本茶業史出版(中央會議所編)

<p>榮西禪師安倍郡有度村ニ建設除幕式舉行(四月) 第一回製茶機械使用法講習會開催(六月聯合會議所) 本縣採切製茶法研究會ヲ開ク(聯合會議所七月) 中央會議所主催第一回全國製茶品評會ヲ静岡市ニ開 會出品四百二點(十月) 小鹿研究所ニ紅茶研究會開催(八月聯合會議所) 北滿及西比利亞地方(販路研究其他)爲メ商業練習 生ヲ派遣二箇年滯留(十二月)</p>	<p>茶業研究會ヲ開ク(一月聯合會議所) 仲小路農商務大臣茶業視察トシテ來縣ス(三月) 静岡磚茶株式會社成立(五月) 日本紅茶株式會社成立(六月) 米國大藏省輸入茶最高檢査官ミツチエル氏茶業視察 トシテ静岡縣ニ來ル(八月) 大谷嘉兵衛氏壽像ヲ静岡市清水山公園ニ建立シ除幕 式ヲ行フ(十一月) 再製茶工場ニ工場法適用サル(九月) 紅茶製造及茶樹品種改良ヲ獎勵ス(聯合會議所) 茶樹剪落暴騰ス(七月) 生葉一貫四錢一七錢 露國製茶檢査官トレチヤコフ一行六名日本茶業視察 ノ爲メ來縣ス(八月) 國立茶業試驗場設立費一五萬圓獻金ヲ決議(九月臨 時聯合會) 同上ニ付縣會亦縣費貳萬圓獻納議決 駿東茶園潮風害ヲ被ル(十月) 富士合資會社原崎源作氏茶況視察ノ爲メ南滿地方出 張(十一月)</p>	<p>米國大藏省製茶小容器ニ課稅(六月五日ヨリ)施行 中央會議所販路擴張委員松浦五兵衛氏米國ニ渡航シ テ茶況ヲ視察ス 第二回全國製茶品評會ヲ京都ニ開催 熊本縣ニ九州磚茶株式會社創立(六月) 製茶米國航路自由運賃一噸六弗六〇仙ヲ八弗ニ値上 四角 米國行製茶船腹大缺乏ニツキ静岡縣聯合會議所、再 製組合主トナリ農商務、逓信兩省ニ陳情汽船會社ト 交渉運賃一噸十八弗ニテ積取ニ解決(五月) 中央會議所紅茶製造注意書配布(四月) 茶樹品種研究會開會(七月中央會議所) 粗製濫獲警告書ヲ全國茶業者ニ配布(九月中央會議 所) 宇治茶園ニ葉捲蟲大發生(夏期)</p>
<p>大正 六 二五七七 一九一七</p>	<p>優良製茶工場ヲ表彰ス(一月聯合會議所) 國立茶業試驗場設置請願獻金壹萬五千圓增加議決 (一月聯合會) 本縣主催茶業學科高等講習會開催(四月) 静岡市内ニ茶商館六館新設アリ(四月) 粗製不長茶警告書ヲ聯合會議所ヨリ發ス(五月、九月 全國茶業者大會ヲ静岡市ニ開會、仲小路農相臨場訓 諭アリ(六月) 縣下茶園潮風被害激甚(九月) 各郡市選拔茶園品評會開催(八、九月審査)</p>	<p>中央會議所粗製濫獲警告書ヲ發ス(四月) 米國ニテ不正粗製茶輸入禁止條令増補(三月) 米國行製茶汽船運賃一噸十八弗ノモノ三十弗ニ昂騰 (五月) 加奈政府輸入茶一封印二十仙ヲ課稅ス(五月) 米國ニテ茶葉輸入禁止(六月)トナリ茶葉下落當業者 打撃ヲ受ク(八月) 第三回全國製茶品評會熊本市ニ開催、同時ニ全國茶 業大會開會(十月)</p>
<p>同 七 二五七八 一九一八</p>	<p>摘採及鎌使用禁止案出テタルモ可否論アリ否決 (一月聯合會) 製茶機械考案者表彰規定ヲ設ク(二月聯合會) 藤原郡茶業史完成(一月) 富士郡茶業史完成(一月) 國立茶業試驗場本縣内ニ設置確定(四月)縣及聯合會 議所拾萬圓寄附 農商務省農事試驗場技師廣部達三氏縣下製茶工場實 地指導ヲナス(六月)九月聯合會議所事業) 製茶才取手數料從來一貫五厘ノモノ六厘ニ値上 (八月) 静岡市佐瀬佐太郎製茶木莖分離機ヲ發明ス(九月) 榛原郡五和村、安倍郡麻機村等ニ茶樹餅病發生ス (十一月)</p>	<p>米國政府禁酒法案實施ニツキ米國茶業組合主トナリ 喫茶獎勵宣傳運動開始ノ議起ル(五月) 米國粗製茶輸入禁止條令及附帶規則一部改正(五月) ホートランド日本喫茶店閉店(七月中央會議所)</p>

<p>同 八 二五七九 一九一九</p>	<p>茶業者集談會ヲ開催(一月聯合會議所) 製茶木莖分離機發明者佐瀬佐太郎氏ヲ表彰ス(一月 聯合會議所) 製茶荷票料一貫弍錢五厘ノモノ參錢五厘ニ改ム (二月聯合會) 西遠地方晚霜ノ爲メ茶園被害激甚(四月二十三日) 縣内再製茶及茶商協議歩引取引價額ニ對シ百分ノ二 ニ一定ス(四月) 再製茶取引ニハ封度計算ヲナスコトヲ協定ス(四月 茶商間) 本縣關屋知事茶業視察ノ爲メ牧野原地方ニ出張(五 月) 國立茶業試驗場廳舎完成開場(四月) 再製業者、茶商等アウインハリソンス、アンド、ク ロツス、フェルド商會ニ製茶非賣ヲ決議ス(六月) 摘採比較試驗ヲナス(六月)小鹿研究所) 静岡縣茶業俱樂部茶業懸賞論文ヲ募集ス(七月) 静岡綠茶販賣株式會社静岡縣構内ニ製賣茶ヲ開始 (七月)</p>	<p>中央會議所府縣外移出茶荷物ニ荷票料一個ニ付六錢 五厘ヲ賦課ス(四月) 第五回全國製茶品評會三重縣津市ニ開催(十月) 米國行製茶船積運賃一噸ニツキ十弗ニ協定成レルモ 汽船會社間ニ積取競争起ル(五月) 農商務省ニテ全國茶業主任技術官協議會ヲ開催(十 一月) 印度茶業組合ハ輸出茶ヲ五分ニ制限ス(七月)</p>
<p>同 九 二五八〇 一九二〇</p>	<p>聯合會議所晩芽摘採ニ付警告書ヲ發ス(九月) 茶業者清水港修築方ニツキ請願ス(九月) 牧野原茶園ニ苦瓜蟲大發生(十月) 茶樹餅病縣下茶園ニ發生、被害面積一千町歩(十月) 粗製茶防止ニツキ茶業研究會開會(十二月静岡縣茶 業俱樂部主催)</p>	<p>聯合會議所所轄茶園ニ苦瓜蟲大發生(十月) 茶樹餅病縣下茶園ニ發生、被害面積一千町歩(十月) 粗製茶防止ニツキ茶業研究會開會(十二月静岡縣茶 業俱樂部主催)</p>

大正 十

一九二一

茶樹餅病防除ニツキ本縣ハ各郡市長ニ通牒ヲ發シ同
 時ニ防除法傳習ヲ開會(一月)
 茶業不振ニツキ現況宣傳(各戸ニ發シ宣傳講
 演會ヲ縣下各地ニ開催不況挽回ニ努ム(二月聯合會
 議所)
 本縣亦之ヲ助成ス
 尾崎、北川正副會頭退任ニツキ記念品ヲ贈呈(四月
 臨時聯合會)
 茶樹餅病大發生蔓延甚シ被害茶園七百六十町歩(五
 月)
 駿東郡茶業史完成(五月)
 牧野原茶業部技師丸尾文雄氏印度、錫蘭、瓜哇地方
 視察ノ爲メ派遣サル(七月)
 若芽摘勵行者ヲ表彰ス(十一月聯合會議所)

臺灣島龍茶米國輸出激減大不況總督府救済ス(二月)
 農商務省主要産茶府縣ニ講演會ヲ開催(三月)
 中央會議所全國茶業者ニ警告書ヲ發ス(四月)
 製茶積取ニツキ各汽船會社競争激烈(八月)
 本年度米國輸出茶激減茶業不振ナリ

跋

静岡縣茶業史成る。本書は尾崎會頭の時に企畫せられ、松浦會頭の時に脱稿し、予が會頭の時に出版せらるゝに到れるなり。されば予は其發行に關しては概ね前會頭の計畫を踏襲せるに過ぎず、内容其他に於て多く予の意見の加はれるもの莫し。

然れども本縣茶業に關する沿革を記述せるもの未だ有らず、是あるは本書を以て嚆矢とす。従つて本書に依りて始めて其基礎を得、本縣茶業の隆替消長の迹を知り得るに邇し。通覽して誤脱或は是無きを保し難し

と雖も、暫く上梓して、弘く其正誤補遺を大方に求め、以て其完備を他日の改訂増版に待つべく、斯くして本書の印行亦決して無用の事業にあらざるべきを信ず。乃ち一言を卷末に加ふ。

大正十四年九月

静岡縣茶業組合聯合會議所
會頭 中村圓一郎

大正十五年二月五日印刷
大正十五年二月十日發行

非賣品

發行所 静岡縣茶業組合聯合會議所

編輯兼發行人 瀧 恭 三
静岡市西草深町二十五番地 電話二十二番

印刷人 馬場 恒 三
静岡市横内町六十三番地

印刷所 馬場 印刷所
静岡市横内町六十三番地 電話一、三三九番

製本所 櫻井 製本所
静岡市外北安東

IK3N43



終